

徳島市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画)

改定版



令和5年9月

徳島市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画対象範囲	3
4 計画の期間・目標年度	3
第2章 地域の概要	4
1 自然的条件	4
2 社会的条件	6
第3章 ごみ処理基本計画	11
1 ごみ処理の現状	11
2 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来予測	60
3 ごみ処理の評価	69
4 ごみ処理に係る課題	76
5 ごみ処理に係る数値目標	78
6 基本方針	82
7 収集・運搬計画	102
8 中間処理計画	104
9 最終処分計画	105
10 清潔で美しいまちづくりの推進計画	105
11 その他ごみ処理に関し必要な事項	106
第4章 生活排水処理基本計画	107
1 生活排水処理の現状と課題	107
2 生活排水処理の課題	111
3 生活排水処理計画	112
4 収集・運搬計画	115
5 中間処理計画	116
6 最終処分計画	117
7 災害時のし尿処理に係る計画	117
8 その他し尿等の処理に関し必要な事項	117
第5章 計画の進捗管理	118

用語集

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画改定の趣旨

これまで続いてきた大量生産・消費という社会構造は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上など、一定の効果をもたらした。しかし、一方では廃棄物排出量の増加が環境への負荷を増大させる結果となり、近年、このような環境負荷からの脱却に向けた循環型社会への転換が求められるようになってきている。

廃棄物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとする各種廃棄物関係法令が整備され、廃棄物のリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進が求められている。

徳島市（以下、「本市」という。）では、平成 29 年 6 月に徳島市一般廃棄物処理基本計画を策定し、市民・事業者・行政の連携のもと、一般廃棄物の発生・排出抑制、再資源化等に取り組んでいる。

こうした状況の中、当該計画策定から約 5 年が経過し、廃棄物を取り巻く社会情勢や市民の意識等の変化をふまえて、ごみ及びし尿等の適正処理に加えて持続可能な社会の実現に向けた取組について検討する必要性が生じてきている。

以上より、本市における一般廃棄物に係る収集・運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画等を検討し、廃棄物事業の指標となる「一般廃棄物処理基本計画」を改定するものである。

2 計画の位置付け

本計画と関連計画・法律との関係は、図 1-1 に示すとおりである。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項（以下参照）に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、その他の関連計画との整合性の図られたものとする。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項】（原文）

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画
 （以下、「**一般廃棄物処理計画**」という。）を定めなければならない

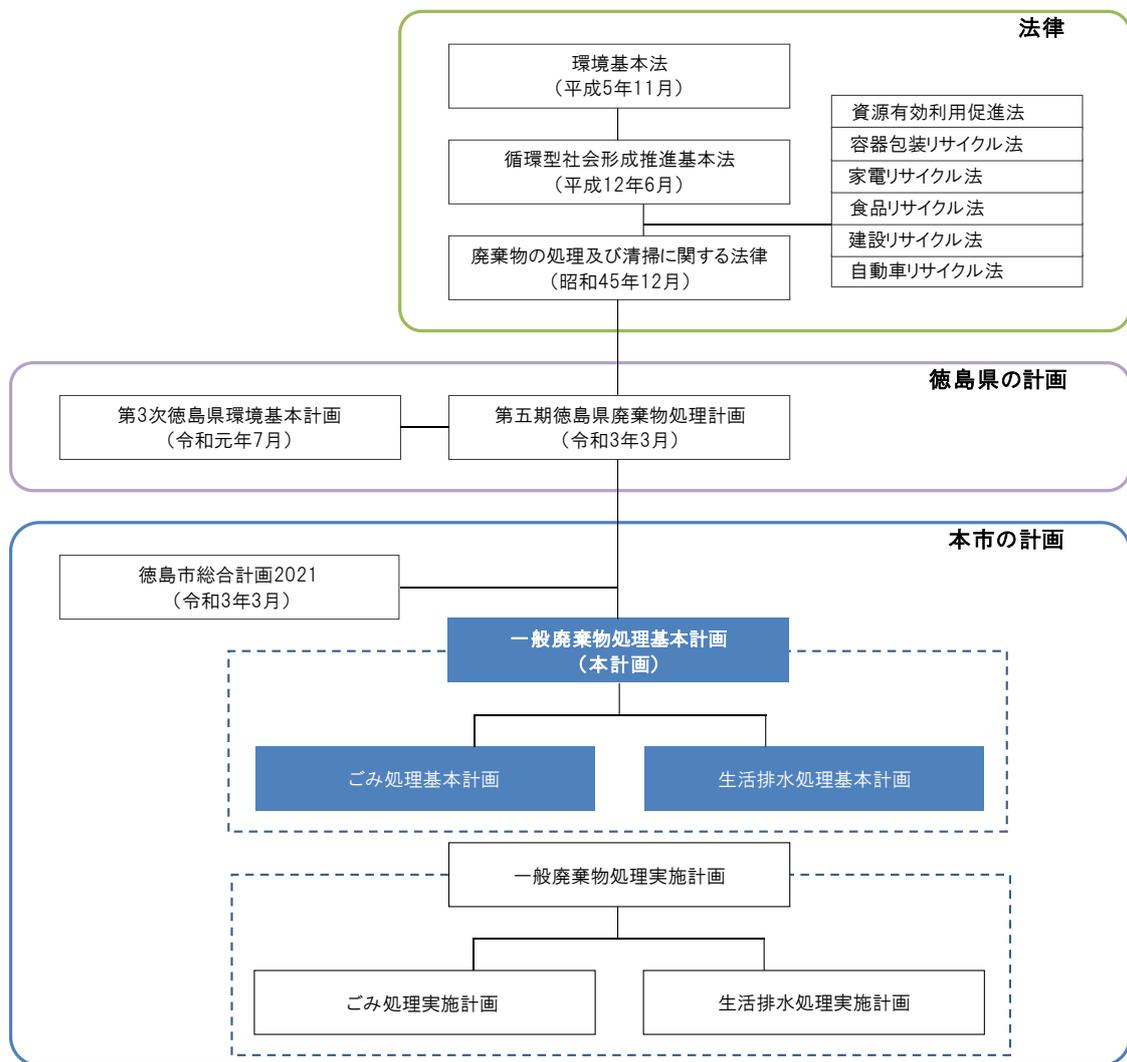
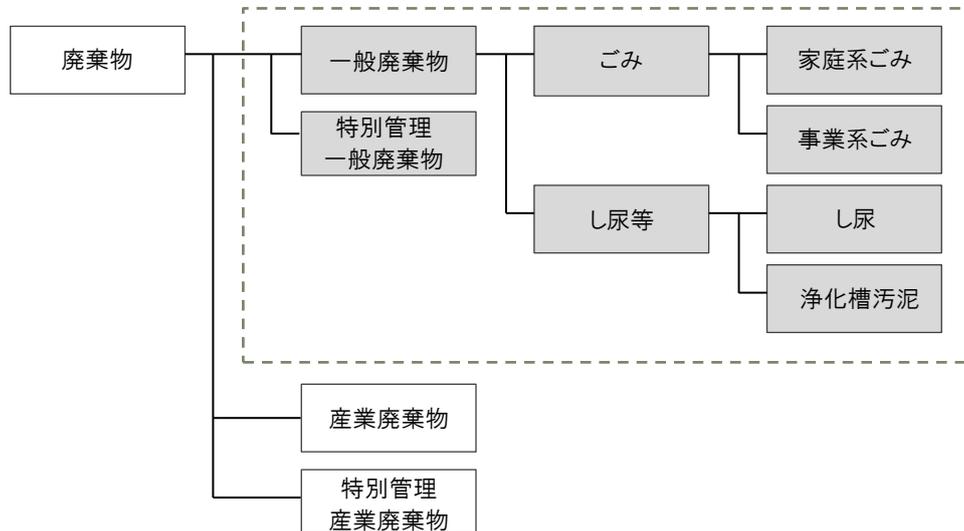


図 1-1 本計画と関連計画・法律との関係

3 計画対象範囲

計画対象範囲は、図 1-2 に示すとおりである。

本計画の計画対象範囲は、廃棄物のうち一般廃棄物を対象とする。



注) 灰色の網掛は本計画の適用範囲を示す。

図 1-2 計画対象範囲

4 計画の期間・目標年度

計画の期間・目標年度は、以下に示すとおりとする。

本計画では、平成 29 年度から 5 年後の令和 3 年度及び 10 年後の令和 8 年度を中間目標年度、15 年後の令和 13 年度を目標年度として設定している。

【計画の期間】

平成 29 年度から令和 13 年度までの 15 年間とする。

【計画目標年次】

中間目標年度 : 令和 3 年度 (平成 29 年度から 5 年後)

令和 8 年度 (平成 29 年度から 10 年後)

目標年度 : 令和 13 年度 (平成 29 年度から 15 年後)

第 2 章 地域の概要

1 自然的条件

(1) 位置及び地勢

本市の位置は、図 2-1 に示すとおりである。

本市は、四国東部に位置し、一級河川吉野川の沖積平野に発達した人口が約 25 万人の地方都市で、総面積は 191.52km² となっている。市域の東部は紀伊水道に臨み、南部は四国山地に連なる山々を背にした自然豊かな都市で、北部は吉野川によって地域に豊かな水を提供している。

本市の中心部には眉山や城山の豊かな緑があるほか、新町川やその支流である助任川、田宮川、佐古川、沖洲川など、大小 134 もの河川が市内を流れており、古くから水とともに発展し、現在でも水と緑のあふれる市街地が形成されている。

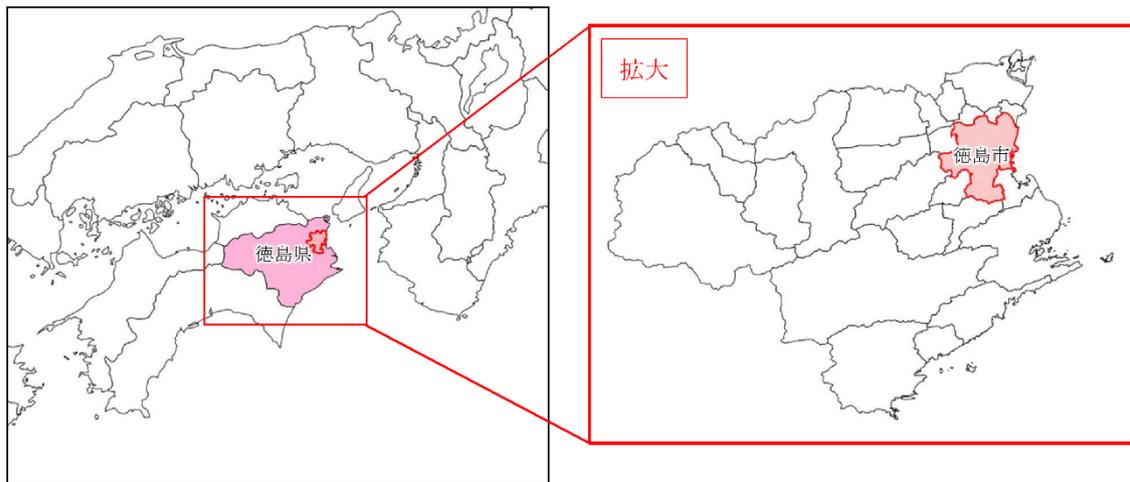


図 2-1 本市の位置

出典：「徳島市総合計画基礎調査業務～基礎指標調査～報告書（平成 27 年 12 月、徳島市）」

(2) 気象

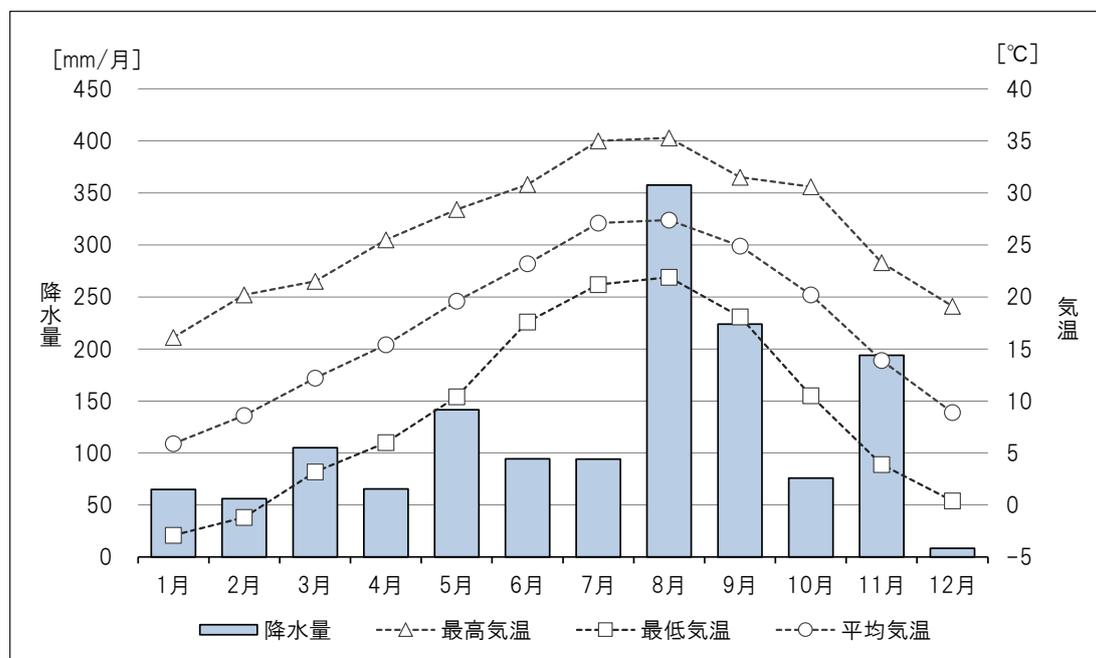
気象は、表 2-1 及び図 2-2 に示すとおりである。

本市の過去 5 年の平均気温は 16~18℃程度となっており、温暖な気候となっている。また、降水量は年間約 1,480~1,760mm となっている。

表 2-1 気象

	最高気温 [°C]	最低気温 [°C]	平均気温 [°C]	降水量 [mm]
平成 29 年	36.2	-0.7	16.7	1,496.0
平成 30 年	37.3	-3.3	17.1	1,760.0
令和元年	36.1	0.4	17.4	1,543.0
令和 2 年	37.7	-0.4	17.5	1,644.0
令和 3 年	35.3	-2.9	17.3	1,481.5

出典：気象庁（徳島気象観測所）



出典：気象庁（徳島気象観測所）

図 2-2 気象（令和 3 年 1 月～12 月）

2 社会的条件

(1) 人口等

ア 人口及び世帯数

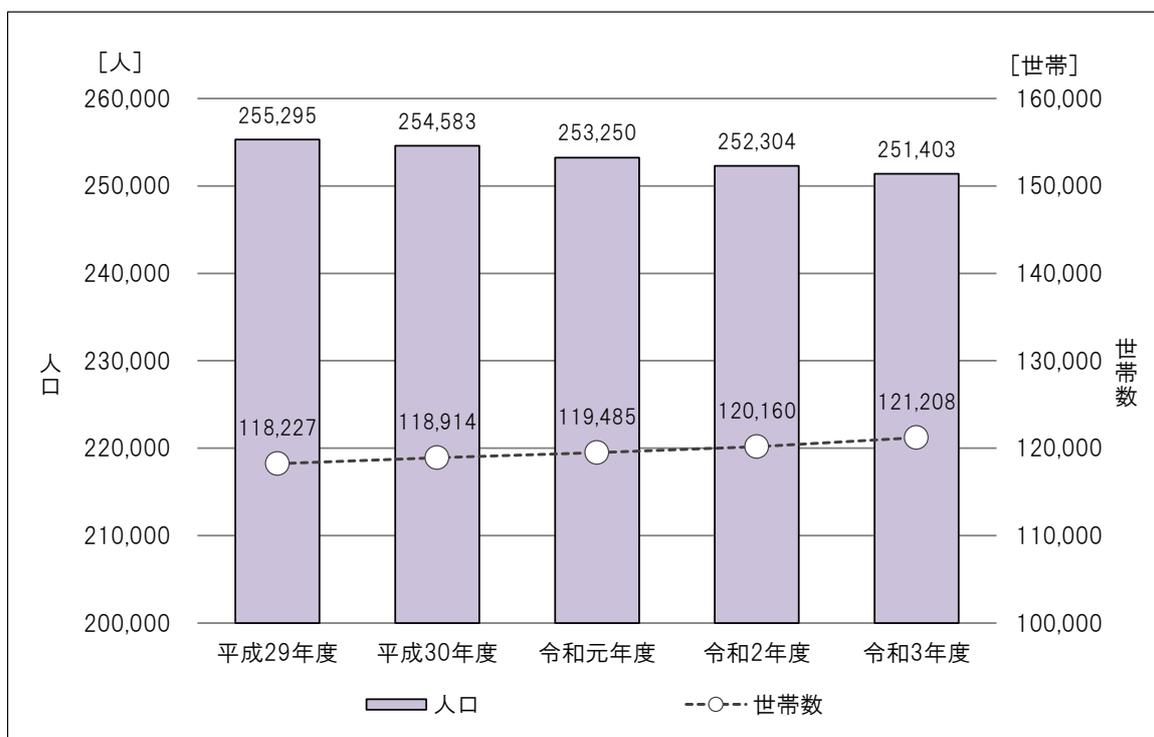
人口及び世帯数は、表 2-2 及び図 2-3 に示すとおりである。

人口は、毎年 700～1,300 人程度減少しており、令和 3 年度の総人口は、251,403 人となっている。

世帯数は、令和 3 年度に 121,208 世帯となっており、近年増加傾向となっている。

表 2-2 人口及び世帯数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総人口 [人]	255,295	254,583	253,250	252,304	251,403
世帯数 [世帯]	118,227	118,914	119,485	120,160	121,208



出典：徳島市 地区別住民基本台帳人口・世帯数

図 2-3 人口及び世帯数

イ 年齢構成

年齢構成は、表 2-3 及び図 2-4 に示すとおりである。

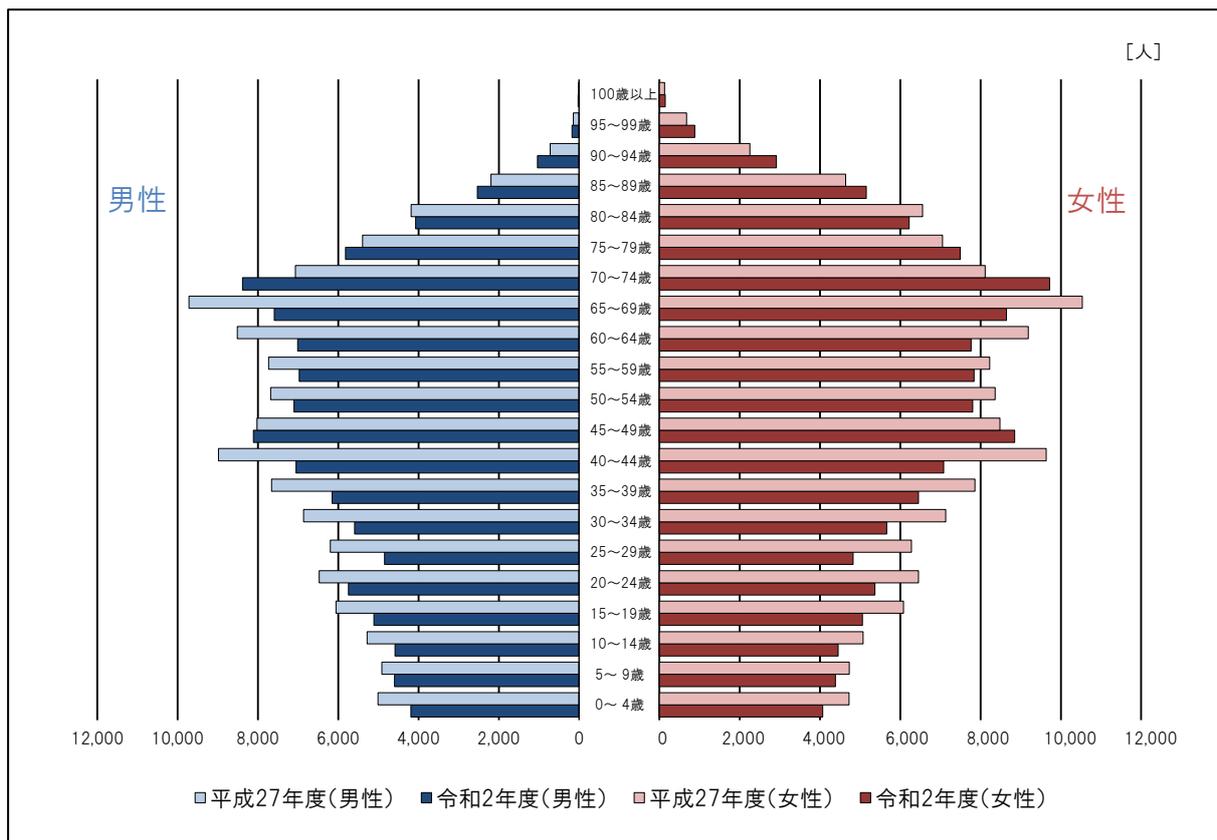
年齢構成は、平成 27 年度の国勢調査結果において 65～69 歳の割合が男女共に最も多くなっている。また、平成 27 年度と令和 2 年度の国勢調査結果を比較した結果、44 歳以下の割合が減少し、70 歳以降の割合が増加していることから、高齢化が進んでいるものと考えられる。

表 2-3 年齢構成

[単位：人]

年齢	平成 27 年度		令和 2 年度	
	男	女	男	女
0～4 歳	5,009	4,725	4,189	4,067
5～9 歳	4,916	4,728	4,595	4,384
10～14 歳	5,281	5,073	4,587	4,450
15～19 歳	6,055	6,082	5,109	5,059
20～24 歳	6,472	6,453	5,744	5,370
25～29 歳	6,199	6,277	4,846	4,827
30～34 歳	6,864	7,133	5,593	5,663
35～39 歳	7,662	7,860	6,149	6,452
40～44 歳	8,985	9,637	7,051	7,082
45～49 歳	8,024	8,481	8,111	8,848
50～54 歳	7,682	8,364	7,101	7,803
55～59 歳	7,732	8,230	6,971	7,840
60～64 歳	8,513	9,190	7,012	7,762
65～69 歳	9,718	10,531	7,590	8,644
70～74 歳	7,065	8,117	8,386	9,721
75～79 歳	5,392	7,051	5,819	7,492
80～84 歳	4,183	6,557	4,069	6,222
85～89 歳	2,193	4,638	2,535	5,151
90～94 歳	719	2,254	1,035	2,917
95～99 歳	141	674	180	881
100 歳以上	17	128	26	143
年齢「不詳」	4,192	3,357	13,490	11,425
計	123,014	135,540	120,188	132,203
	258,554		252,391	

出典：国勢調査（平成 27 年度、令和 2 年度）



出典：国勢調査（平成27年度、令和2年度）

注）年齢「不詳」を除く。

図 2-4 年齢構成

(2) 産業構成

産業構成は、表 2-4 及び図 2-5 に示すとおりである。

本市は第 3 次産業の割合が最も多くなっており、その中でも卸売・小売業の割合が多くなっている。

表 2-4 産業構成

産業	平成 26 年		平成 28 年	
	就業者数 [人]	構成比 [%]	就業者数 [人]	構成比 [%]
農林漁業	630	0.44	583	0.46
第 1 次産業計	630	0.44	583	0.46
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	7,482	5.24	7,610	6.01
製造業	12,291	8.61	11,489	9.07
第 2 次産業計	19,773	13.85	19,099	15.08
電気・ガス熱供給・水道業	828	0.58	482	0.38
情報通信業	2,884	2.02	2,053	1.62
運輸業、郵便業	5,488	3.84	5,507	4.35
卸売業・小売業	28,195	19.75	27,190	21.46
金融業・保険業	5,013	3.51	4,818	3.80
不動産業、物品賃貸業	3,823	2.68	4,133	3.26
学術研究、専門・技術サービス業	4,261	2.99	4,282	3.38
宿泊業、飲食サービス業	13,778	9.65	13,605	10.74
生活関連サービス業、娯楽業	5,982	4.19	5,754	4.54
教育、学習支援業	10,078	7.06	7,079	5.59
医療、福祉	24,546	17.20	21,308	16.82
複合サービス事業	976	0.68	735	0.58
サービス業	11,079	7.76	10,063	7.94
公務	5,412	3.79		
第 3 次産業計	122,343	85.71	107,009	84.46
合計	142,746	100.00	126,691	100.00

出典：経済センサス（平成 26 年度、平成 28 年度）総務省・経済産業省

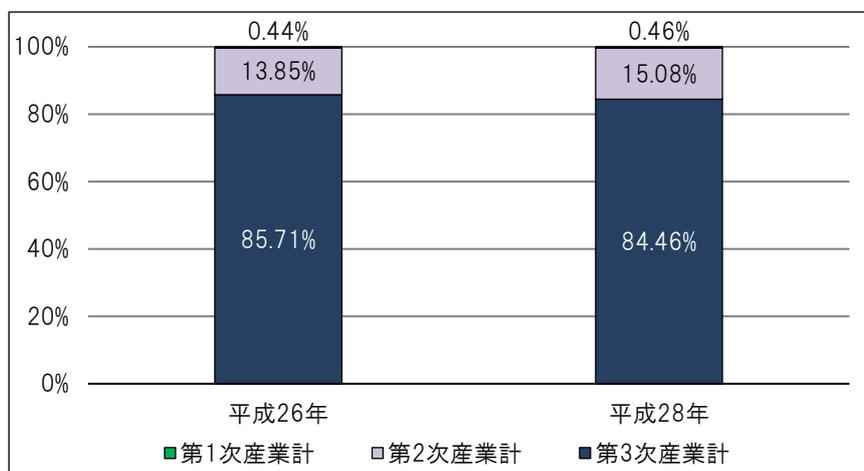


図 2-5 産業構成

(3) 土地利用状況

土地利用状況は、図 2-6 及び表 2-5 に示すとおりである。

本市では、山林の占める割合が最も多く 30%程度、次いで宅地が 29%程度となっている。

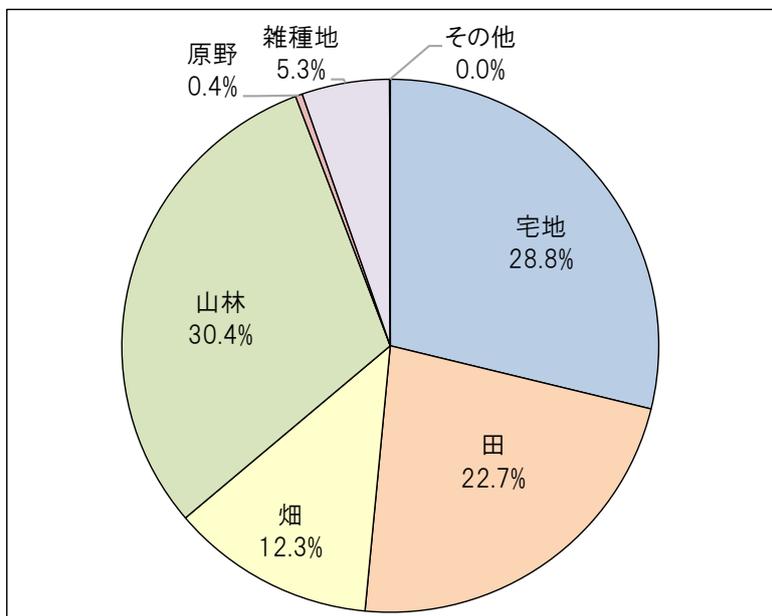


図 2-6 土地利用状況 (評価総地積)

表 2-5 土地利用状況 (評価総地積)

	面積 [m ²]	構成比 [%]
宅地	30,919,957	28.8
田	24,353,218	22.7
畑	13,216,057	12.3
山林	32,668,005	30.4
原野	450,117	0.4
雑種地	5,663,403	5.3
その他	46,924	0.0
合計	107,317,681	100.0

出典：「令和 3 年版 徳島市統計年報」

注) 四捨五入の関係で、合計が合致しない場合がある。

第 3 章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量等

ア ごみ排出量

ごみ排出量の推移は、図 3-1、図 3-2 及び表 3-1 に示すとおりである。

近年の総ごみ排出量は、減少傾向で推移している。

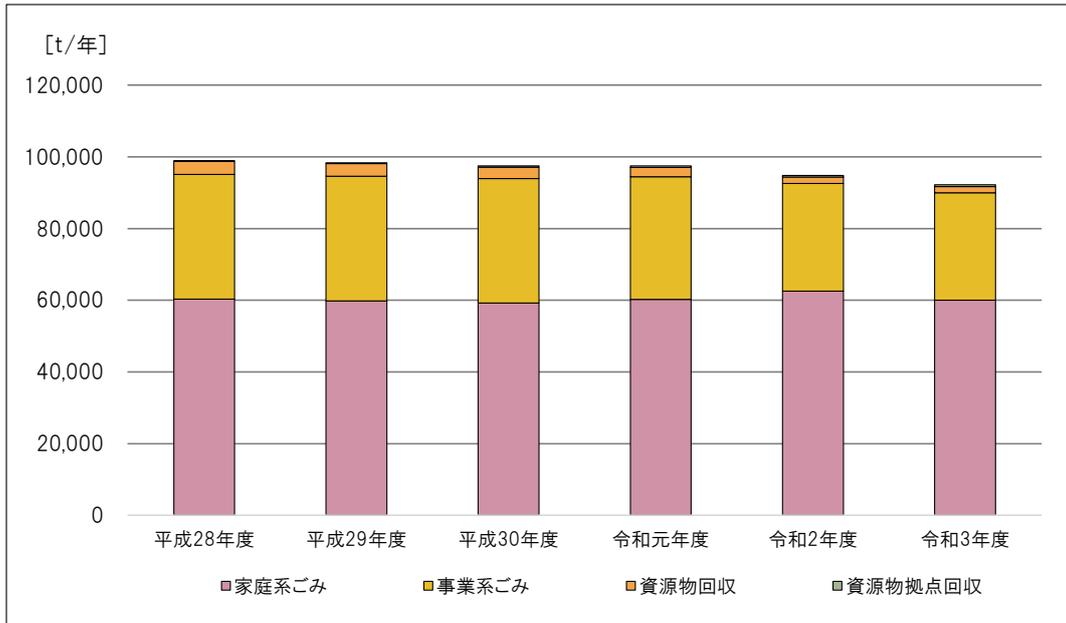


図 3-1 ごみ排出量の推移（排出形態別）

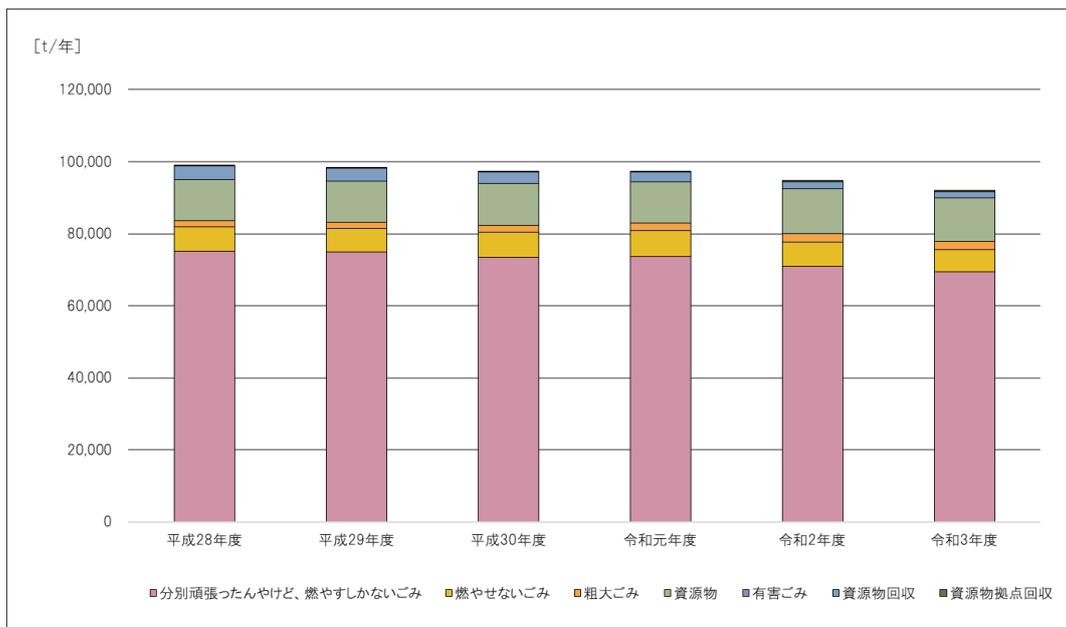


図 3-2 ごみ排出量の推移（ごみ種別）

表 3-1 ごみ排出量の推移

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	
(a)行政区域内人口 [人]		258,191	257,492	256,599	255,237	252,391	250,879	
計画収集人口		258,191	257,492	256,599	255,237	252,391	250,879	
自家処理人口		0	0	0	0	0	0	
(b) 家庭系 [t/年]	直営	分別頑張った んやけど、燃 やすしかない ごみ	43,919	43,538	42,530	43,490	44,132	42,351
		燃やせないごみ	3,184	3,088	3,228	3,227	3,551	3,244
		粗大ごみ	1,707	1,738	1,916	2,006	2,342	2,355
		古紙類	4,383	4,251	4,323	4,111	4,490	4,620
		缶・びん・ ペットボトル	3,602	3,565	3,548	3,627	3,913	3,589
		プラスチック 製容器包装	3,490	3,553	3,639	3,705	4,058	3,823
		有害ごみ	48	54	48	44	46	46
	小計	60,333	59,787	59,232	60,210	62,532	60,028	
(c) 事業系 [t/年]	収集	可燃系	29,582	29,777	29,346	28,691	25,654	25,835
		不燃系	2,398	2,416	2,606	2,715	2,257	2,030
	小計		31,980	32,193	31,952	31,406	27,911	27,865
	一般 持込	可燃系	1,622	1,545	1,520	1,491	1,199	1,289
		不燃系	1,126	1,100	1,243	1,309	922	811
	小計		2,748	2,645	2,763	2,800	2,121	2,100
	収集 + 一般 持込	可燃系	31,204	31,322	30,866	30,182	26,853	27,124
		不燃系	3,524	3,516	3,849	4,024	3,179	2,841
小計		34,728	34,838	34,715	34,206	30,032	29,965	
(d)ごみ総量 [t/年] (=(b)+(c)+(f))		95,242	94,866	94,254	94,785	93,003	90,448	
(e)資源物回収運動 [t/年]		3,686	3,496	3,183	2,651	1,809	1,729	
(f)資源物拠点回収 [t/年] ※		181	241	307	369	439	455	
(g)ごみ排出量 [t/年] (=(d)+(e))		98,928	98,362	97,437	97,436	94,812	92,177	

出典：市資料

※徳島市エコステーションにおける廃乾電池回収量は除く

イ 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、図 3-3 に示すとおりである。

分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみは平成 28 年度から平成 30 年度にかけて減少していたが、その後横ばいで推移している。

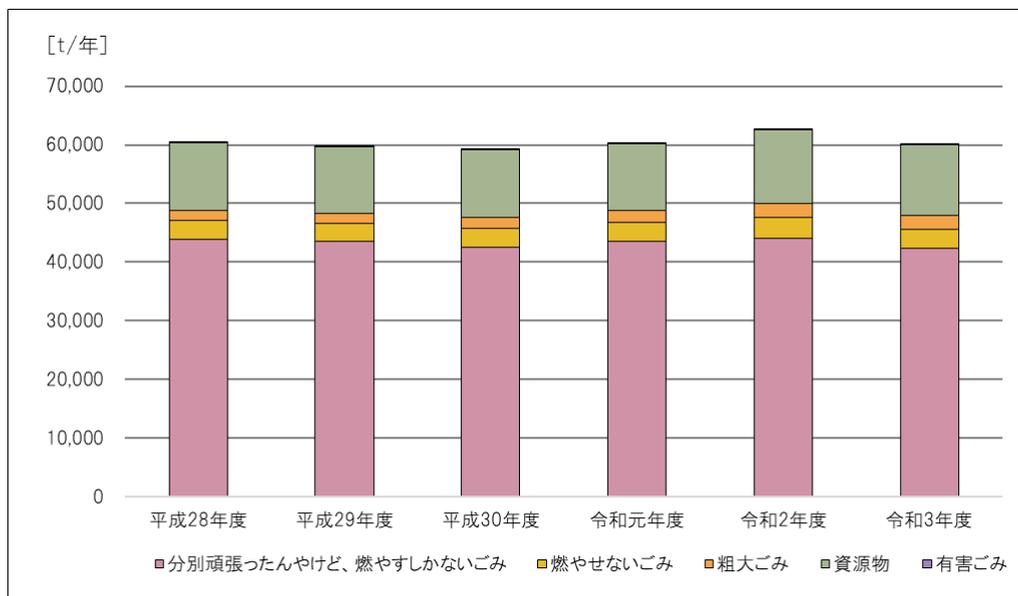


図 3-3 家庭系ごみ排出量の推移

ウ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図 3-4 に示すとおりである。

可燃系、不燃系いずれも減少傾向である。特に、令和 2 年度において、可燃系ごみの大幅な減少により総排出量が減少している。

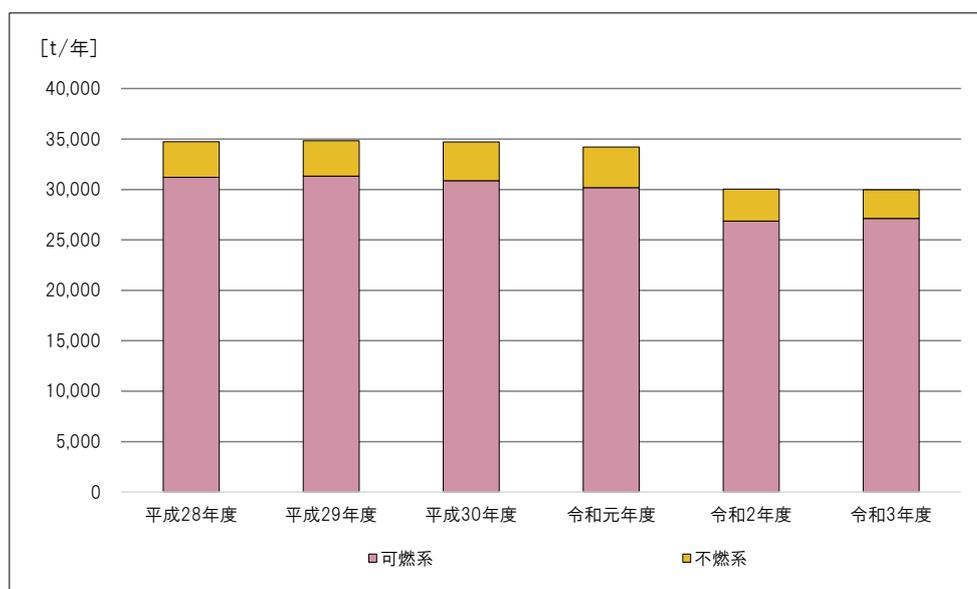


図 3-4 事業系ごみ排出量の推移

エ 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移は、図 3-5 及び表 3-2 に示すとおりである。

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、資源物の増加に伴い令和2年度に一時的に増加しているが、その他の年の推移は横ばいである。

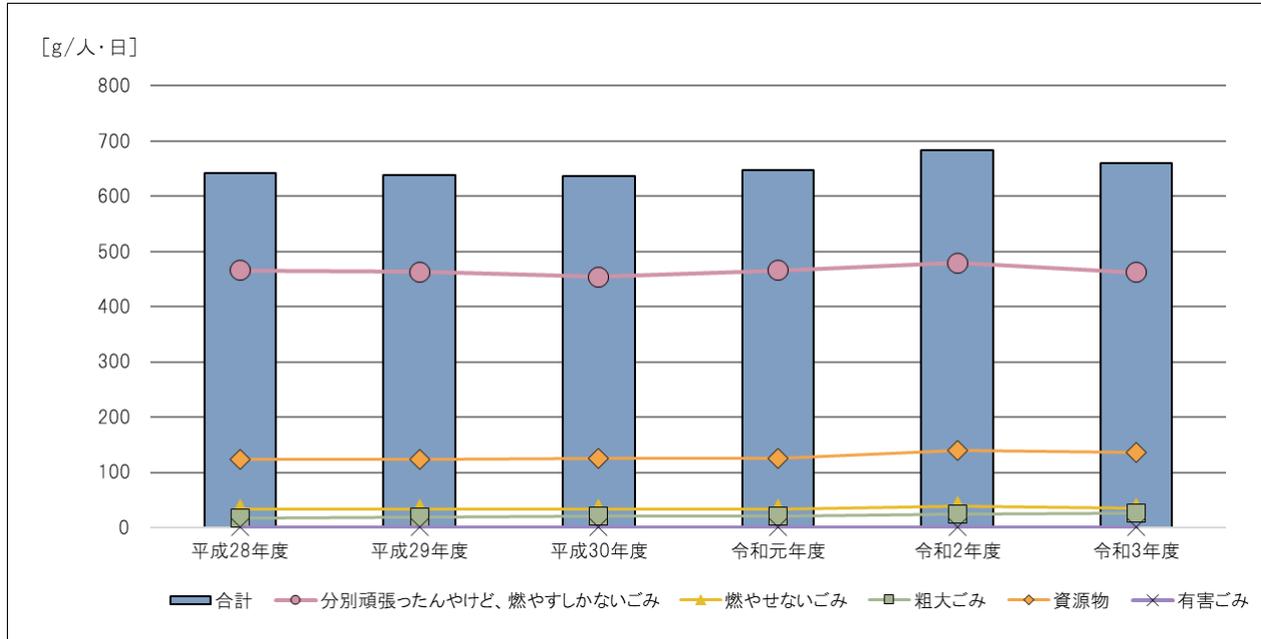


図 3-5 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

表 3-2 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
分別頑張ったんやけど、燃やすすかないごみ [g/人・日]	466.0	463.2	454.1	465.5	479.1	462.5
燃やせないごみ [g/人・日]	33.8	32.9	34.5	34.5	38.5	35.4
粗大ごみ [g/人・日]	18.1	18.5	20.5	21.5	25.4	25.7
資源物 [g/人・日]	123.7	123.5	126.2	126.4	140.0	136.4
有害ごみ [g/人・日]	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
合計 [g/人・日]	642.1	638.7	635.8	648.4	683.5	660.5

出典：市資料

◆1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

家庭から1人1日あたりどのくらいの量のごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出される。

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 [g/人・日]

=家庭系ごみ排出量 [t/年] × 10⁶ ÷ 人口 [人] ÷ 年間日数 (365 又は 366) [日/年]

オ 1日あたりの事業系ごみ排出量

1日あたりの事業系ごみ排出量の推移は、図 3-6 及び表 3-3 に示すとおりである。

可燃系、不燃系がいずれも減少傾向である。特に、令和2年度において、可燃系ごみの大幅な減少により全体量が減少している。

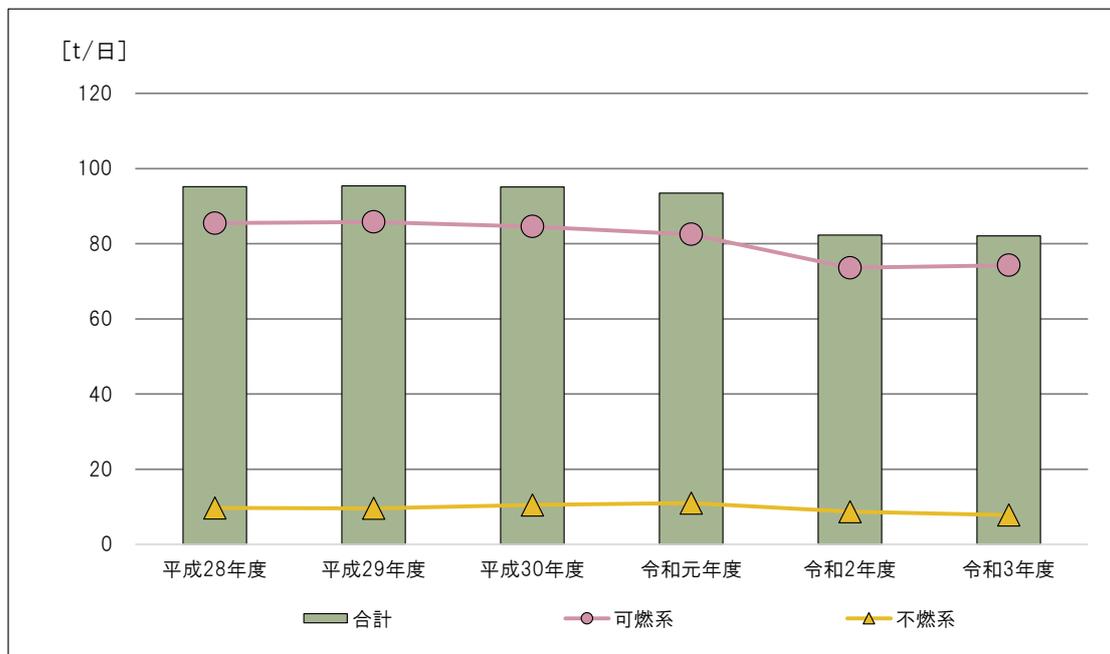


図 3-6 1日あたりの事業系ごみ排出量

表 3-3 1日あたりの事業系ごみ排出量

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
可燃系 [t/日]	85.5	85.8	84.6	82.5	73.6	74.3
不燃系 [t/日]	9.7	9.6	10.5	11.0	8.7	7.8
合計 [t/日]	95.2	95.4	95.1	93.5	82.3	82.1

出典：市資料

◆1日あたりの事業系ごみ排出量

事業所から1日あたりどのくらい量のゴミが排出されているのかを表すものであり、下式で算出される。

1日あたりの事業系ごみ排出量 [t/日]

=事業系ごみ排出量 [t/年] ÷ 年間日数 (365 又は 366) [日/年]

カ 1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

本市の1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較は、図 3-7 及び表 3-4 に示すとおりである。

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、徳島県平均や全国平均よりも多い。

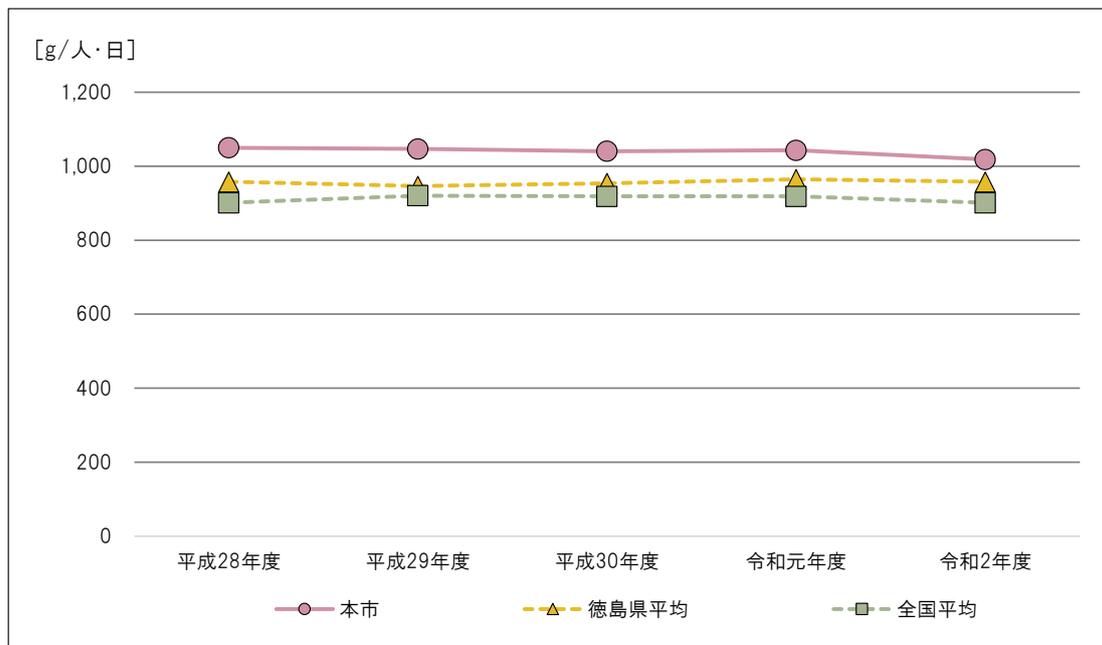


図 3-7 本市の1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

表 3-4 本市の1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
本市 [g/人・日]	1,049.7	1,046.6	1,040.3	1,043.0	1,018.2
徳島県平均 [g/人・日]	945.0	946.2	953.9	964.1	957.7
全国平均 [g/人・日]	924.6	920.1	918.6	918.5	900.8

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、市資料

◆1人1日あたりのごみ排出量

本市から1年間に排出されるごみの量を1人1日あたりの量に換算したものであり、下式で算出される。

1人1日あたりのごみ排出量 [g/人・日]

$$= (\text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} + \text{事業系ごみ排出量 [t/年]} + \text{資源物回収運動 [t/年]} + \text{資源物拠点回収 [t/年]}) \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div \text{年間日数 (365 又は 366) [日/年]}$$

キ 1人1日あたりのごみ排出量の類似自治体との比較

類似自治体における1人1日あたりのごみ排出量は、図 3-8 及び表 3-5 に示すとおりである。

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、類似自治体の中においてごみ排出量が多い上位となっている。

【類似自治体とは？】

類似自治体は全国の地方自治体のうち、人口が20万人～30万人の地方自治体のことをいう。類似自治体の一覧は、下表に示すとおりである。

番号	都道府県	自治体名	番号	都道府県	自治体名
1	北海道	函館市	21	神奈川県	厚木市
2	青森県	青森市	22	神奈川県	大和市
3	青森県	八戸市	23	新潟県	長岡市
4	岩手県	盛岡市	24	福井県	福井市
5	山形県	山形市	25	長野県	松本市
6	福島県	福島市	26	静岡県	富士市
7	茨城県	水戸市	27	三重県	津市
8	茨城県	つくば市	28	大阪府	茨木市
9	群馬県	伊勢崎市	29	大阪府	八尾市
10	群馬県	太田市	30	大阪府	寝屋川市
11	埼玉県	春日部市	31	兵庫県	伊丹市
12	埼玉県	上尾市	32	兵庫県	加古川市
13	埼玉県	草加市	33	兵庫県	宝塚市
14	千葉県	市原市	34	島根県	松江市
15	千葉県	八千代市	35	広島県	呉市
16	東京都	府中市	36	山口県	下関市
17	東京都	調布市	37	徳島県	徳島市
18	東京都	西東京市	38	佐賀県	佐賀市
19	神奈川県	平塚市	39	長崎県	佐世保市
20	神奈川県	茅ヶ崎市			

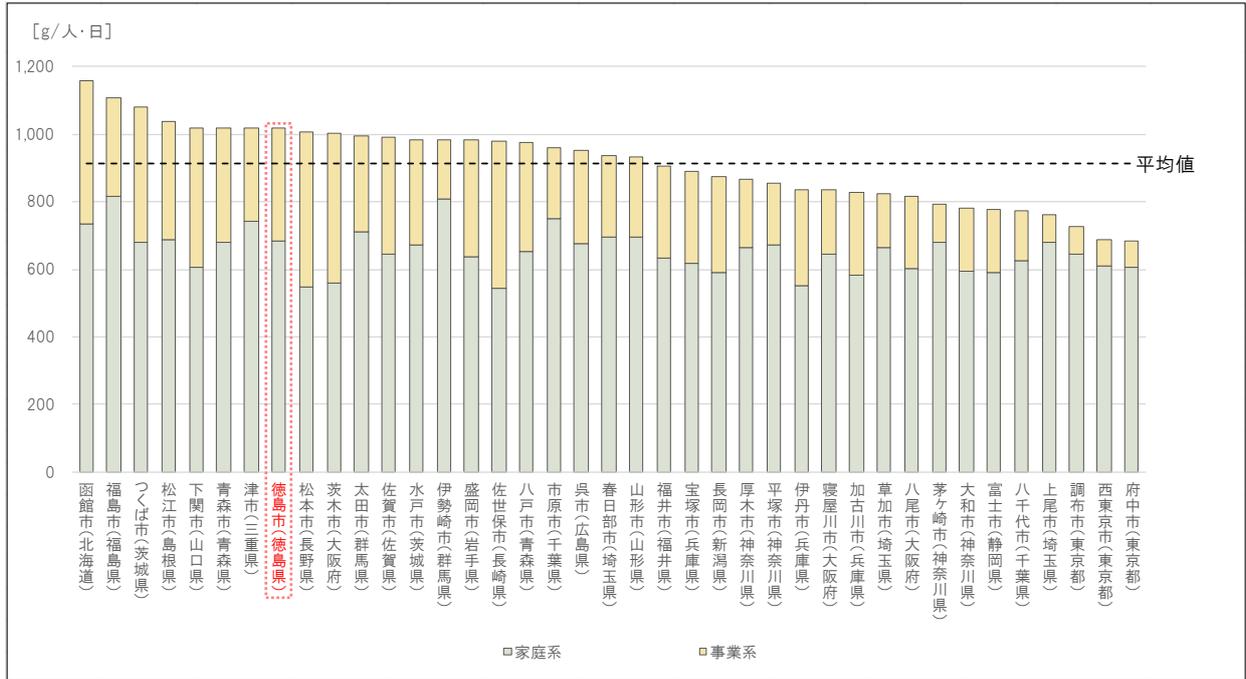


図 3-8 類似自治体における 1 人 1 日あたりのごみ排出量

表 3-5 類似自治体における1人1日あたりのごみ排出量

[単位：g/人・日]

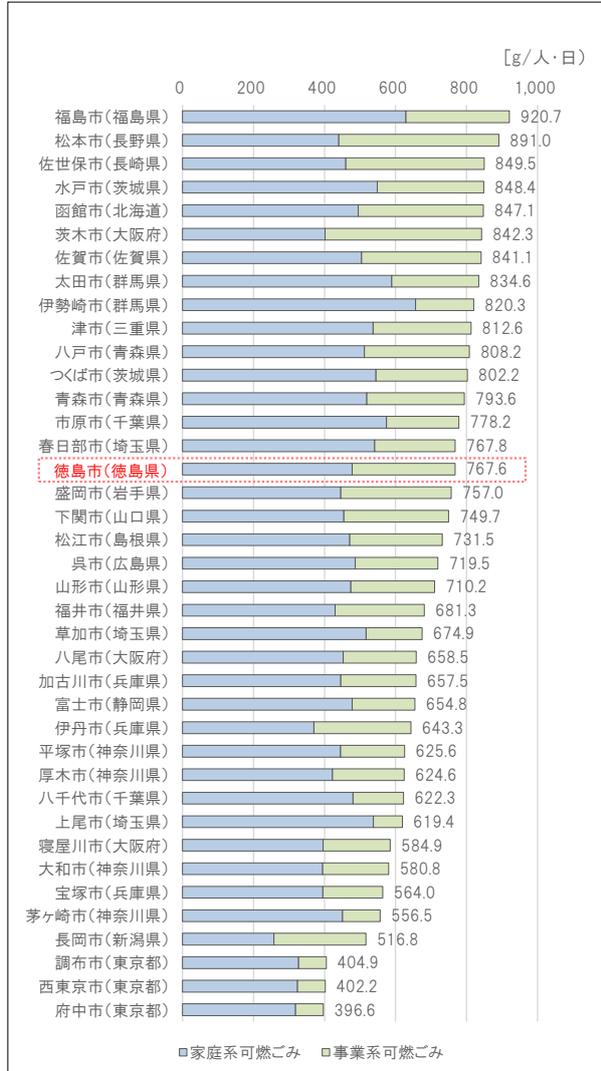
順位	自治体名	1人1日あたりのごみ排出量	順位	自治体名	1人1日あたりのごみ排出量
1	函館市（北海道）	1,160	21	山形市（山形県）	932
2	福島市（福島県）	1,107	22	福井市（福井県）	907
3	つくば市（茨城県）	1,079	23	宝塚市（兵庫県）	890
4	松江市（島根県）	1,035	24	長岡市（新潟県）	875
5	下関市（山口県）	1,020	25	厚木市（神奈川県）	867
6	青森市（青森県）	1,018	26	平塚市（神奈川県）	853
7	津市（三重県）	1,018	27	伊丹市（兵庫県）	837
8	徳島市（徳島県）	1,018	28	寝屋川市（大阪府）	836
9	松本市（長野県）	1,008	29	加古川市（兵庫県）	828
10	茨木市（大阪府）	1,001	30	草加市（埼玉県）	823
11	太田市（群馬県）	995	31	八尾市（大阪府）	815
12	佐賀市（佐賀県）	992	32	茅ヶ崎市（神奈川県）	793
13	水戸市（茨城県）	984	33	大和市（神奈川県）	781
14	伊勢崎市（群馬県）	983	34	富士市（静岡県）	777
15	盛岡市（岩手県）	982	35	八千代市（千葉県）	773
16	佐世保市（長崎県）	980	36	上尾市（埼玉県）	763
17	八戸市（青森県）	974	37	調布市（東京都）	725
18	市原市（千葉県）	961	38	西東京市（東京都）	688
19	呉市（広島県）	954	39	府中市（東京都）	684
20	春日部市（埼玉県）	938			
				平均値	914

出典：「令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、市資料

【可燃ごみの内訳（家庭系、事業系）】

- 本市は、家庭系可燃ごみの排出量が中位程度となっている。

(全体)



(全体のうち家庭系)



※茨木市は、ごみ分別区分において可燃ごみがないことから「混合ごみ」の実績値によって整理した。

出典：「令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

図 3-9 類似自治体における可燃ごみの内訳

(2) ごみ処理の流れ

ア ごみ処理フロー

令和3年度現在の収集・運搬、中間処理、最終処分の体制は、表3-6に示すとおりである。また、ごみ処理の流れは、図3-10に示すとおりである。

分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみは、東部環境事業所及び西部環境事業所の2ヶ所のごみ焼却施設で焼却している。

燃やせないごみは、2ヶ所の民間の不燃物減量・再資源化施設で選別を行い、鉄・アルミ・カレットを回収している。残渣は最終処分場に搬出するが、残渣のうち、プラスチック類は溶融固化により減容化を行っている。

粗大ごみは、手選別によりふとん類とそれ以外を分け、ふとん類以外は破碎・選別後、鉄・アルミを回収している。不燃残渣は最終処分場、可燃残渣及び裁断後のふとん類は焼却施設に搬出している。

缶・びん・ペットボトルは不燃物減量・再資源化施設、プラスチック製容器包装は民間のプラスチック製容器包装中間処理施設で選別し、鉄・アルミ等を回収した後、圧縮・梱包している。残渣の処理方法は粗大ごみと同様である。

新聞、雑誌・ダンボール・紙パックについては、収集したものを古紙業者へ搬入して圧縮梱包し、製紙業者へ引き渡している。

有害ごみは、東部環境事業所で一時保管し、再資源化業者へ引き渡している。

なお、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装の一部は西部環境事業所の廃棄物運搬中継施設で大型車に積み替えを行った後、民間施設に搬入している。また、本市は最終処分場を有していないため、焼却残渣、不燃物減量・再資源化施設及びプラスチック製容器包装中間処理施設で発生する不燃残渣は、一般財団法人徳島県環境整備公社に委託し、当公社が保有する徳島東部処分場に埋立処分している。

表 3-6 収集・運搬、中間処理、最終処分の体制（令和3年度現在）

			運営・管理
収集・運搬			直営（一部民間委託）
中間処理	東部環境事業所	ごみ焼却施設	直営
	西部環境事業所	ごみ焼却施設	直営
		廃棄物運搬中継施設	直営
	飯谷町不燃物減量・再資源化施設		(株)三紅
	丈六町不燃物減量・再資源化施設		(株)三幸クリーンサービスセンター
プラスチック製容器包装中間処理施設		(株)三幸クリーンサービスセンター	
最終処分	徳島東部処分場		一般財団法人徳島県環境整備公社

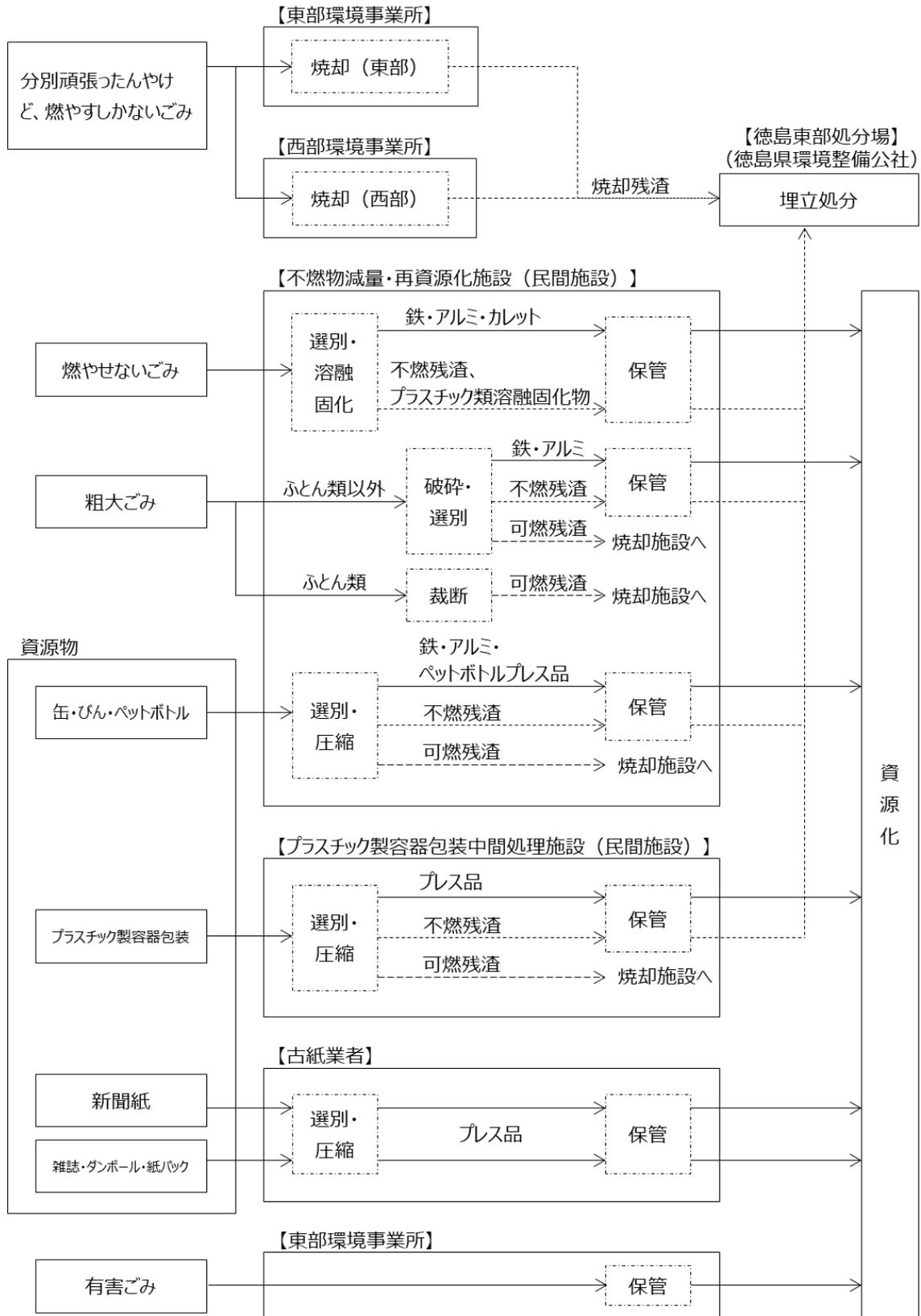
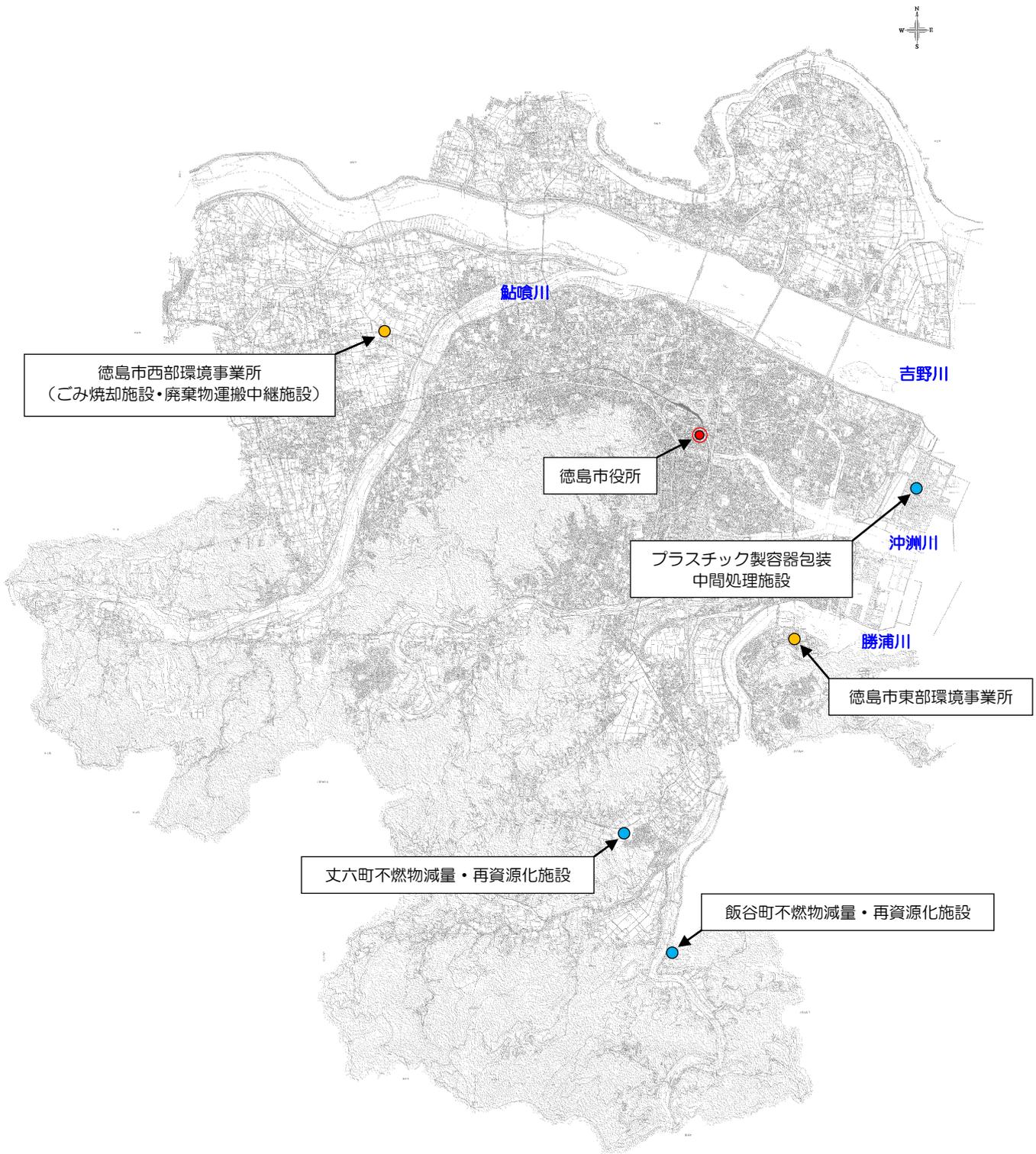


図 3-10 ごみ処理フロー（令和3年度現在）

注) 缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装の一部は西部環境事業所の廃棄物運搬中継施設で大型車に積み替えを行った後、民間施設に搬入している。



出典：徳島市地形図

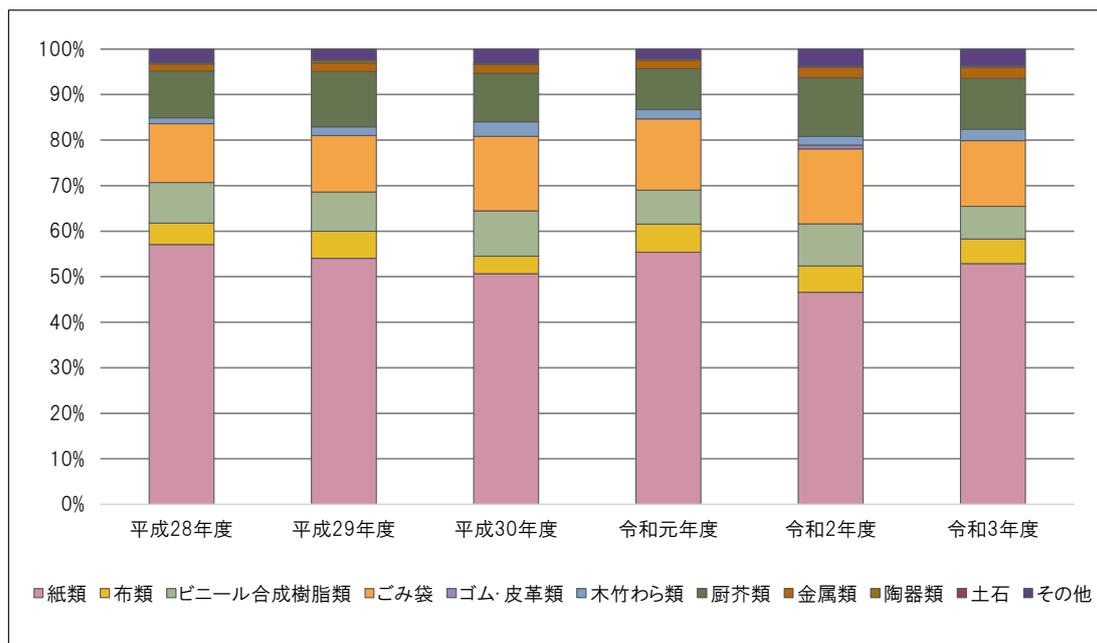
図 3-11 ごみ処理施設の位置図（令和3年度現在）

(3) ごみの性状

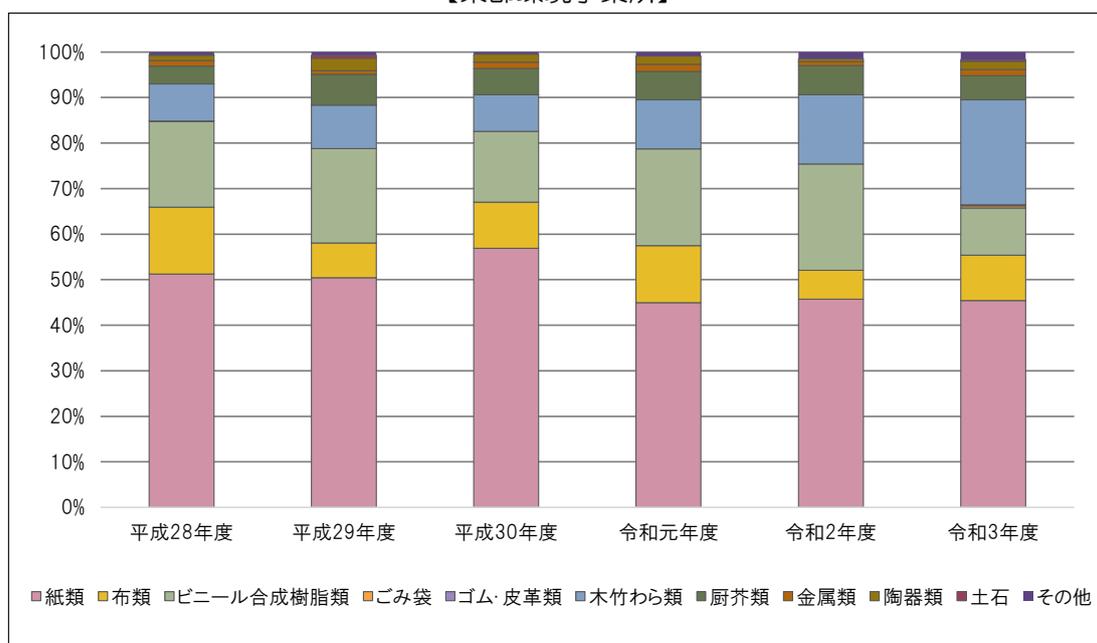
ア ごみ焼却施設のピットごみの性状

ごみ焼却施設におけるごみの性状の推移は、図 3-12～図 3-14 及び表 3-7 に示すとおりである。

種類組成については、東部・西部環境事業所ともに紙類が最も多く、半分程度となっている。三成分については、可燃分が半分程度を占めている。また、低位発熱量は 8,300～11,400kJ/kg 程度となっている。

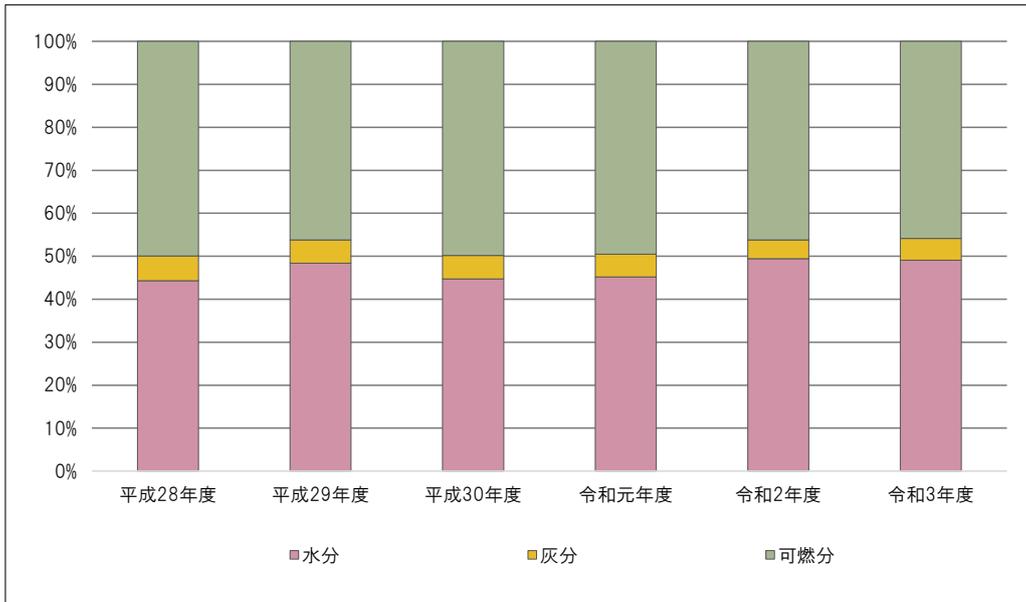


【東部環境事業所】

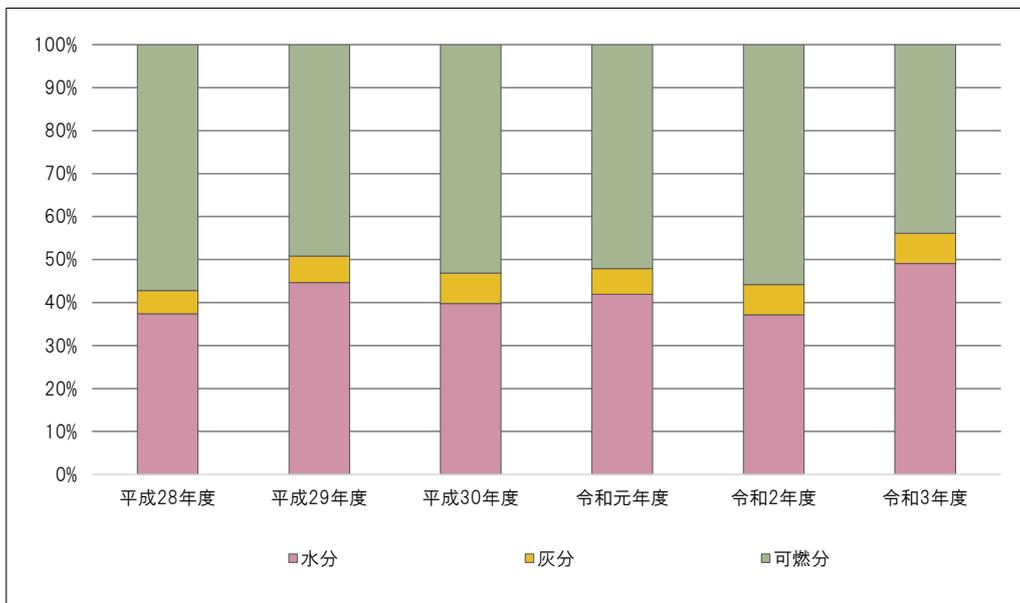


【西部環境事業所】

図 3-12 ごみの種類組成 (乾燥重量ベース) の推移

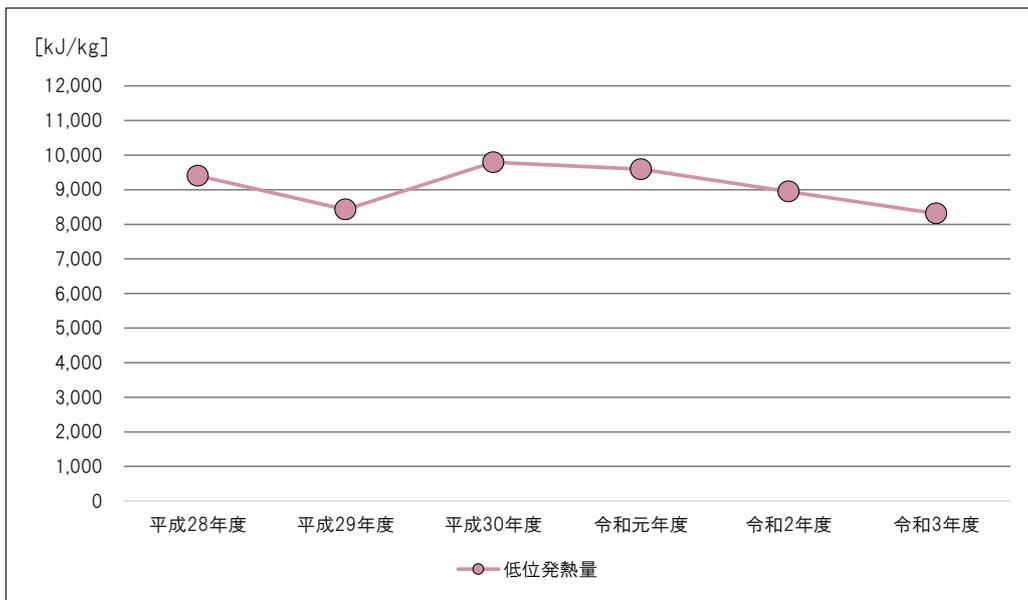


【東部環境事業所】

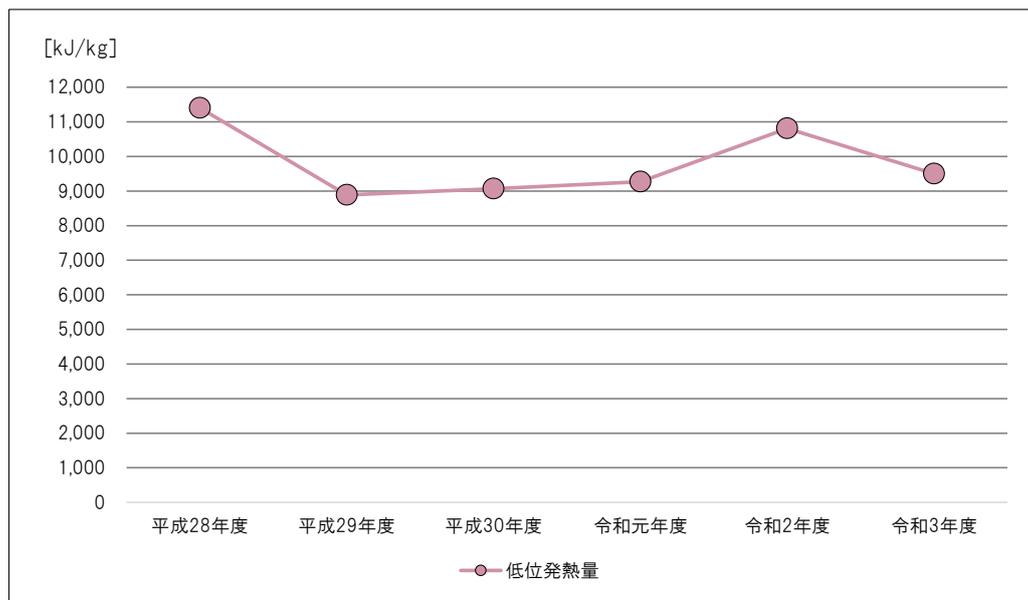


【西部環境事業所】

図 3-13 三成分の推移



【東部環境事業所】



【西部環境事業所】

図 3-14 低位発熱量の推移

表 3-7 (1) ごみ焼却施設におけるごみの性状 (東部環境事業所)

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
ごみ質分類 [%]	紙類	57.07	54.06	50.68	55.39	46.56	52.84
	布類	4.69	5.95	3.81	6.16	5.81	5.38
	ビニール合成樹脂類	8.94	8.57	9.97	7.45	9.22	7.19
	ごみ袋	12.91	12.40	16.34	15.64	16.47	14.41
	ゴム・皮革類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.85	0.00
	木竹わら類	1.27	1.95	3.20	2.07	1.88	2.54
	厨芥類	10.24	12.12	10.69	8.98	12.90	11.09
	金属類	1.60	1.90	1.92	1.91	2.34	2.52
	陶器類	0.28	0.60	0.30	0.25	0.14	0.26
	土石	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他	2.99	2.47	3.09	2.15	3.83	3.70
	合計	99.99	100.02	100.00	100.00	100.00	99.93
三成分 [%]	水分	44.28	48.40	44.70	45.20	49.39	49.40
	灰分	5.81	5.40	5.50	5.30	4.36	5.10
	可燃分	49.91	46.20	49.80	49.50	46.20	46.20
		合計	100.00	100.00	100.00	100.00	99.95
単位容積重量 (kg/m ³)		216	216	212	210	214	218
低位発熱量 (kJ/kg)		9,403	8,428	9,793	9,589	8,945	8,311
元素分析 [%]	炭素	26.77	21.33	26.62	26.71	25.52	23.34
	水素	3.91	3.06	3.86	3.84	3.67	3.33
	窒素	0.19	0.35	0.20	0.28	0.23	0.19
	酸素	21.48	21.34	20.21	20.61	18.89	20.87
	硫黄	0.01	0.01	0.02	0.04	0.01	0.01
	塩素	0.12	0.11	0.05	0.06	0.10	0.12

注) 各年度の分析結果の平均値を記載

表 3-7 (2) ごみ焼却施設におけるごみの性状 (西部環境事業所)

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
ごみ質分類 [%]	紙類	51.27	50.42	56.88	44.96	45.60	45.00
	布類	14.64	7.62	10.15	12.54	6.30	9.85
	ビニール合成樹脂類	18.85	20.77	15.52	21.22	23.30	10.28
	ごみ袋	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.48
	ゴム・皮革類	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20
	木竹わら類	8.11	9.52	8.05	10.79	15.10	22.83
	厨芥類	3.92	6.78	5.77	6.18	6.40	5.28
	金属類	1.22	0.82	1.40	1.59	0.90	1.33
	陶器類	1.14	2.70	1.75	1.79	0.60	1.75
	土石	0.23	0.67	0.00	0.00	0.00	0.43
	その他	0.53	0.72	0.49	0.92	1.50	1.63
	合計	100.01	100.02	100.01	99.99	99.70	99.06
三成分 [%]	水分	37.36	44.65	39.79	41.93	37.14	49.10
	灰分	5.44	6.16	7.06	5.98	7.06	7.00
	可燃分	57.20	49.19	53.15	52.10	55.79	43.90
		合計	100.00	100.00	100.00	100.01	99.99
単位容積重量 (kg/m ³)		166	158	152	146	161	218
低位発熱量 (kJ/kg)		11,403	8,889	9,068	9,271	10,813	9,500
元素分析 [%]	炭素	30.89	25.80	26.39	26.35	29.79	22.50
	水素	3.69	3.36	3.36	3.51	4.08	2.92
	窒素	0.50	0.29	0.40	0.43	0.42	0.36
	酸素	21.80	19.50	22.90	21.74	21.39	18.07
	硫黄	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	塩素	0.44	0.24	0.10	0.07	0.11	0.07

注) 各年度の分析結果の平均値を記載

イ 収集ごみの性状

(ア) 分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ

収集ごみの性状は、表 3-8 に示すとおりである。

家庭系・事業系とも、紙類の割合が最も高く、厨芥類、プラスチック類と続く。

表 3-8 (1) 家庭系分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみの性状【令和 3 年度調査】

[単位：％]

		八万地区	新町地区	多家良地区	平均	
紙類	新聞・折り込み広告	7.5	10.2	3.3	7.1	41.4
	雑誌	1.4	3.2	1.0	1.9	
	段ボール	1.9	5.8	1.2	3.0	
	紙パック	1.9	0.7	1.4	1.3	
	容器包装の紙類	2.5	0.8	1.3	1.5	
	リサイクル可能な紙	3.1	0.8	2.2	2.0	
	紙おむつ	8.6	9.8	7.6	8.7	
	その他の紙くず	18.0	11.7	18.4	15.9	
プラスチック類	ペットボトル(残留物有)	0.0	0.8	0.0	0.3	9.3
	ペットボトル(残留物無)	0.0	0.0	0.0	0.0	
	発泡スチロール類	0.0	0.0	0.0	0.0	
	食品用トレイ	0.1	0.8	0.0	0.3	
	カップ・パック類	1.0	1.4	0.2	0.9	
	袋・ラップ類	4.6	4.3	3.9	4.3	
	ボトル類	0.3	0.8	0.0	0.4	
	容器包装を除く袋類	2.2	1.5	1.6	1.8	
	その他リサイクル可能なもの	0.3	0.1	0.1	0.1	
	その他プラスチック	0.0	0.6	0.1	0.2	
	収集袋	0.7	1.3	1.0	1.0	
繊維類		13.6	7.6	1.5	7.5	7.5
ゴム・皮革類		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
草・木・竹類		2.4	9.4	13.3	8.5	8.5
厨芥類	未利用食品	0.3	2.8	2.4	1.9	33.0
	食べ残し・調理くず	29.5	25.2	38.7	31.1	
その他の可燃ごみ		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属類	鉄類(缶)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3
	鉄類(その他)	0.0	0.0	0.0	0.0	
	アルミ類(缶)	0.0	0.0	0.0	0.0	
	アルミ類(その他)	0.0	0.0	0.0	0.0	
	その他金属類	0.0	0.0	0.7	0.2	
ガラス類	容器包装びん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	その他のびん	0.0	0.0	0.0	0.0	
	日用雑貨類	0.0	0.0	0.0	0.0	
	照明器具類	0.0	0.0	0.0	0.0	
陶磁器類		0.0	0.2	0.0	0.1	
有害ごみ	乾電池	0.0	0.1	0.0	—	—
	体温計	0.0	0.0	0.0	—	
	蛍光灯	0.0	0.0	0.0	—	
その他の不燃ごみ		0.0	0.0	0.0	—	—
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量 (kg/m ³)		234.22	222.97	216.09	224.43	

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

表 3-8 (2) 事業系分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみの性状【令和3年度調査】

[単位：%]

		A社	B社	C社	平均	
紙類	新聞・折り込み広告	4.0	2.5	2.1	2.9	40.9
	雑誌	0.5	0.0	1.0	0.5	
	段ボール	1.8	2.2	0.9	1.7	
	紙パック	1.8	1.4	1.4	1.5	
	容器包装の紙類	3.0	3.3	2.2	2.9	
	リサイクル可能な紙	0.7	2.4	6.9	3.3	
	紙おむつ	0.7	10.9	10.1	7.2	
	その他の紙くず	21.1	18.4	23.9	21.1	
プラスチック類	ペットボトル(残留物有)	0.5	0.3	0.4	0.4	19.3
	ペットボトル(残留物無)	0.0	0.0	0.0	0.0	
	発泡スチロール類	0.6	0.1	0.3	0.3	
	食品用トレイ	0.7	0.1	0.3	0.4	
	カップ・パック類	2.7	1.8	2.9	2.4	
	袋・ラップ類	7.5	8.0	15.3	10.2	
	ボトル類	0.4	0.3	0.3	0.3	
	容器包装を除く袋類	1.3	0.8	0.7	1.0	
	その他リサイクル可能なもの	0.0	0.0	0.0	0.0	
	その他プラスチック	1.1	1.2	1.5	1.3	
	収集袋	3.6	1.9	3.6	3.0	
繊維類	1.5	0.6	1.7	1.3	1.3	
ゴム・皮革類	0.4	0.2	0.1	0.3	0.3	
草・木・竹類	3.1	14.2	1.6	6.4	6.4	
厨芥類	未利用食品	6.0	0.7	8.4	5.0	30.8
	食べ残し・調理くず	35.9	27.2	13.8	25.9	
その他の可燃ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
金属類	鉄類(缶)	0.1	0.0	0.1	0.1	0.6
	鉄類(その他)	0.0	0.0	0.0	0.0	
	アルミ類(缶)	0.1	0.2	0.2	0.2	
	アルミ類(その他)	0.0	0.0	0.0	0.0	
	その他金属類	0.3	0.8	0.0	0.4	
ガラス類	容器包装びん	0.4	0.4	0.1	0.3	0.3
	その他のびん	0.0	0.0	0.0	0.0	
	日用雑貨類	0.0	0.0	0.0	0.0	
	照明器具類	0.0	0.0	0.0	0.0	
陶磁器類	0.0	0.0	0.0	0.0		
有害ごみ	乾電池	0.0	0.1	0.0	—	—
	体温計	0.0	0.0	0.0	—	
	蛍光灯	0.0	0.0	0.0	—	
その他の不燃ごみ	0.0	0.0	0.0	—	—	
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量 (kg/m ³)		229.69	214.69	180.94	208.44	

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

(イ) 燃やせないごみ

燃やせないごみの性状は、表 3-9 に示すとおりである。

表 3-9 家庭系燃やせないごみの性状【令和 3 年度調査】

[単位：%]

		渭北 A 地区	上八万 A 地区	佐古 A 地区	渭北 B 地区	上八万 B 地区	佐古 B 地区	平均	
紙類	新聞・折り込み広告	0.3	0.5	0.3	0.3	0.5	0.3	0.4	2.0
	雑誌	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.1	
	段ボール	0.0	0.0	0.2	0.5	0.0	0.0	0.1	
	紙パック	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	
	容器包装の紙類	0.1	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.2	
	リサイクル可能な紙	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	紙おむつ	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.1	
	その他の紙くず	2.2	2.0	0.7	1.2	0.0	1.3	1.2	
プラスチック類	ペットボトル(残留物有)	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	30.7
	ペットボトル(残留物無)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	発泡スチロール類	0.0	0.0	0.6	1.4	0.0	0.1	0.4	
	食品用トレイ	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	カップ・パック類	0.3	0.0	0.0	0.3	0.0	0.1	0.1	
	袋・ラップ類	0.3	0.0	0.2	0.5	0.2	0.4	0.3	
	ボトル類	0.5	0.1	0.3	0.0	0.5	0.4	0.3	
	容器包装を除く袋類	1.1	1.4	1.1	1.2	1.0	0.7	1.1	
	その他リサイクル可能なもの	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	その他プラスチック	20.1	31.3	28.2	21.6	29.3	31.7	27.5	
収集袋	0.8	1.0	1.1	0.9	1.0	0.6	0.9		
繊維類		8.5	16.7	11.2	6.9	10.4	8.6	10.6	10.6
ゴム・皮革類		16.1	12.9	8.3	12.5	21.5	9.6	13.8	13.8
草・木・竹類		1.3	0.8	1.7	4.2	0.2	1.9	1.7	1.7
厨芥類	未利用食品	0.0	0.0	0.2	0.5	0.5	0.2	0.2	0.3
	食べ残し・調理くず	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.1	
その他の可燃ごみ		0.4	1.8	0.6	0.1	1.5	0.0	0.7	0.7
金属類	鉄類(缶)	0.0	0.7	0.0	0.2	0.0	0.3	0.2	31.7
	鉄類(その他)	31.9	18.4	3.2	28.1	11.7	0.6	16.0	
	アルミ類(缶)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	アルミ類(その他)	0.1	0.1	0.4	0.4	1.0	0.2	0.4	
	その他金属類	10.0	0.0	29.4	7.0	12.7	30.5	15.2	
ガラス類	容器包装びん	0.9	1.0	3.4	2.2	1.7	0.4	1.6	8.4
	その他のびん	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	
	日用雑貨類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.4	
	照明器具類	0.2	0.1	0.0	0.0	0.2	0.2	0.1	
陶磁器類		3.0	7.1	8.2	3.7	5.4	6.4	5.7	
有害ごみ	乾電池	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1	—	—
	体温計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	
	蛍光灯	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	
その他の不燃ごみ		1.5	1.1	0.0	4.8	0.4	2.6	—	—
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量 (kg/m ³)		165.78	140.78	261.09	130.16	212.34	207.66		186.30

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

(ウ) 缶・びん・ペットボトル

缶・びん・ペットボトルの性状は、表 3-10 に示すとおりである。

表 3-10 缶・びん・ペットボトルの性状【令和3年度調査】

[単位：％]

		富田地区	多家良地区	新町地区	平均	
紙類	新聞・折り込み広告	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2
	雑誌	0.0	0.0	0.0	0.0	
	段ボール	0.0	0.1	0.0	0.0	
	紙パック	0.0	0.1	0.0	0.0	
	容器包装の紙類	0.0	0.1	0.0	0.0	
	リサイクル可能な紙	0.0	0.0	0.0	0.0	
	紙おむつ	0.0	0.0	0.0	0.0	
	その他の紙くず	0.1	0.1	0.0	0.1	
プラスチック類	ペットボトル(残留物有)	23.9	16.0	20.6	20.2	33.7
	ペットボトル(残留物無)	10.1	9.1	7.1	8.7	
	発泡スチロール類	0.0	0.0	0.0	0.0	
	食品用トレイ	0.0	0.0	0.0	0.0	
	カップ・パック類	0.1	0.1	0.0	0.1	
	袋・ラップ類	0.1	0.3	0.1	0.1	
	ボトル類	1.6	1.5	0.9	1.3	
	容器包装を除く袋類	0.6	0.6	0.5	0.6	
	その他リサイクル可能なもの	0.1	0.0	0.1	0.1	
	その他プラスチック	0.2	0.1	0.0	0.1	
	収集袋	1.9	2.8	2.5	2.4	
繊維類		0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
ゴム・皮革類		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
草・木・竹類		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
厨芥類	未利用食品	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1
	食べ残し・調理くず	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他の可燃ごみ		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属類	鉄類(缶)	5.3	6.6	7.6	6.5	20.8
	鉄類(その他)	1.1	2.8	0.1	1.4	
	アルミ類(缶)	13.3	13.8	10.4	12.5	
	アルミ類(その他)	0.0	0.1	0.0	0.0	
	その他金属類	0.7	0.0	0.5	0.4	
ガラス類	容器包装びん	39.9	45.1	49.1	44.7	45.2
	その他のびん	0.7	0.0	0.5	0.4	
	日用雑貨類	0.0	0.2	0.0	0.1	
	照明器具類	0.0	0.0	0.0	0.0	
陶磁器類		0.1	0.0	0.0	0.0	
有害ごみ	乾電池	0.0	0.0	0.0	—	—
	体温計	0.0	0.0	0.0	—	
	蛍光灯	0.0	0.0	0.0	—	
その他の不燃ごみ		0.0	0.0	0.1	—	—
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量 (kg/m ³)		96.09	75.78	37.50	69.79	

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

(エ) プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装の性状は、表 3-11 に示すとおりである。

表 3-11 プラスチック製容器包装の性状【令和3年度調査】

[単位：％]

		八万地区	新町地区	川内地区	平均	
紙類	新聞・折り込み広告	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
	雑誌	0.0	0.0	0.0	0.0	
	段ボール	0.0	0.0	0.0	0.0	
	紙パック	0.1	0.1	0.1	0.1	
	容器包装の紙類	0.2	0.1	0.2	0.1	
	リサイクル可能な紙	0.0	0.1	0.0	0.0	
	紙おむつ	0.1	0.0	0.0	0.0	
	その他の紙くず	1.0	0.3	0.4	0.6	
プラスチック類	ペットボトル(残留物有)	1.0	0.6	0.8	0.8	94.0
	ペットボトル(残留物無)	0.0	0.0	0.0	0.0	
	発泡スチロール類	1.4	2.0	1.9	1.7	
	食品用トレイ	4.2	4.6	5.3	4.7	
	カップ・パック類	25.5	24.9	28.8	26.4	
	袋・ラップ類	34.6	37.7	34.9	35.8	
	ボトル類	11.9	9.7	11.1	10.9	
	容器包装を除く袋類	2.4	3.4	3.3	3.1	
	その他リサイクル可能なもの	2.2	3.0	2.4	2.5	
	その他プラスチック	4.0	5.5	5.2	4.9	
	収集袋	2.4	3.7	3.6	3.2	
繊維類		1.8	0.5	0.3	0.9	0.9
ゴム・皮革類		0.2	0.3	0.2	0.2	0.2
草・木・竹類		0.3	0.0	0.0	0.1	0.1
厨芥類	未利用食品	1.7	0.5	0.3	0.8	2.3
	食べ残し・調理くず	1.5	1.9	0.8	1.4	
その他の可燃ごみ		1.2	0.2	0.1	0.5	0.5
金属類	鉄類(缶)	0.0	0.2	0.0	0.1	0.4
	鉄類(その他)	0.1	0.2	0.0	0.1	
	アルミ類(缶)	0.0	0.0	0.0	0.0	
	アルミ類(その他)	0.4	0.2	0.0	0.2	
	その他金属類	0.0	0.0	0.0	0.0	
ガラス類	容器包装びん	1.6	0.2	0.1	0.6	0.8
	その他のびん	0.1	0.0	0.0	0.0	
	日用雑貨類	0.1	0.2	0.0	0.1	
	照明器具類	0.0	0.0	0.0	0.0	
陶磁器類		0.0	0.0	0.0	0.0	
有害ごみ	乾電池	0.0	0.0	0.0	—	—
	体温計	0.0	0.0	0.0	—	
	蛍光灯	0.0	0.0	0.0	—	
その他の不燃ごみ		0.0	0.0	0.0	—	—
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量 (kg/m ³)		17.34	19.69	33.75	23.59	

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

(4) ごみの減量化・再資源化の現状

ア 施策の実施状況

本市は、平成 11 年 4 月から市内全域で資源物の分別収集を開始し、平成 16 年 10 月から分別収集を開始したプラスチック製容器包装を含めて、8 分別でごみの収集を行っている。

家庭及び事業所におけるごみの減量・再資源化を推進するため、以下の取組を行っている。

(ア) 生ごみ減量対策事業

a 生ごみ減量対策事業の取組

本市では、生ごみ減量対策事業として以下の 4 つに取り組んでいる。各取組における補助対象等は、表 3-12 に示すとおりである。

- 1) 密閉式生ごみ処理容器交付及び講習会支援（平成 7 年度～）
- 2) ボカシづくり団体支援（平成 9 年～）
- 3) 電気式生ごみ処理機購入補助（平成 13 年度～）
- 4) 生ごみ処理容器（キエーロ）購入補助（令和 4 年度～）

表 3-12 生ごみ減量対策事業の概要

		概要
密閉式生ごみ処理容器交付	対象者	本市に住所を有し、積極的に生ごみを堆肥化し減量化に努める意思がある者（上限 200 個）
	交付額	無料（1 世帯につき 1 個まで）
講習会支援	対象者	密閉容器での生ごみ処理等について地域で講習会を開催する場合に支援を受けようとする団体
ボカシづくり団体支援	対象者	ボランティアでボカシを作り、希望市民に提供しようとする団体
電気式生ごみ処理機購入補助	対象者	以下の条件を全て満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、かつ、居住していること ・自己の責任において、処理機の適切な管理ができること ・処理機の利用によってできる堆肥等の自家処理に努めること
	交付額	処理機の本体購入価格（消費税及び地方消費税額を含む）の 1/2（上限 2 万円/台（1 世帯につき 1 基まで））
生ごみ処理容器（キエーロ）購入補助	対象者	以下の条件を全て満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、かつ、居住していること ・自己の責任において、処理機の適切な管理ができること
	交付額	処理機の本体購入価格（消費税及び地方消費税額を含む）の 1/2（上限 6 千円/台（1 世帯につき 1 台まで））

b 生ごみ減量対策助成制度

本市では、生ごみ減量対策として、『密閉式生ごみ処理容器』、『電気式生ごみ処理機』、『生ごみ処理容器（キエー口）』の導入に対する助成を行っている。

助成数等は、図 3-15 及び表 3-13 に示すとおりである。

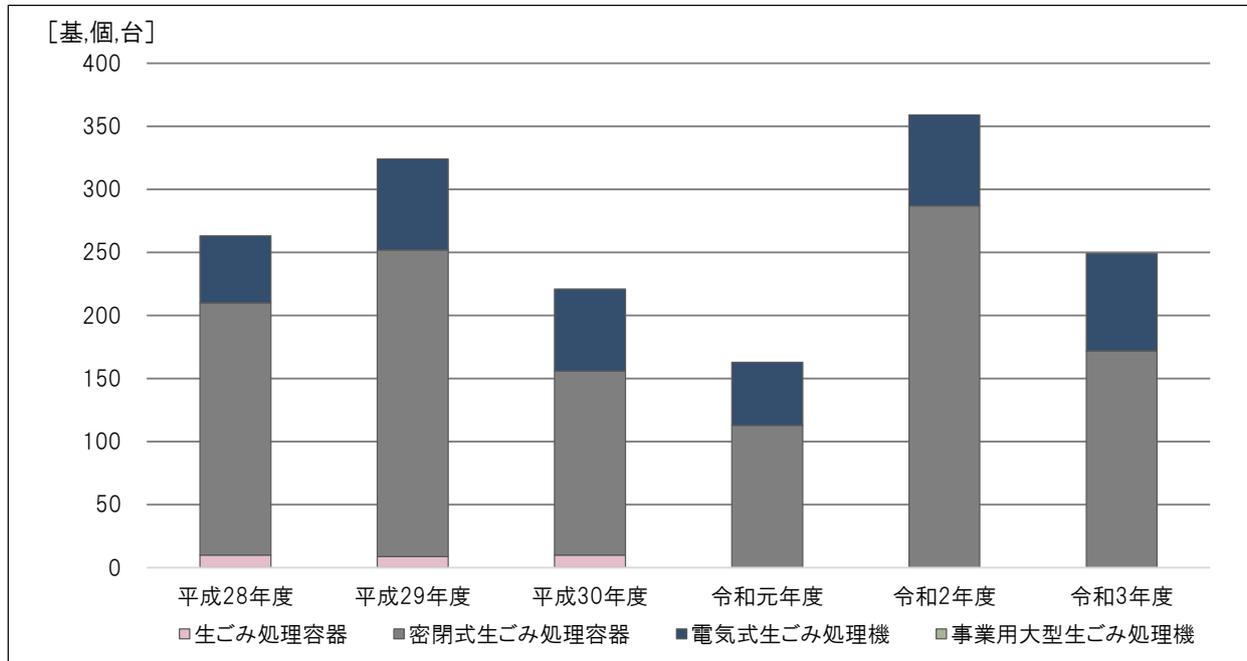


図 3-15 生ごみ処理容器等への助成数等

表 3-13 生ごみ処理容器等への助成数等

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
生ごみ処理容器 注1)	基数 [基]	10	9	10	—	—	—
	減量効果 [t/年]	4	4	4	3	2	1
密閉式生ごみ処 理容器	個数 [個]	200	243	146	113	287	172
	減量効果 [t/年]	59	79	72	65	54	59
電気式生ごみ処 理機	台数 [台]	53	72	65	50	72	77
	減量効果 [t/年]	32	42	40	39	34	39
事業用大型生ご み処理機注2)	基数 [基]	0	0	0	—	—	—
	減量効果 [t/年]	2	2	2	2	1	1
生ごみ処理容器 (キエー口)注3)	台数 [台]	—	—	—	—	—	—
	減量効果 [t/年]	—	—	—	—	—	—
合計	助成数 [基,個,台]	263	324	221	163	359	249
	減量効果 [t/年]	97	127	118	109	91	100

注1) 平成30年度で廃止

注2) 平成26年度から開始、平成30年度で廃止

注3) 令和4年度から開始

(イ) 資源物回収運動

a 運動の展開

本市では、リサイクル運動の一つとして昭和 53 年度から「資源物回収運動」を実施している。本回収運動は、市へ登録した衛生組合、町内会、子ども会などの団体が古紙、衣類、金属、廃食用油等を回収業者へ売却したときに、各団体に対して回収量に応じ、売却代金とは別に、本市が奨励金を支払うものである。

奨励金を支払うことにより古紙市場等の変動に関わりなく本回収運動が継続され、リサイクルに関する意識の向上とごみの減量化が図られており、また、地域の市民が協力して回収に取り組むことにより、市民の連帯感の高揚や地域活動の活発化にも役割を果たしている。

表 3-14 資源物回収運動の補助内容（令和 3 年度現在）

	概要
対象者	子ども会、町内会及び婦人会等の市民団体等
交付額	古紙：3 円/kg 布類：10 円/kg 金属・ペットボトル：3 円/kg 廃食用油：20 円/kg

表 3-15 資源物回収運動実施登録団体数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

団体種別	町内会 自治会	衛生組合	子ども会 ・親子会	P T A	青年会 婦人会 老人会	その他	計
登録団体数	88	24	70	67	24	95	368

表 3-16 資源物回収実績

[単位：t]

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
紙類	3,416	3,262	2,996	2,494	1,730	1,653
金属類	155	131	96	73	40	38
缶類	92	85	69	54	25	23
家庭金物	63	46	27	19	15	15
布類	64	60	54	51	25	24
びん類	0	0	0	—	—	—
廃食用油	16	14	13	11	9	9
ペットボトル	35	29	24	22	5	5
合計	3,686	3,496	3,183	2,651	1,809	1,729

出典：市資料

(ウ) 資源物拠点回収

a 徳島市エコステーション

多様な資源物の回収ルートを確保するとともに、市民の利便性向上を図るため、常設の資源物回収施設として、平成 27 年 3 月から城東町二丁目に「徳島市エコステーション」を開設している。

この施設では、徳島市民がいつでも気軽にアルミ缶やスチール缶、古紙など 21 品目の資源物等を持ち込むことができる。回収した資源物等は、全てリサイクル処理をするため、ごみの減量とリサイクル率の向上が見込まれる。

開設時間は、1 月 1 日から 3 日を除き平日は 10 時から 19 時まで、土・日・祝日は 10 時から 17 時までであり、係員 1 名以上が常駐している。

(a) エコステーションにおける品目別回収量

エコステーションにおける品目別回収量は、表 3-17 及び図 3-16 に示すとおりである。エコステーション回収量は雑誌が最も多く、段ボールが次いで多くなっている。

表 3-17 エコステーション回収量（令和 3 年度）

[単位：kg]

品目	回収量	品目	回収量
アルミ缶	2,869	食品トレイ	598
スチール缶	1,233	プラスチック	14,498
無色びん	5,887	古布	68,454
茶色びん	4,694	カートリッジ	123
その他のびん	4,109	乾電池	6,125
ペットボトル	6,876	蛍光管	1,286
新聞紙	70,168	食用油	4,409
雑誌	114,828	羽毛布団	424
段ボール	99,999	小型充電式電池	263
紙パック	2,028	携帯電話	57
雑がみ	47,620	合計	456,548

出典：市資料

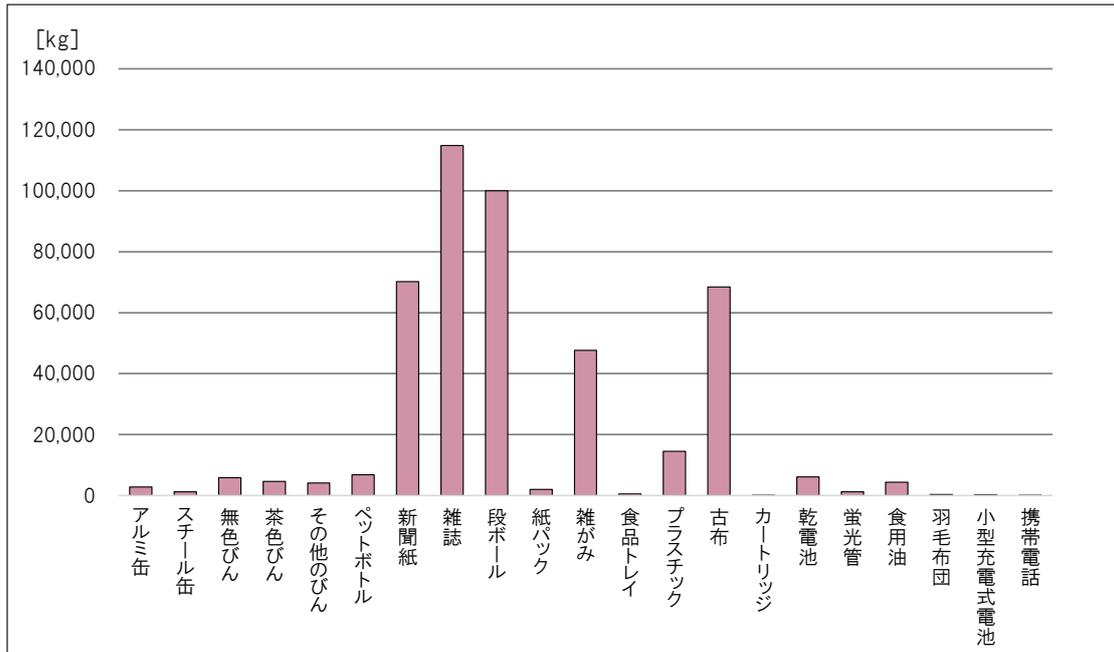


図 3-16 エコステーション回収量 (令和3年度)

(b) エコステーションにおける地区別利用者数

エコステーションの地区別利用者数は、表 3-18 及び図 3-17 に示すとおりである。
 エコステーションの地区別利用者数は、渭東が最も多く 14,200 人程度となっている。

表 3-18 エコステーション利用人数 (令和3年度)

[単位：人]

地区	利用人数	地区	利用人数
内町	1,429	八万	3,479
新町	258	勝占	2,611
西富田	208	多家良	508
東富田	961	不動	1,095
昭和	2,376	入田	46
渭東	14,245	上八万	109
渭北	6,025	川内	5,714
佐古	1,560	応神	285
沖洲	11,837	国府	711
津田	2,864	南井上	419
加茂名	2,617	北井上	52
加茂	3,892	合計	63,301

出典：市資料

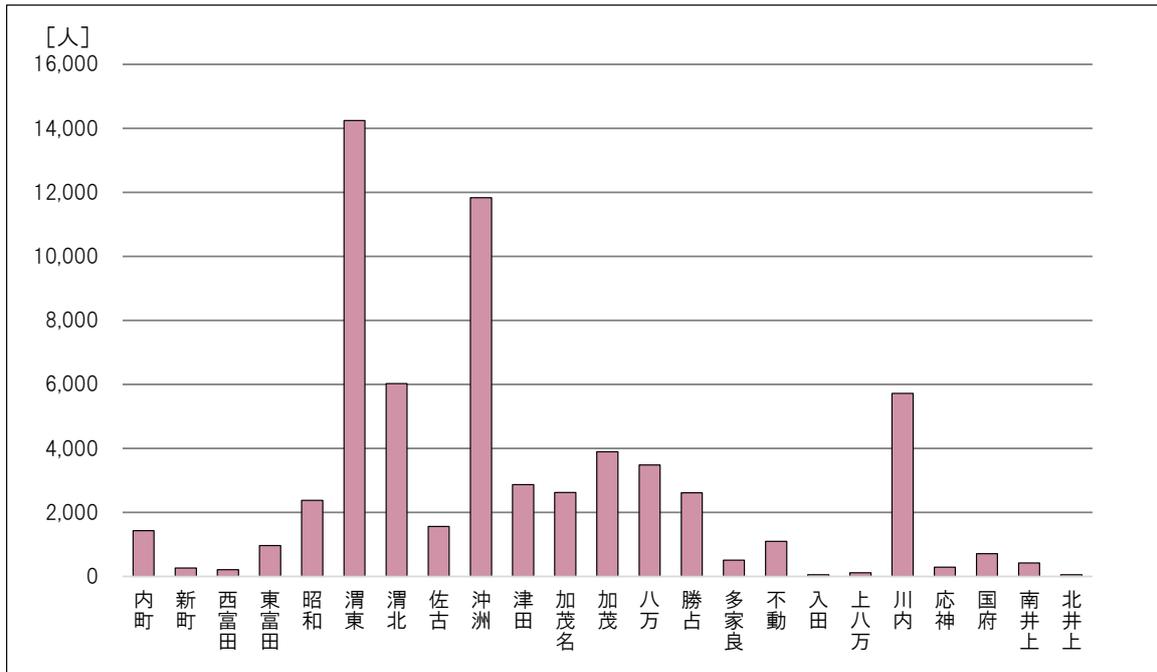


図 3-17 エコステーション利用人数（令和3年度）

b 食品トレイ回収事業（食品トレイの拠点回収）

平成 14 年 3 月から、スーパーマーケット等による店頭回収が実施されていない 6 地区のコミュニティセンターで食品トレイの拠点回収をモデル的に実施したところ、1 ヶ月で 7,600 枚が集まり大きな成果が得られたため、平成 15 年度から市内の全てのコミュニティセンターに、順次、回収ボックスを設置するとともに、コミュニティセンター以外の公共施設や民間施設にも協力を依頼し、回収拠点の拡大に努めている。

c その他の回収事業

上記以外のほか、以下の取組を実施している。

- 1) 使用済乾電池回収
- 2) 使用済み家庭用インクカートリッジ拠点回収（平成 24 年 11 月～）
- 3) 廃蛍光管リサイクル推進事業（平成 26 年 7 月～）
- 4) 資源物拠点回収事業（はっぴいエコプラザ）

(エ) ごみ減量啓発、広報活動の展開

a ちりも積もれば・・・ごみ減量徳島市民大作戦

ごみの減量と処理費用の削減を図るため、平成 17 年 9 月から「ちりも積もれば・・・ごみ減量徳島市民大作戦」と題して、市民一人ひとりが各家庭で取り組むことのできる実践項目と、ごみの減量及び処理費用の削減に大きな成果が出ることを提示している。実践項目の例は、以下に示すとおりである。

【ごみ減量徳島市民大作戦の実践項目】

- 生ごみを出すときに台所でキュッと水切りをする
- リサイクルできる雑がみを雑誌・ダンボール・紙パックの日に出す
- 詰め替え用商品を使う
- 生ごみを減らそう！
- いらないレジ袋は断りましょう
- 割りばし・ストロー・スプーンはもらわない！
- 缶入りよりもリターナブルびんを！
- 衣類を徹底リサイクル
- お茶は自家製、ペットボトルを減らそう！
- 食品用ラップの使用量を減らそう！
- まだまだ、もっと、雑がみのリサイクル
- 廃食用油をリサイクルしましょう
- ティッシュペーパー、ペーパータオルの使用枚数を減らそう！
- 割りばしは断り、マイはしを使おう！
- エコクッキングで生ごみを減らそう！
- 簡易包装を心掛け、マイバッグを持参しよう！
- ダイレクトメールは断ろう！
- 携帯電話は取扱店に回収してもらおう
- 生ごみ減量化の補助制度を活用しよう！
- 使用済みインクカートリッジは回収箱に入れよう！
- レンタル用品を活用しよう！
- 乾電池ごみを減らそう！
- 計画的な買物をしましょう！
- リユースの精神を忘れずに・・・ごみを減らしましょう
- 廃蛍光管の回収箱を利用しましょう！
- 再生品を探してみましょう
- 期限表示を正しく理解して、食品ロスを減らそう
- 廃棄する服や不用な布を活用し、クッションや部屋着を作ろう
- リサイクルショップを利用しよう

b 市のマスコットキャラクター「ごみゼロん！」の活用

ごみ減量徳島市民大作戦の中で、小学生を対象に愛嬌のあるキャラクターのデザイン画と愛称を募集し、応募作品の中から「ごみゼロん！」をごみ減量マスコットキャラクターとして採用した。市民に対し、広報紙等でごみの減量やリサイクルを呼びかける際、「ごみゼロん！」を積極的に活用している。

また、キャラクターグッズを作成し、出前ごみスクール等の際に使用するなど、より一層、「ごみゼロん！」の活用を図っている。

c その他の取組

上記以外のほか、以下の取組を実施している。

- 1) ごみ処理施設見学会の開催
- 2) ごみ減量・啓発パンフレットの作成、配布
- 3) ごみ地域懇談会の開催
- 4) 事業所との懇談会の開催
- 5) 夏休み子どもごみスクールの開催
- 6) 小学校社会科副読本「ごみのおはなし」作成
- 7) 分別説明会、出前ごみスクール
- 8) フリマアプリ運営会社等との連携



(オ) エコショップの推進

徳島県は、資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売など「環境にやさしい」いろいろな活動を行っている県内の小売店、事業所、団体、企業などを「エコショップ」として認定している。

徳島市では、令和4年10月時点で115店舗がエコショップとして登録されている。

イ 資源化の実績

(ア) リサイクル率等の推移

リサイクル率等の推移は、図 3-18 及び表 3-19 に示すとおりである。

総資源化量は平成 28 年度から令和 2 年度まで減少していたが、令和 3 年度は増加した。ただし、資源物回収運動は平成 28 年度から減少し続けている。

リサイクル率は、令和 3 年度で 13.9%となっている。

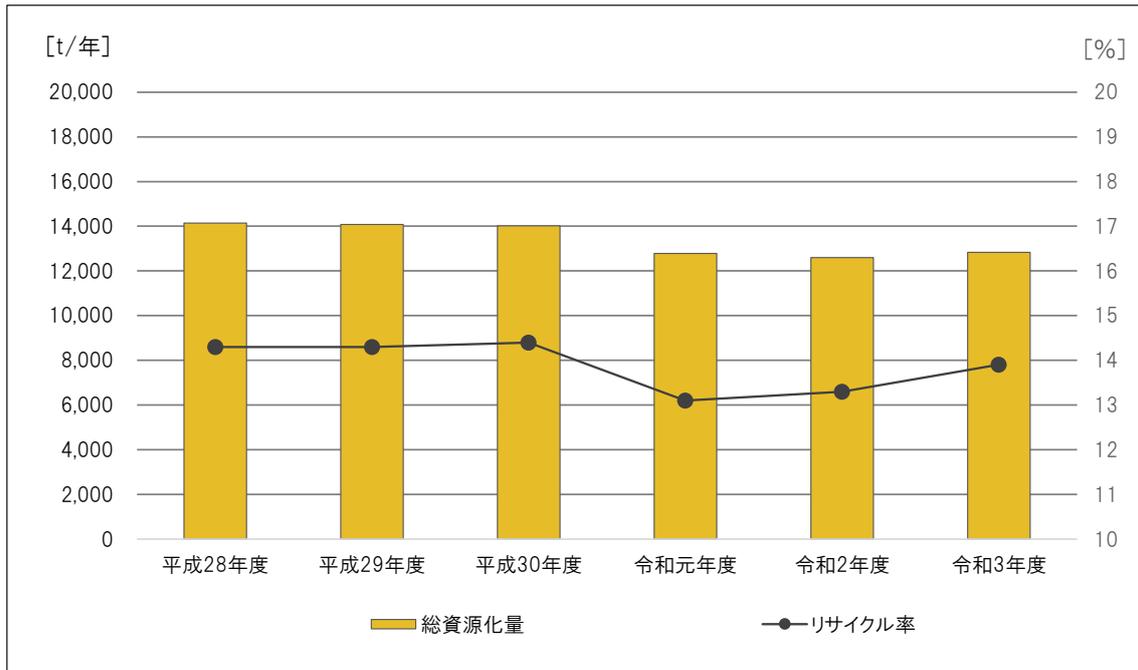


図 3-18 リサイクル率等の推移

表 3-19 リサイクル率等の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
(a)ごみ排出量 [t/年]	98,928	98,362	97,437	97,436	94,812	92,177
(b)総資源化量 [t/年]	14,193	14,082	14,023	12,788	12,604	12,827
(c)リサイクル率 [%] (=((b)÷(a))×100)	14.3	14.3	14.4	13.1	13.3	13.9

出典：市資料

(イ) 類似自治体との比較

a リサイクル率

令和2年度における類似自治体のリサイクル率は、図 3-19 及び表 3-20 に示すとおりである。

本市のリサイクル率は 31 位となっており、類似自治体の平均値以下となっている。

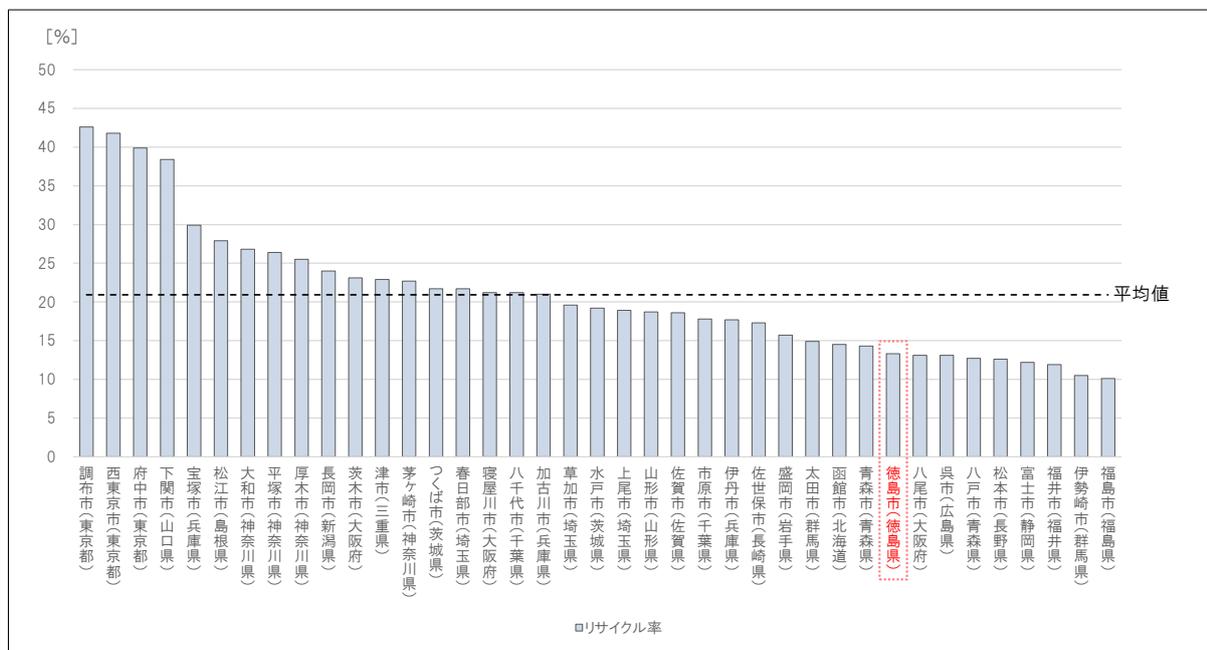


図 3-19 類似自治体におけるリサイクル率

表 3-20 類似自治体におけるリサイクル率

[単位：％]

順位	自治体名	リサイクル率 (R)	順位	自治体名	リサイクル率 (R)
1	調布市 (東京都)	42.6	21	上尾市 (埼玉県)	18.9
2	西東京市 (東京都)	41.8	22	山形市 (山形県)	18.7
3	府中市 (東京都)	39.9	23	佐賀市 (佐賀県)	18.6
4	下関市 (山口県)	38.4	24	市原市 (千葉県)	17.8
5	宝塚市 (兵庫県)	29.9	25	伊丹市 (兵庫県)	17.7
6	松江市 (島根県)	27.9	26	佐世保市 (長崎県)	17.3
7	大和市 (神奈川県)	26.8	27	盛岡市 (岩手県)	15.7
8	平塚市 (神奈川県)	26.4	28	太田市 (群馬県)	14.9
9	厚木市 (神奈川県)	25.5	29	函館市 (北海道)	14.5
10	長岡市 (新潟県)	24.0	30	青森市 (青森県)	14.3
11	茨木市 (大阪府)	23.1	31	徳島市 (徳島県)	13.3
12	津市 (三重県)	22.9	32	八尾市 (大阪府)	13.1
13	茅ヶ崎市 (神奈川県)	22.7	33	呉市 (広島県)	13.1
14	つくば市 (茨城県)	21.7	34	八戸市 (青森県)	12.7
15	春日部市 (埼玉県)	21.7	35	松本市 (長野県)	12.6
16	寝屋川市 (大阪府)	21.2	36	富士市 (静岡県)	12.2
17	八千代市 (千葉県)	21.2	37	福井市 (福井県)	11.9
18	加古川市 (兵庫県)	21.0	38	伊勢崎市 (群馬県)	10.5
19	草加市 (埼玉県)	19.6	39	福島市 (福島県)	10.1
20	水戸市 (茨城県)	19.2			
				平均値	20.9

出典：「令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)、市資料

(5) 収集運搬の現状

収集品目の概要は表 3-21、収集・処理できないごみは表 3-22 に示すとおりである。

表 3-21 収集品目の概要（令和 3 年度現在）

ごみの区分		収集頻度	収集方式	収集形態	
家庭系ごみ	分別頑張ったんやけど、燃やすし かないごみ	2 回/週	各戸又は ステーション方式	直営・委託	
	燃やせないごみ	1 回/4 週 (概ね月 1 回)			
	資源物	プラスチック製容器包装			隔週 (概ね月 2 回)
		缶・びん・ペットボトル			隔週 (概ね月 2 回)
		新聞紙			1 回/4 週 (概ね月 1 回)
	雑誌・ダンボール・ 紙パック	1 回/4 週 (概ね月 1 回)			
	粗大ごみ	1 回/2 ヶ月	各戸収集（申込制）	委託	
	有害ごみ	・粗大ごみ排出時に収集 ・市役所、支所、小中学校、郵便局等に回収 箱を設置し収集		直営・委託	
犬、猫の死体、布団及び毛布（死亡者の用に供していたもの）を臨時的に収集			直営		
事業系 ごみ	許可業者に収集運搬を委託				
	自ら市の処理施設に搬入（分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ、缶・びん・ペットボ トル、粗大ごみ（木製に限る））				
	資源物（古紙類）については、分別してリサイクル業者へ引き渡す				

出典：市資料

表 3-22 市が収集・処理できないごみ（令和 3 年度現在）

項目	内容	
収集できないごみ	事業系ごみ	事業活動に伴って商店・事務所等から出るごみ、 農作業に伴うごみ
	一時多量ごみ	引っ越し・大掃除などや5袋を超える一時多量ごみ
収集・処理できないごみ	医療系廃棄物	注射器・注射針など
	処理する際に危険を 伴うもの	農薬（臭化メチル等）・劇薬類、ガスボンベ、オー トバイ、バッテリー、消火器、油類（中身が入って いるもの）
	処理設備がないもの	たたみ、リヤカー、タイヤ、石、倉庫、自動車
	産業廃棄物	自動販売機、建設廃材（かわら・コンクリート・ト タン・木材）、バンパーなど自動車の部品類、農業 用ビニール、耕運機・農機具
	適正処理困難物	自動車用タイヤ、スプリング入りマットレス

出典：市資料

(6) 中間処理の現状

ア 処理施設の概要

(ア) 焼却処理施設

焼却処理施設の概要は、表 3-23 に示すとおりである。

本市では、東部環境事業所及び西部環境事業所の2施設で分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ等の焼却処理を行っており、両施設ともに老朽化が進んでいる。

表 3-23 (1) ごみ焼却施設の概要

施設名称	東部環境事業所 ごみ焼却施設
所在地	論田町元開 43 番地の 1
処理能力	190t/日 (95t/24h×2 基)
処理方式	ストーカ式全連続燃焼方式
竣工年月	昭和 54 年 8 月 (ダイオキシン類対策工事：平成 14 年 2 月)

表 3-23 (2) ごみ焼却施設の概要

施設名称	西部環境事業所 ごみ焼却施設
所在地	国府町北岩延字桑添 18 番地の 1
処理能力	180t/日 (90t/24h×2 基)
処理方式	ストーカ式全連続燃焼方式
竣工年月	平成 3 年 2 月 (ダイオキシン類対策工事：平成 14 年 11 月)

(イ) 焼却処理施設以外

本市が保有する焼却処理施設以外の中間処理施設は、廃棄物運搬中継施設となっている。廃棄物運搬中継施設の概要は、表 3-24 に示すとおりである。

a 廃棄物運搬中継施設

表 3-24 廃棄物運搬中継施設の概要

施設名称	西部環境事業所 廃棄物運搬中継施設
所在地	国府町北岩延字桑添 18 番地の 1
処理能力	30t/日 (30t/5h)
処理方式	コンパクト・コンテナ方式
竣工年月	平成 11 年 3 月

また、本市から排出された燃やせないごみ、粗大ごみ、缶・びん・ペットボトルは、飯谷町、丈六町にある民間施設へ中間処理を委託している。

b 再資源化施設

表 3-25 (1) 再資源化施設の概要

施設名称	飯谷町不燃物減量・再資源化施設
委託会社名	株式会社三紅
所在地	飯谷町高良 26-20
敷地面積	5,362.63m ²
処理能力	43t/日
処理方法	機械選別及び手選別

表 3-25 (2) 再資源化施設の概要

施設名称	丈六町不燃物減量・再資源化施設
委託会社名	株式会社三幸クリーンサービスセンター
所在地	丈六町山根 30～39-2
敷地面積	3,720.64m ²
処理能力	43t/日
処理方法	機械選別及び手選別

また、資源物のうちプラスチック製容器包装は、市内にある民間施設へ中間処理を委託している。

c プラスチック製容器包装中間処理施設

表 3-26 プラスチック製容器包装中間処理施設の概要

施設名称	プラスチック製容器包装中間処理施設
委託会社名	株式会社三幸クリーンサービスセンター
所在地	東沖洲 2 丁目 26-23
敷地面積	3,152.73m ²
処理能力	21t/日
処理方法	機械選別及び手選別

イ 焼却処理量等

焼却処理量等の推移は、図 3-20 及び表 3-27 に示すとおりである。

焼却処理量及び焼却残渣発生量は、いずれも減少傾向となっている。

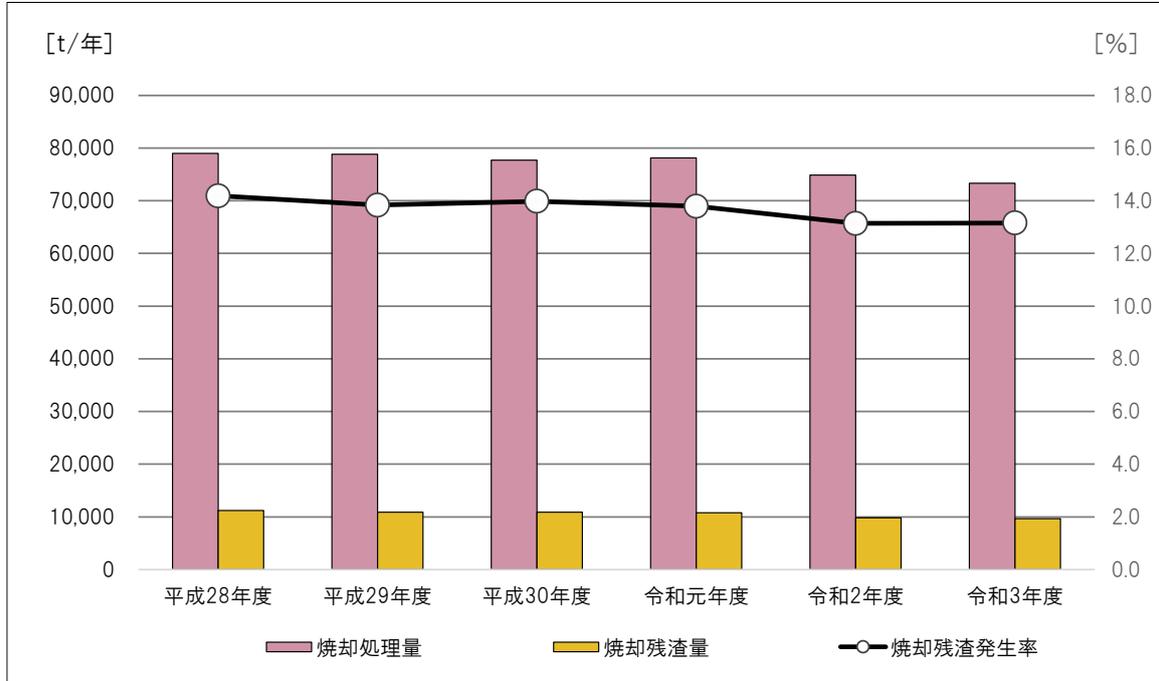


図 3-20 焼却処理量等の推移

表 3-27 焼却処理量等の推移

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
東部環境 事業所	(a)焼却処理量 [t/年]	37,609	37,338	37,410	36,067	35,361	36,250
	(b)焼却残渣量 [t/年]	5,668	5,283	5,204	5,342	5,017	5,100
	(c)焼却残渣発生率 [%] (= (b)÷(a))	15.1	14.1	13.9	14.8	14.2	14.1
西部環境 事業所	(a)焼却処理量 [t/年]	41,386	41,464	40,314	42,072	39,530	37,090
	(b)焼却残渣量 [t/年]	5,538	5,617	5,662	5,433	4,822	4,550
	(c)焼却残渣発生率 [%] (= (b)÷(a))	13.4	13.5	14.0	12.9	12.2	12.3
東部十 西部	(a)焼却処理量 [t/年]	78,995	78,802	77,725	78,139	74,890	73,340
	(b)焼却残渣量 [t/年]	11,206	10,900	10,866	10,775	9,839	9,650
	(c)焼却残渣発生率 [%] (= (b)÷(a))	14.2	13.8	14.0	13.8	13.1	13.2

出典：市資料

ウ 焼却処理以外の中間処理量

(ア) 不燃物減量・再資源化施設

不燃物減量・再資源化施設における処理量等の推移は、図 3-21、表 3-28、表 3-29 及び表 3-30 に示すとおりである。

不燃物減量・再資源化施設（2 施設の合計）における有価物回収率は、19.4～23.8%で推移している。

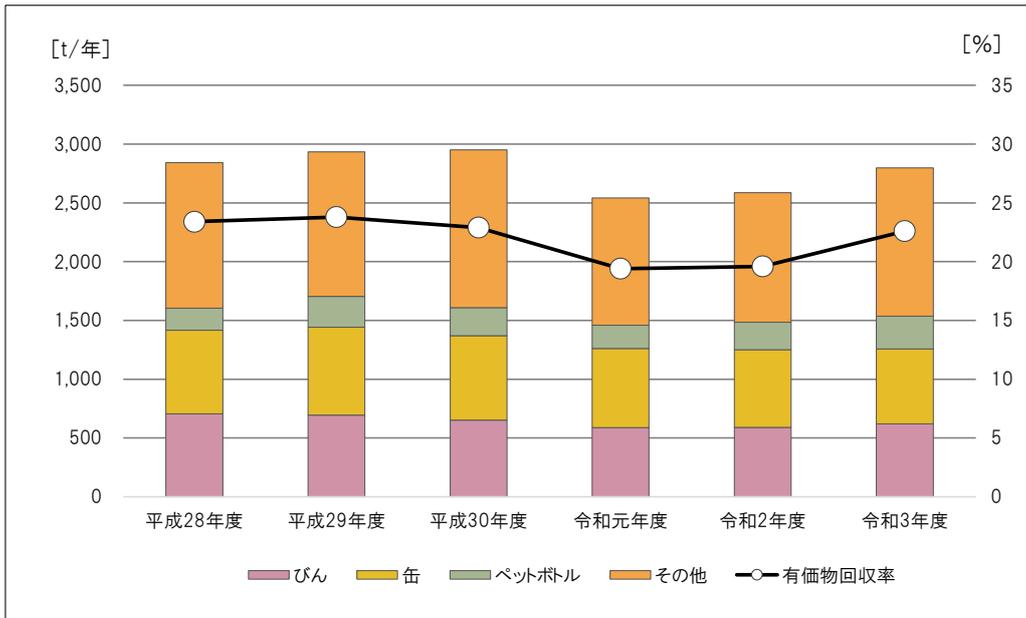


図 3-21 不燃物減量・再資源化施設の処理量等の推移（飯谷町十丈六町）

表 3-28 不燃物減量・再資源化施設の処理量等の推移（飯谷町十丈六町）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
(a)処理量 [t/年]	12,027	11,913	12,547	12,884	12,990	12,032
(b)有価物回収量 [t/年]	2,812	2,839	2,873	2,500	2,552	2,714
びん	673	600	574	546	555	536
缶	714	746	719	672	659	638
アルミ缶	374	401	411	361	382	384
スチール缶	340	345	308	311	277	254
ペットボトル	186	263	239	198	236	278
その他	1,239	1,230	1,341	1,084	1,102	1,262
(c)不燃残渣量 [t/年]	6,131	5,824	6,011	6,731	6,639	6,164
(d)可燃残渣量 [t/年]	3,863	3,952	4,349	4,456	4,211	3,859
(e)有価物回収率 [%] (=(b)÷(a))×100	23.4	23.8	22.9	19.4	19.6	22.6

出典：市資料

注) 四捨五入の関係で、表 3-29 及び表 3-30 との合計が合致しない場合がある。

表 3-29 不燃物減量・再資源化施設の処理量等の推移（飯谷町）

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
(a)処理量 [t/年]	5,685	5,643	5,968	6,106	6,342	5,949
(b)有価物回収量 [t/年]	1,219	1,173	1,151	1,133	1,189	1,138
びん	359	316	289	274	283	251
缶	368	368	358	358	354	334
アルミ缶	191	201	205	197	210	210
スチール缶	177	167	153	161	144	125
ペットボトル	54	61	54	55	49	48
その他	439	428	450	446	504	504
(c)不燃残渣量 [t/年]	3,026	2,920	3,028	3,217	3,168	3,139
(d)可燃残渣量 [t/年]	1,854	1,891	2,106	2,117	2,163	1,944
(e)有価物回収率 [%] $(=(b) \div (a)) \times 100$	21.4	20.8	19.3	18.6	18.7	19.1

出典：市資料

表 3-30 不燃物減量・再資源化施設の処理量等の推移（丈六町）

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
(a)処理量 [t/年]	6,343	6,270	6,579	6,779	6,648	6,083
(b)有価物回収量 [t/年]	1,592	1,666	1,723	1,367	1,363	1,576
びん	314	283	286	272	271	285
缶	345	379	362	314	306	304
アルミ缶	183	201	206	163	173	174
スチール缶	163	178	156	151	134	130
ペットボトル	132	202	185	143	187	229
その他	800	802	891	638	598	757
(c)不燃残渣量 [t/年]	3,104	2,904	2,983	3,514	3,470	3,025
(d)可燃残渣量 [t/年]	2,010	2,062	2,243	2,340	2,048	1,915
(e)有価物回収率 [%] $(=(b) \div (a)) \times 100$	25.1	26.6	26.2	20.2	20.5	25.9

出典：市資料

(イ) プラスチック製容器包装中間処理施設

プラスチック製容器包装中間処理施設における処理量等の推移は、図 3-22 及び表 3-31 に示すとおりである。

プラスチック製容器包装中間処理施設における再商品化率は、80.5～90.4%で推移している。

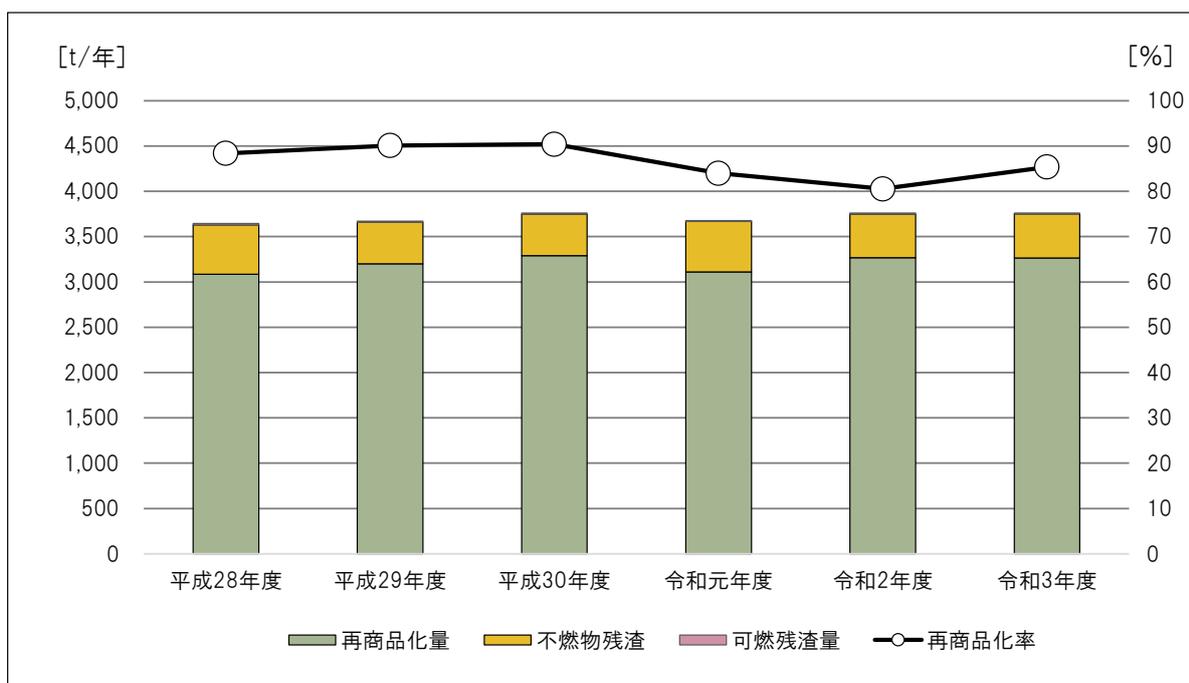


図 3-22 プラスチック製容器包装中間処理施設の処理量等の推移

表 3-31 プラスチック製容器包装中間処理施設の処理量等の推移

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
(a)搬入量 [t/年]	3,490	3,553	3,639	3,705	4,058	3,823
(b)再商品化量 [t/年]	3,084	3,201	3,289	3,112	3,268	3,263
(c)不燃残渣量 [t/年]	544	457	458	554	480	489
(d)可燃残渣量 [t/年]	17	14	13	12	11	9
(e)再商品化率 [%] ($=((b) \div (a)) \times 100$)	88.4	90.1	90.4	84.0	80.5	85.4

出典：市資料

(7) 最終処分の現状

ア 処理施設

本市は最終処分場を保有していないことから、表 3-32 に示す一般財団法人徳島県環境整備公社に埋立処分を委託している。

表 3-32 最終処分場の概要

施設名称	徳島東部処分場
所有者	一般財団法人徳島県環境整備公社
所在地	板野郡松茂町豊久字朝日野 6 番の地先
敷地面積	155,951m ²
可処分容量	666,188m ³ (令和 4 年 3 月末現在)
処分場の形式	管理型最終処分場
全体面積	21.7ha
護岸延長	1,940m
埋立処分容量	144 万 m ³ (一般廃棄物：74 万 m ³ 、産業廃棄物：13 万 m ³ 、陸上建設残土・港湾浚渫土砂：57 万 m ³)
埋立開始	平成 19 年 4 月
受入期間	約 10 年

イ 最終処分量等

最終処分量等の推移は、図 3-23 及び表 3-33 に示すとおりである。

焼却残渣発生量は減少しているが、不燃残渣等の発生量は増減を繰り返しているため、最終処分率は概ね 17.0～18.0%で推移している。

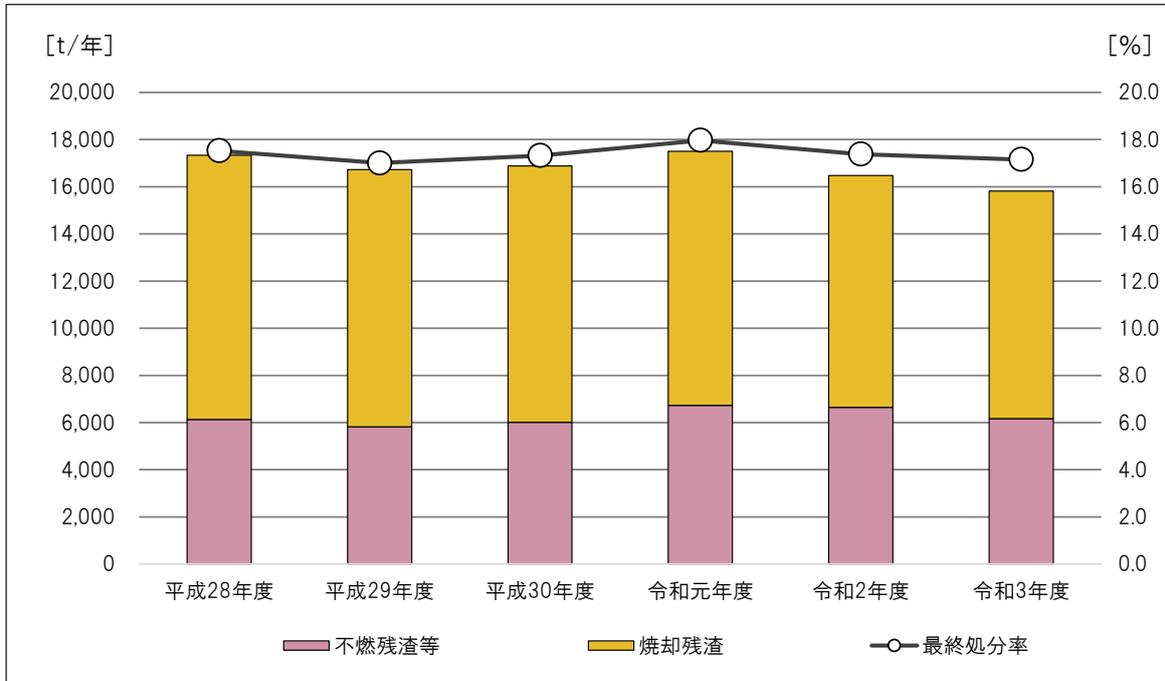


図 3-23 最終処分量等の推移

表 3-33 最終処分量等の推移

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
(a)ごみ排出量 [t/年]	98,928	98,362	97,437	97,436	94,812	92,177
(b)最終処分量 [t/年]	17,337	16,724	16,877	17,506	16,478	15,814
焼却残渣	11,206	10,900	10,866	10,775	9,839	9,650
不燃残渣等	6,131	5,824	6,011	6,731	6,639	6,164
(c)最終処分率 [%] (((b)÷(a))×100)	17.5	17.0	17.3	18.0	17.4	17.2

出典：市資料

ウ 類似自治体との比較

類似自治体における1人1日あたりの最終処分量は、図 3-24 及び表 3-34 に示すとおりである。

本市の1人1日あたりの最終処分量は、類似自治体のうち2番目に多くなっている。

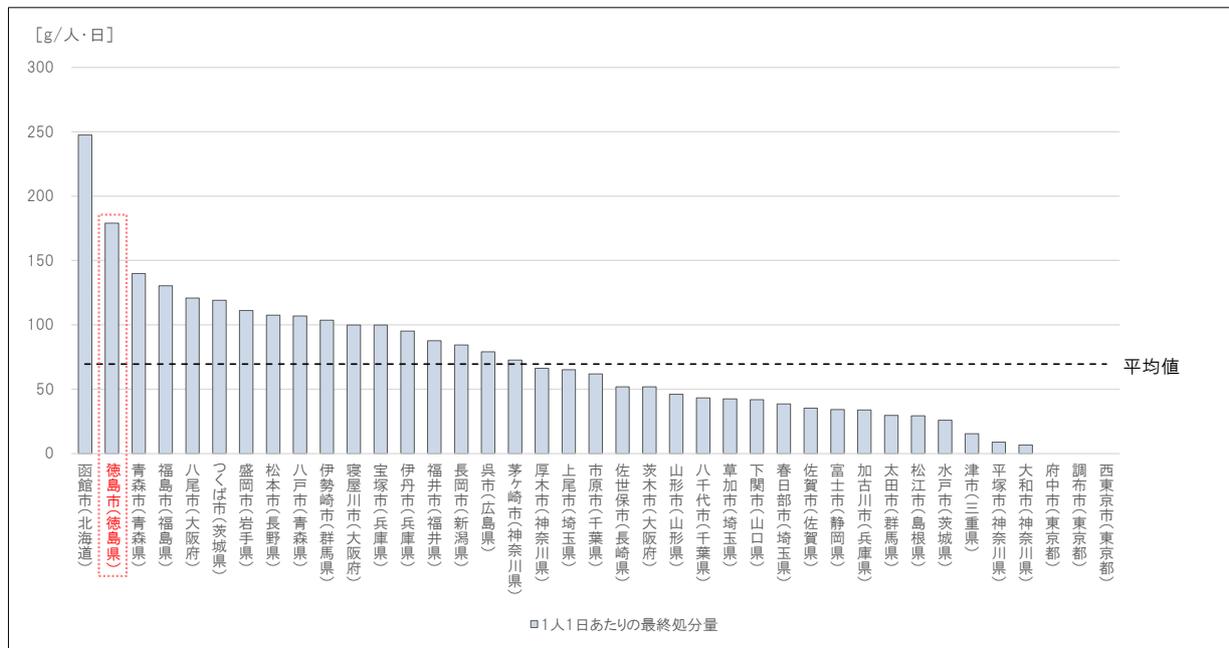


図 3-24 類似自治体における1人1日あたりの最終処分量

表 3-34 類似自治体における 1 人 1 日あたりの最終処分量

[単位：g/人・日]

順位	自治体名	1 人 1 日あたりの 最終処分量	順位	自治体名	1 人 1 日あたりの 最終処分量
1	函館市（北海道）	247.5	21	佐世保市（長崎県）	51.9
2	徳島市（徳島県）	178.9	22	茨木市（大阪府）	51.8
3	青森市（青森県）	139.9	23	山形市（山形県）	46.1
4	福島市（福島県）	130.4	24	八千代市（千葉県）	43.2
5	八尾市（大阪府）	120.8	25	草加市（埼玉県）	42.5
6	つくば市（茨城県）	119.1	26	下関市（山口県）	41.8
7	盛岡市（岩手県）	111.2	27	春日部市（埼玉県）	38.5
8	松本市（長野県）	107.5	28	佐賀市（佐賀県）	35.2
9	八戸市（青森県）	106.9	29	富士市（静岡県）	34.2
10	伊勢崎市（群馬県）	103.6	30	加古川市（兵庫県）	33.9
11	寝屋川市（大阪府）	99.9	31	太田市（群馬県）	29.6
12	宝塚市（兵庫県）	99.8	32	松江市（島根県）	29.4
13	伊丹市（兵庫県）	95.1	33	水戸市（茨城県）	25.9
14	福井市（福井県）	87.6	34	津市（三重県）	15.4
15	長岡市（新潟県）	84.4	35	平塚市（神奈川県）	8.8
16	呉市（広島県）	79.1	36	大和市（神奈川県）	6.7
17	茅ヶ崎市（神奈川県）	72.7	37	府中市（東京都）	0.0
18	厚木市（神奈川県）	66.2	38	調布市（東京都）	0.0
19	上尾市（埼玉県）	65.1	39	西東京市（東京都）	0.0
20	市原市（千葉県）	61.8			
				平均値	69.6

出典：「令和 2 年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、市資料

【1人1日あたりの最終処分量の内訳の比較】

- 本市は、類似自治体の中で2番目に多くなっている。
- その内訳は、焼却残渣が半数以上となっている。

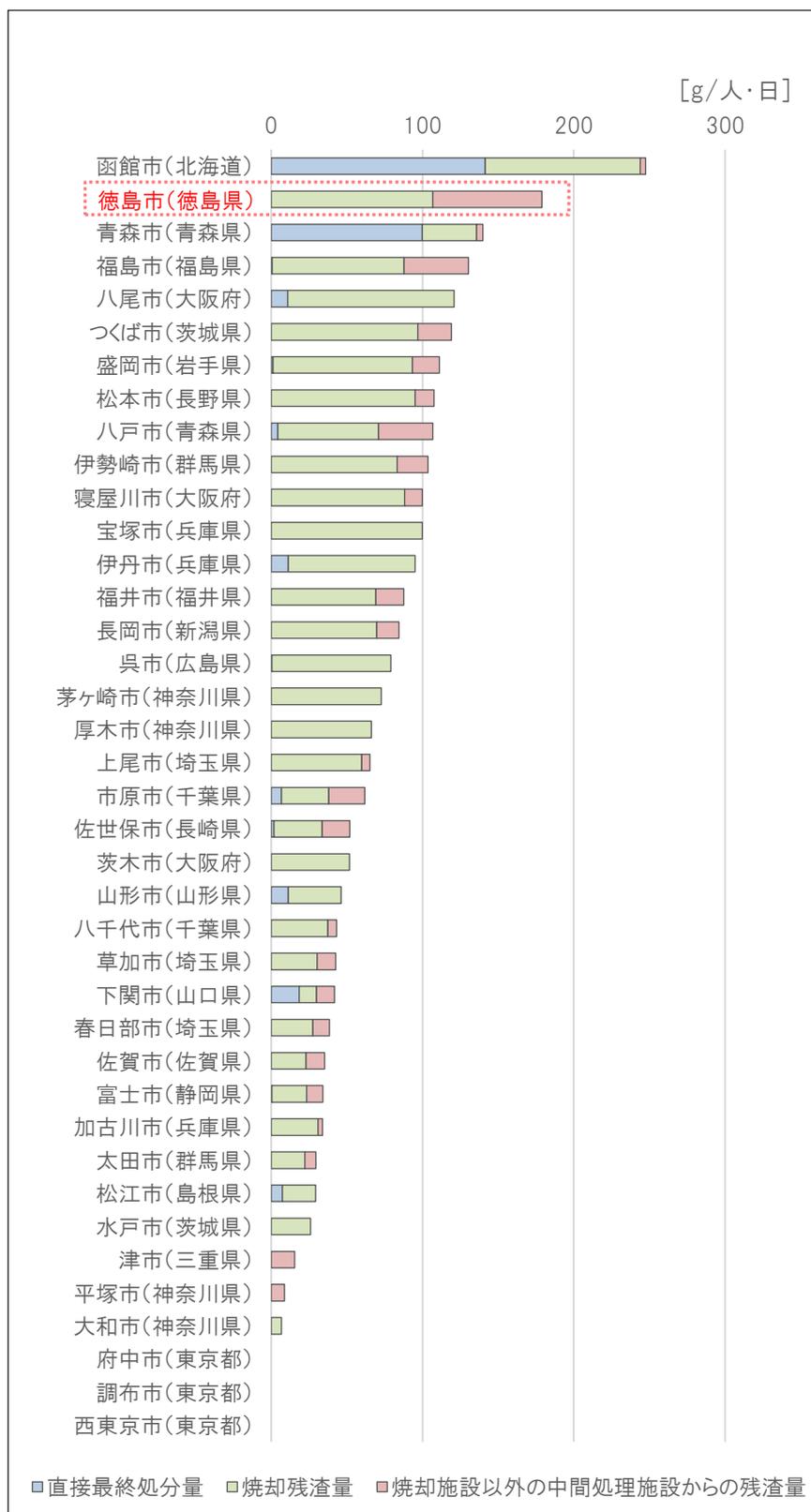


図 3-25 類似自治体における1人1日あたりの最終処分量の内訳

(8) ごみ処理経費の現状

ア ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は、図 3-26 及び表 3-35 に示すとおりである。

ごみ処理経費は 1 人あたり処理費が 15,000～15,600 円/人で、1t あたりの処理費が 40,000～43,000 円/t で増減を繰り返している。



図 3-26 ごみ処理経費の推移

表 3-35 ごみ処理経費の推移

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
ごみ処理 費用 (千円)	人件費	1,915,064	1,947,439	1,889,392	1,725,317	1,658,538	
	処理 費	収集運搬費	205,243	196,631	200,434	176,556	187,332
		中間処理費	475,747	490,771	487,103	487,850	467,075
		最終処分費	8,361	8,006	7,258	6,474	7,224
	委託 費	収集運搬費	85,026	88,207	120,070	296,390	295,616
		中間処理費	555,875	557,215	562,830	570,525	582,993
		最終処分費	568,702	546,594	553,886	589,907	568,002
		その他	51,354	71,578	62,000	72,608	54,774
	車両等購入費	20,524	23,385	15,932	47,830	102,591	
	(a)合計	3,885,896	3,929,826	3,898,905	3,973,457	3,924,145	
(b)計画収集人口 [人]	258,191	257,492	256,599	255,237	252,391		
(c)ごみ処理総量 ^{注)} [t/年]	95,061	94,625	93,947	94,416	92,564		
(d)1人あたり処理費 (円/人) ((a)×1,000÷(b))	15,050	15,262	15,195	15,568	15,548		
(e)1tあたり処理費 (円/t) ((a)×1,000÷(c))	40,878	41,531	41,501	42,085	42,394		

注) 家庭系ごみ(収集ごみ) + 事業系ごみ(持込ごみ)

出典: 「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

イ 類似自治体との比較

類似自治体における1人あたりの年間処理経費は、図 3-27 及び表 3-36 に示すとおりである。

本市の1人あたりの年間処理経費は、類似自治体のうち2番目に高くなっている。

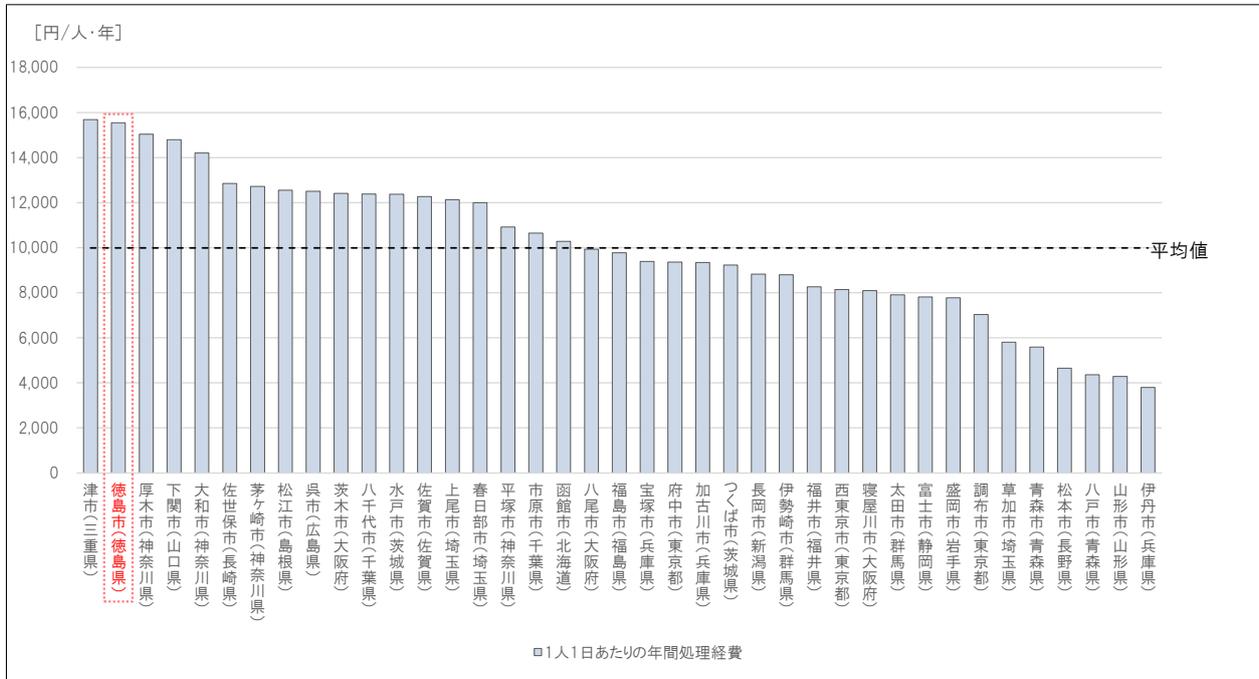


図 3-27 類似自治体における1人あたりの年間処理経費

表 3-36 類似自治体における 1 人あたりの年間処理経費

[単位：円/人・年]

順位	自治体名	1人あたりの 年間処理費	順位	自治体名	1人あたりの 年間処理費
1	津市（三重県）	15,690	21	宝塚市（兵庫県）	9,391
2	徳島市（徳島県）	15,548	22	府中市（東京都）	9,359
3	厚木市（神奈川県）	15,042	23	加古川市（兵庫県）	9,340
4	下関市（山口県）	14,791	24	つくば市（茨城県）	9,232
5	大和市（神奈川県）	14,200	25	長岡市（新潟県）	8,828
6	佐世保市（長崎県）	12,851	26	伊勢崎市（群馬県）	8,798
7	茅ヶ崎市（神奈川県）	12,721	27	福井市（福井県）	8,263
8	松江市（島根県）	12,556	28	西東京市（東京都）	8,143
9	呉市（広島県）	12,501	29	寝屋川市（大阪府）	8,097
10	茨木市（大阪府）	12,410	30	太田市（群馬県）	7,904
11	八千代市（千葉県）	12,384	31	富士市（静岡県）	7,809
12	水戸市（茨城県）	12,375	32	盛岡市（岩手県）	7,776
13	佐賀市（佐賀県）	12,267	33	調布市（東京都）	7,036
14	上尾市（埼玉県）	12,125	34	草加市（埼玉県）	5,805
15	春日部市（埼玉県）	12,002	35	青森市（青森県）	5,584
16	平塚市（神奈川県）	10,921	36	松本市（長野県）	4,653
17	市原市（千葉県）	10,649	37	八戸市（青森県）	4,362
18	函館市（北海道）	10,278	38	山形市（山形県）	4,281
19	八尾市（大阪府）	9,937	39	伊丹市（兵庫県）	3,793
20	福島市（福島県）	9,773			
				平均値	9,987

出典：「令和 2 年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

2 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来予測

(1) 将来予測の手順

ごみ排出量の将来予測の手順は、図 3-28 に示すとおりである。

人口は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果に基づき設定した。

家庭系ごみは、トレンド推計法により排出原単位（1 人 1 日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値とする。

事業系ごみは、トレンド推計法により排出原単位（1 日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値とする。可燃系及び不燃系の内訳は、実績の発生比率の按分により求めた。

予測を行ったごみの種類は、家庭系ごみ（分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物（古紙類、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装））、事業系ごみ（可燃系、不燃系）、資源物回収運動とした。

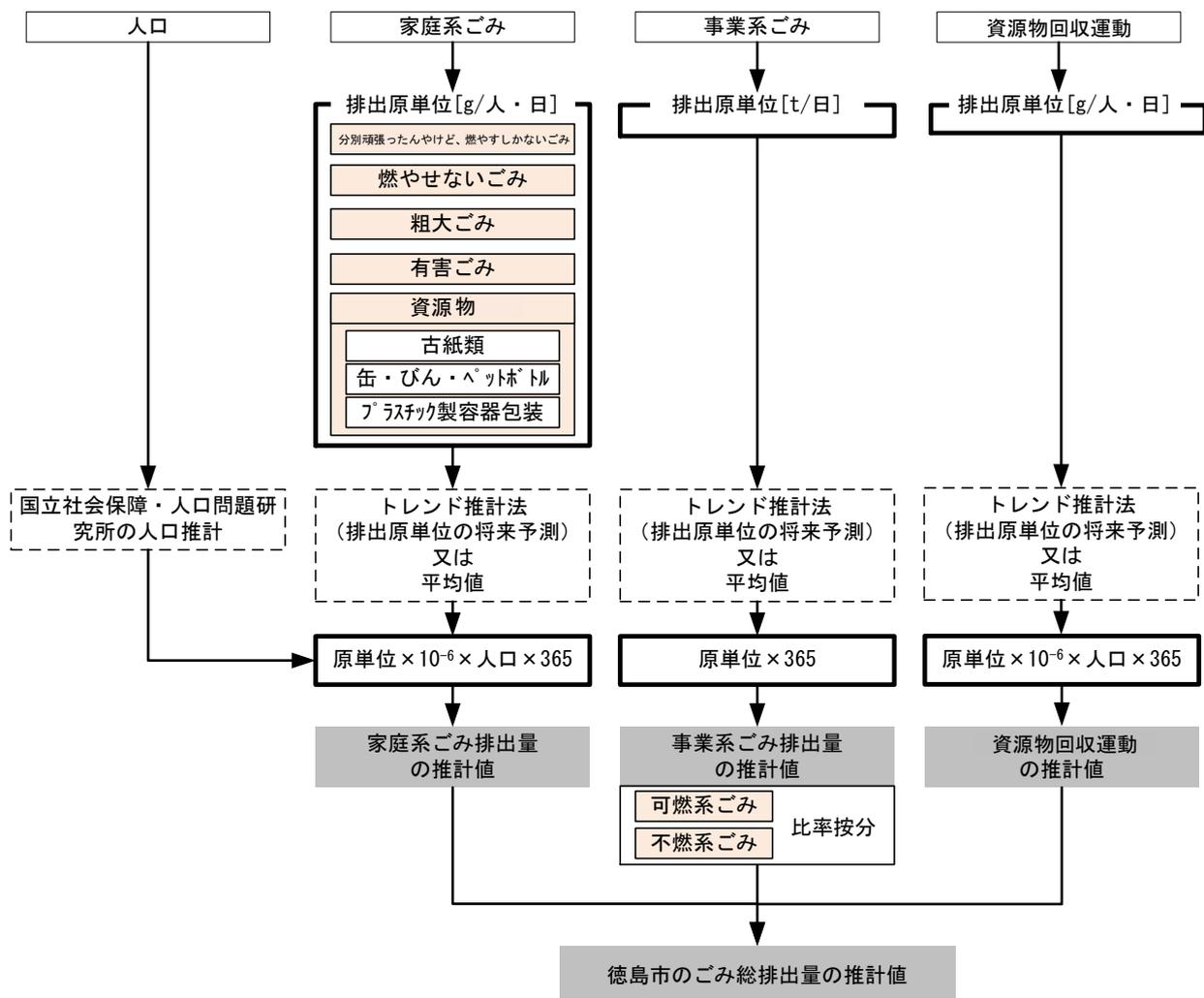


図 3-28 将来予測の手順

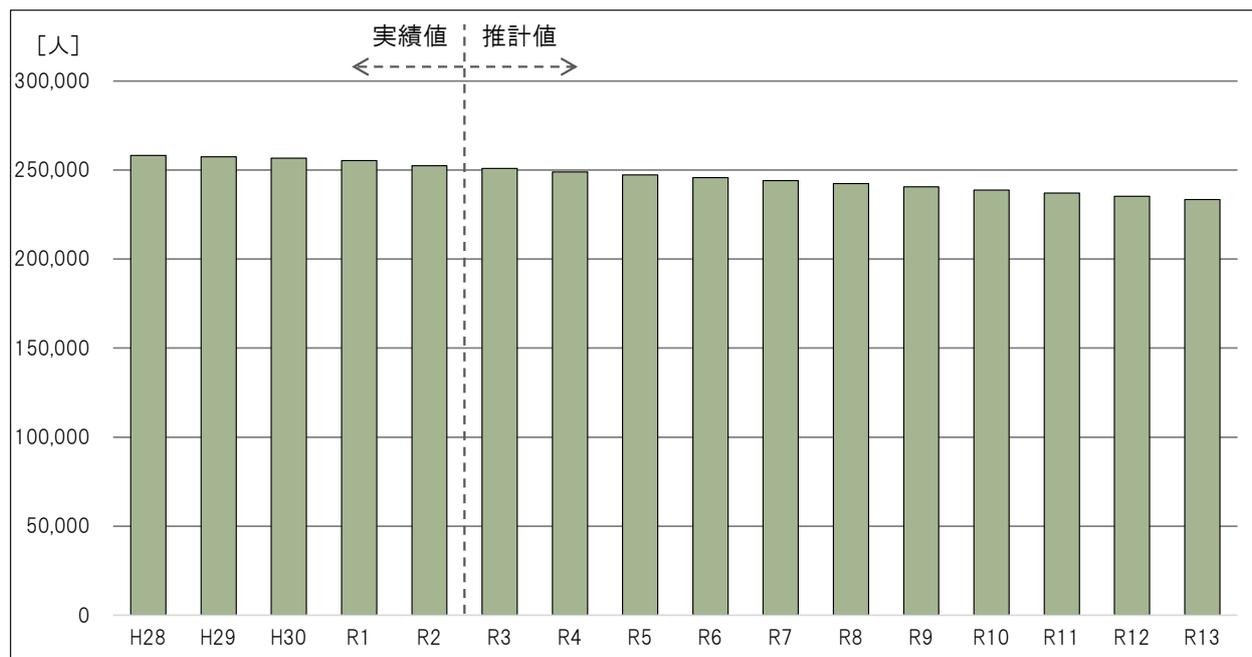
(2) 将来予測の結果

ア 人口

人口は、図 3-29 及び表 3-37 に示すとおりである。

人口は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果に基づき設定した。

人口は、中間目標年度の令和 8 年度には 242,328 人になることが予想され、令和 2 年度の人口から 10,063 人減少することが見込まれる。



出典：「徳島市人口ビジョン」

図 3-29 人口の将来予測の結果

表 3-37 人口の将来予測の結果

	令和 2 年度 実績値	令和 8 年度推計値 (中間目標年度)	令和 13 年度推計値 (目標年度)
人口 [人]	252,391	242,328	233,396

出典：「令和 2 年度一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)、市資料

イ 家庭系ごみ

(ア) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測の結果は、図 3-30 及び表 3-38 に示すとおりである。

家庭系ごみは、有害ごみがわずかに増加することが見込まれる。それ以外のごみは、全て減少することが見込まれる。

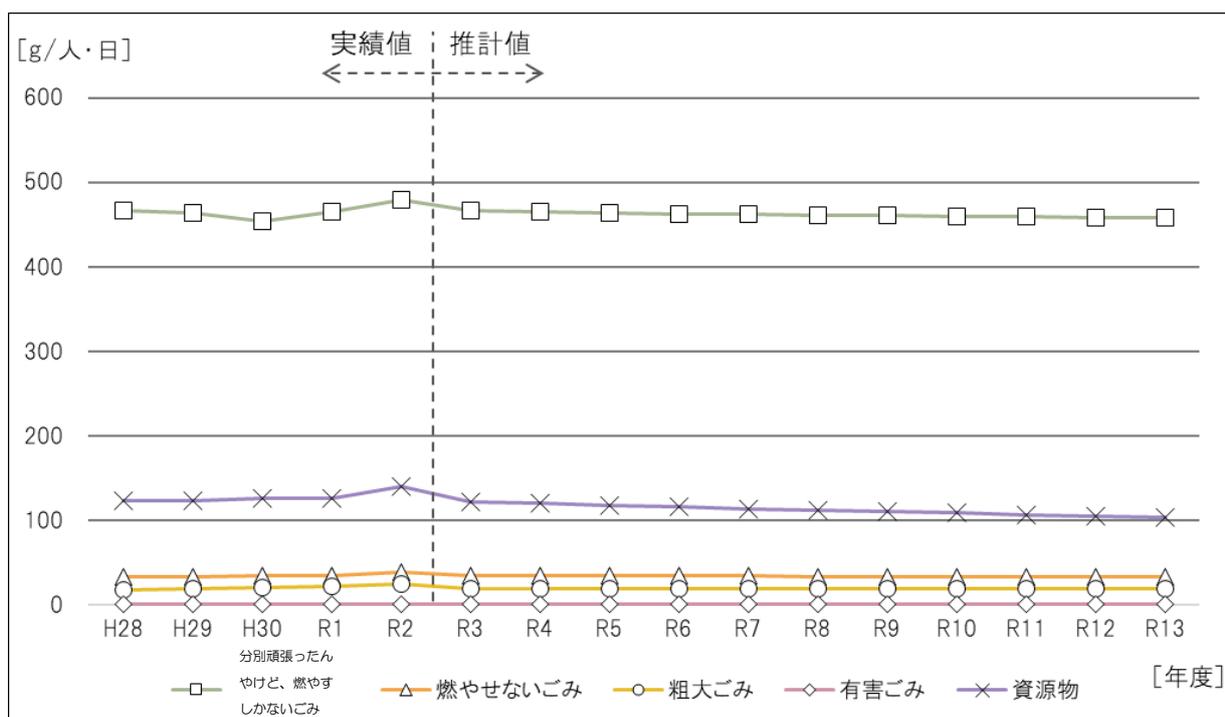


図 3-30 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測の結果

表 3-38 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測の結果

	令和2年度 実績値	令和8年度推計値 (中間目標年度)	令和13年度推計値 (目標年度)
分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ [g/人・日]	479.1	461.4	457.6
燃やせないごみ [g/人・日]	38.5	33.6	32.7
粗大ごみ [g/人・日]	25.4	18.8	18.8
有害ごみ [g/人・日]	0.5	0.6	0.6
資源物 [g/人・日]	140.0	112.2	103.8
合計 [g/人・日]	683.5	626.6	613.5

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

(イ) 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみ排出量の将来予測の結果は、図 3-31 及び表 3-39 に示すとおりである。

家庭系ごみ排出量については、排出原単位の減少と人口の減少が見込まれていることから、減少することが見込まれる。

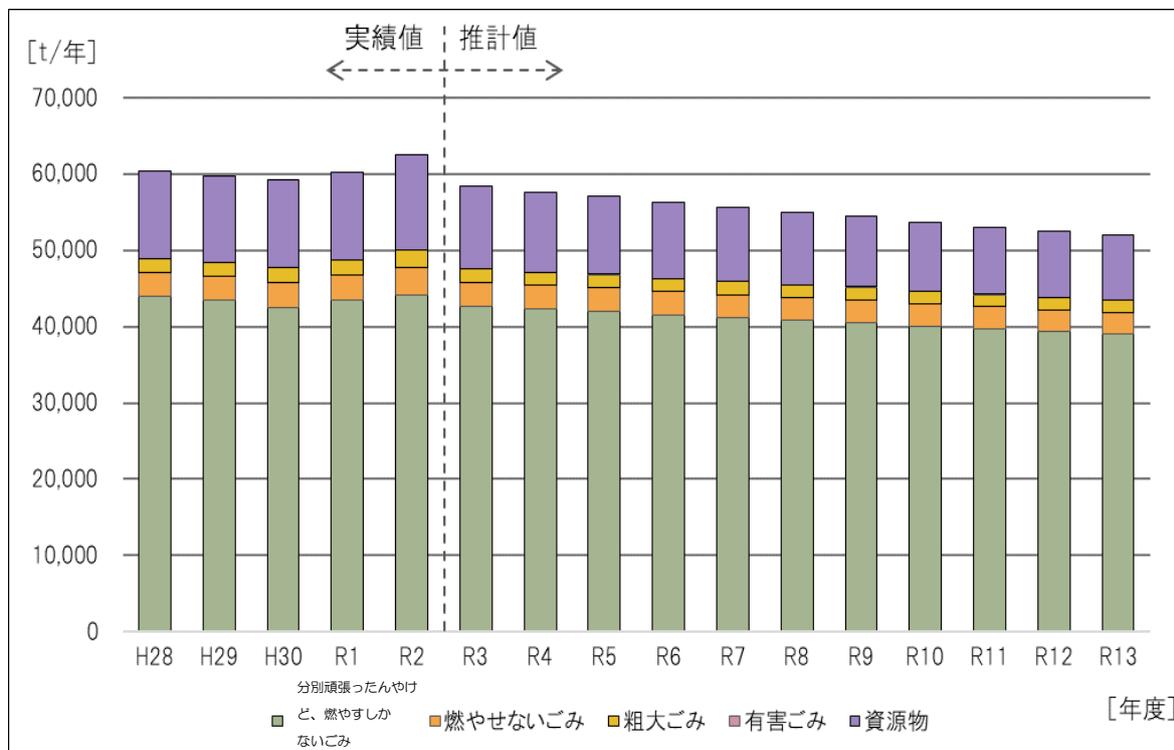


図 3-31 家庭系ごみ排出量の将来予測の結果

表 3-39 家庭系ごみ排出量の将来予測の結果

	令和 2 年度 実績値	令和 8 年度推計値 (中間目標年度)	令和 13 年度推計値 (目標年度)
分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ [t/年]	44,132	40,811	39,092
燃やせないごみ [t/年]	3,551	2,976	2,790
粗大ごみ [t/年]	2,342	1,664	1,602
有害ごみ [t/年]	46	50	49
資源物 [t/年]	12,900	9,921	8,864
合計 [t/年]	62,971	55,422	52,397

ウ 事業系ごみ

(ア) 1日あたりの事業系ごみ排出量

1日あたりの事業系ごみ排出量の将来予測の結果は、図 3-32 及び表 3-40 に示すとおりである。

1日あたりの事業系ごみ排出量は、可燃系及び不燃系ともに減少することが見込まれる。

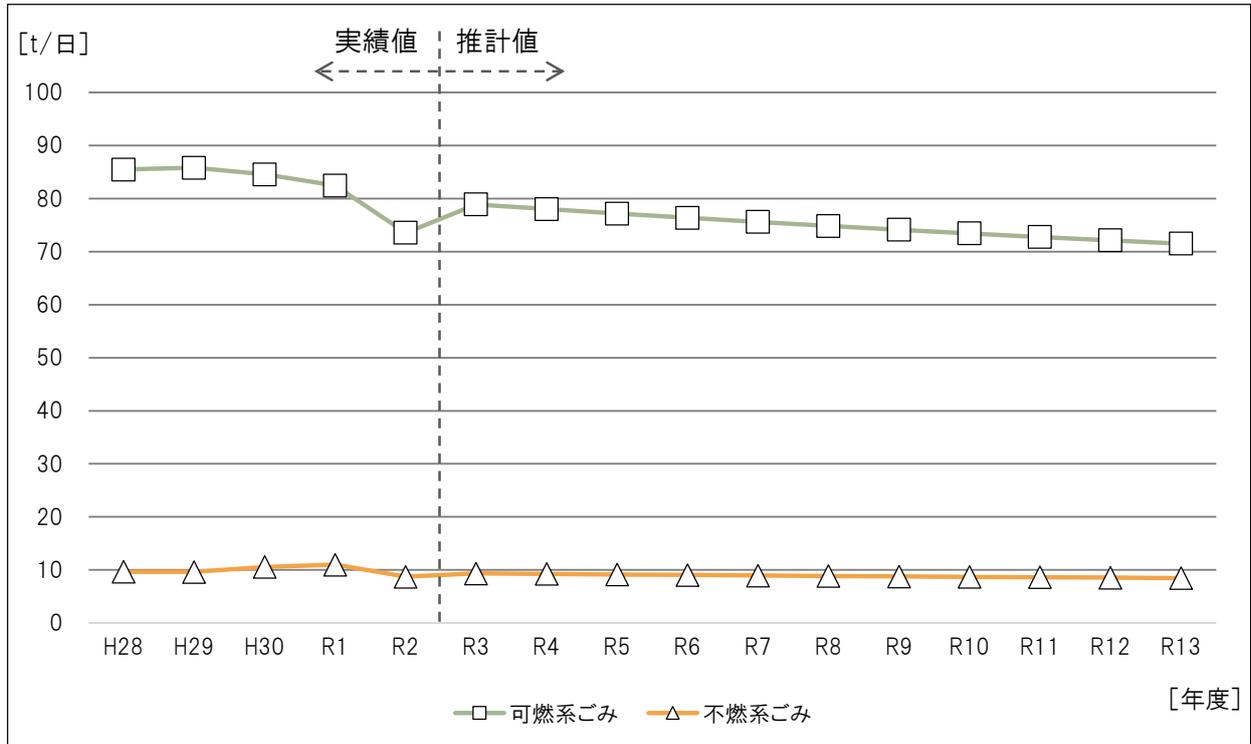


図 3-32 1日あたりの事業系ごみ排出量の将来予測の結果

表 3-40 1日あたりの事業系ごみ排出量の将来予測の結果

	令和2年度 実績値	令和8年度推計値 (中間目標年度)	令和13年度推計値 (目標年度)
可燃系ごみ [t/日]	73.6	74.9	71.5
不燃系ごみ [t/日]	8.7	8.9	8.5
合計 [t/日]	82.3	83.8	80.0

(イ) 事業系ごみの排出量

事業系ごみ排出量の将来予測の結果は、図 3-33 及び表 3-41 に示すとおりである。

事業系ごみ排出量は、減少することが見込まれる。

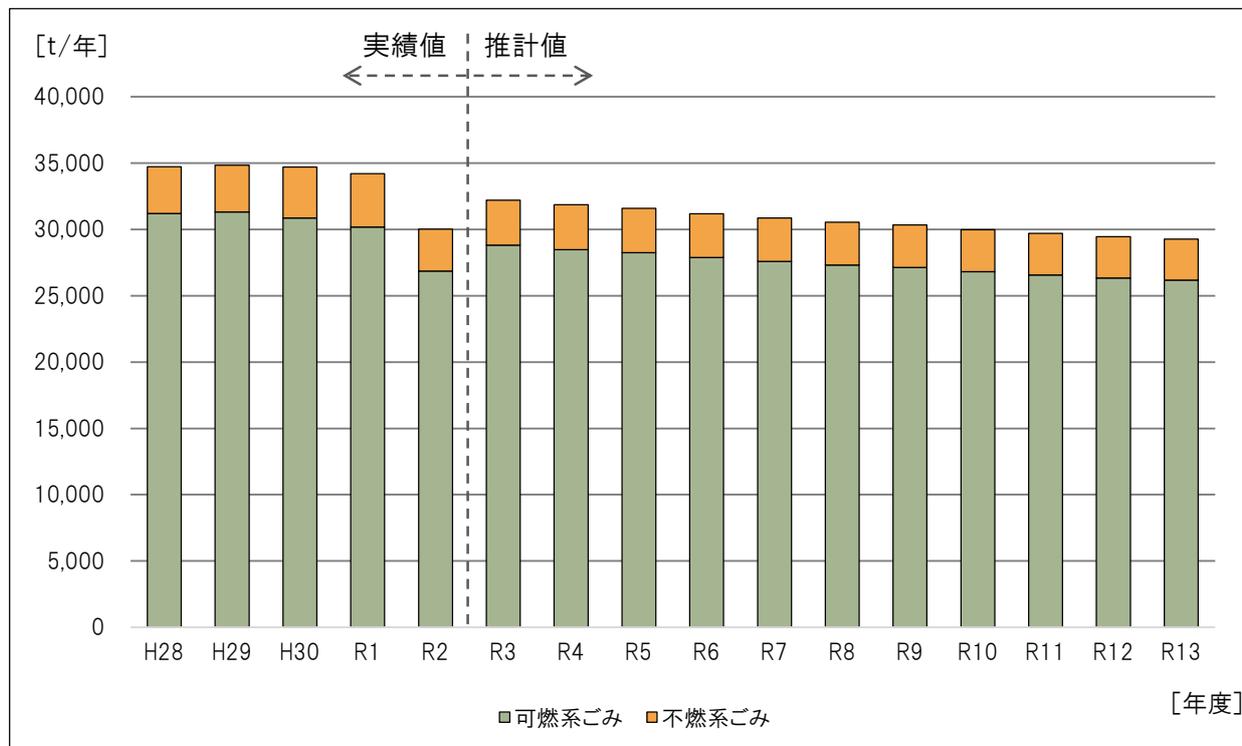


図 3-33 事業系ごみ排出量の将来予測の結果

表 3-41 事業系ごみ排出量の将来予測の結果

	令和 2 年度 実績値	令和 8 年度推計値 (中間目標年度)	令和 13 年度推計値 (目標年度)
可燃系ごみ [t/年]	26,853	27,323	26,174
不燃系ごみ [t/年]	3,179	3,235	3,099
合計 [t/年]	30,032	30,558	29,273

エ 資源物回収量

資源物回収量の将来予測の結果は、図 3-34 及び表 3-42 に示すとおりである。

資源物回収量は、減少することが見込まれる。

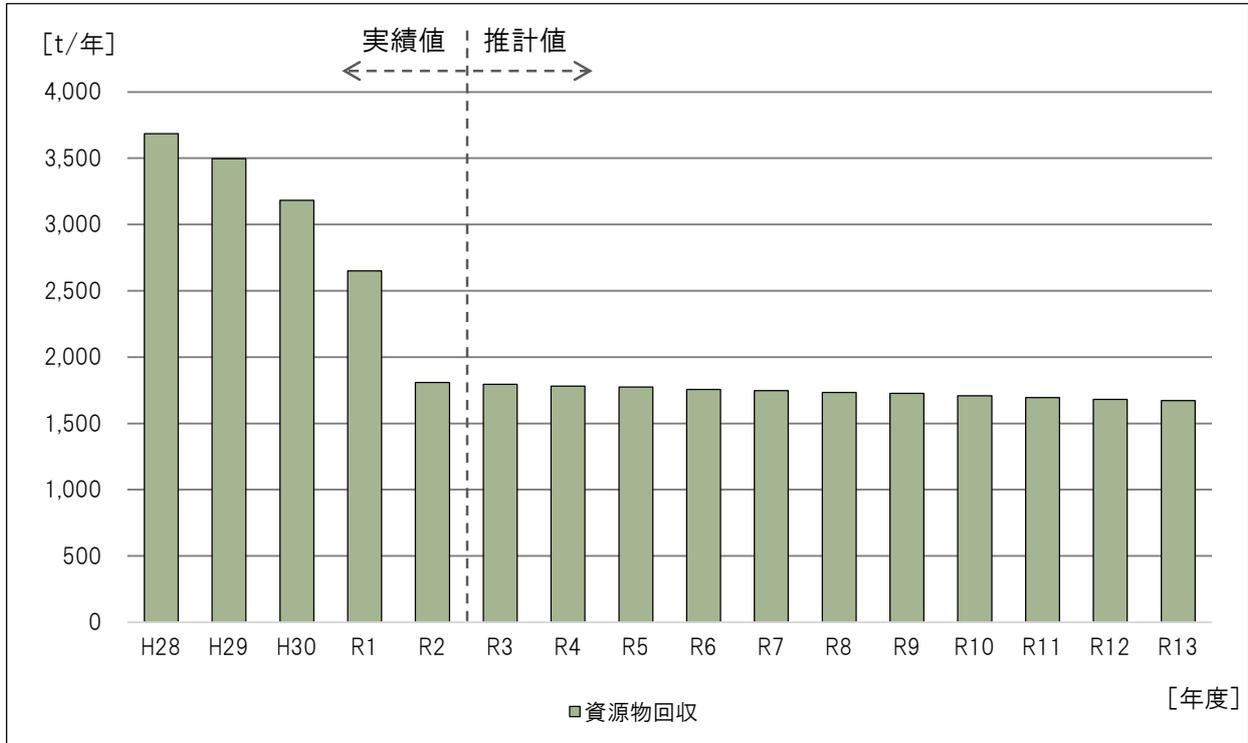


図 3-34 資源物回収量の将来予測の結果

表 3-42 資源物回収量の将来予測の結果

	令和 2 年度 実績値	令和 8 年度推計値 (中間目標年度)	令和 13 年度推計値 (目標年度)
資源物回収 [t/年]	1,809	1,734	1,673

オ ごみ排出量

アからエまでをふまえたごみ排出量の将来予測の結果は、図 3-35 及び表 3-43 に示すとおりである。

1 人 1 日あたりのごみ排出量及び人口の減少に伴い、ごみ排出量は減少することが見込まれる。

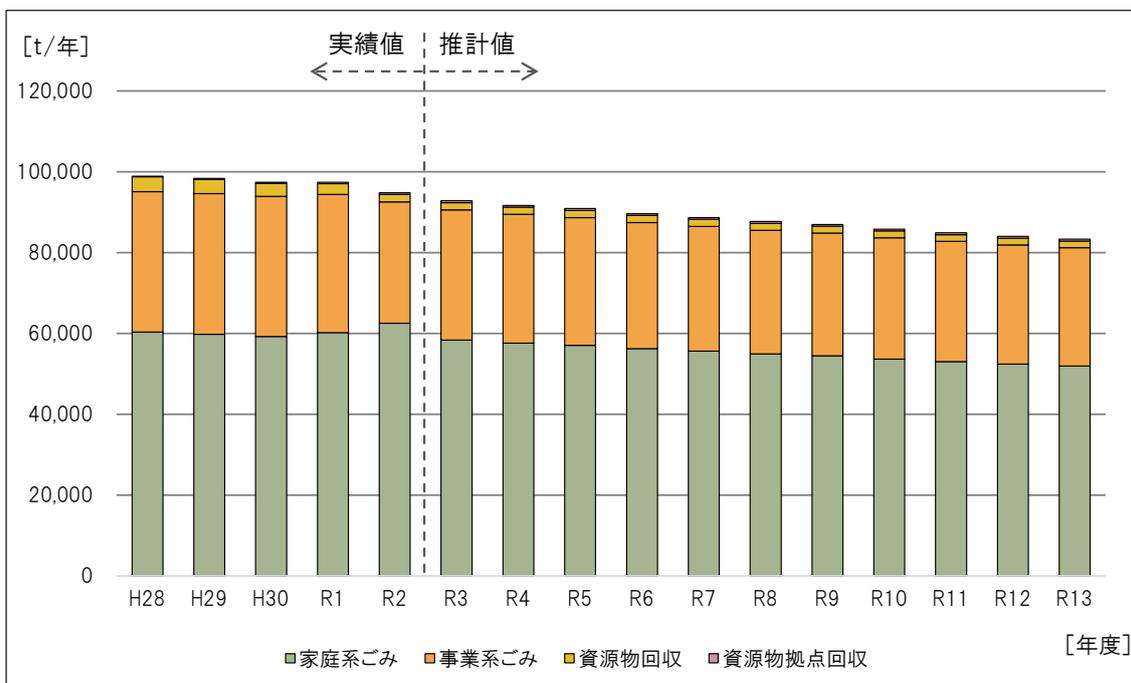


図 3-35 (1) ごみ排出量の将来予測の結果（排出形態別）

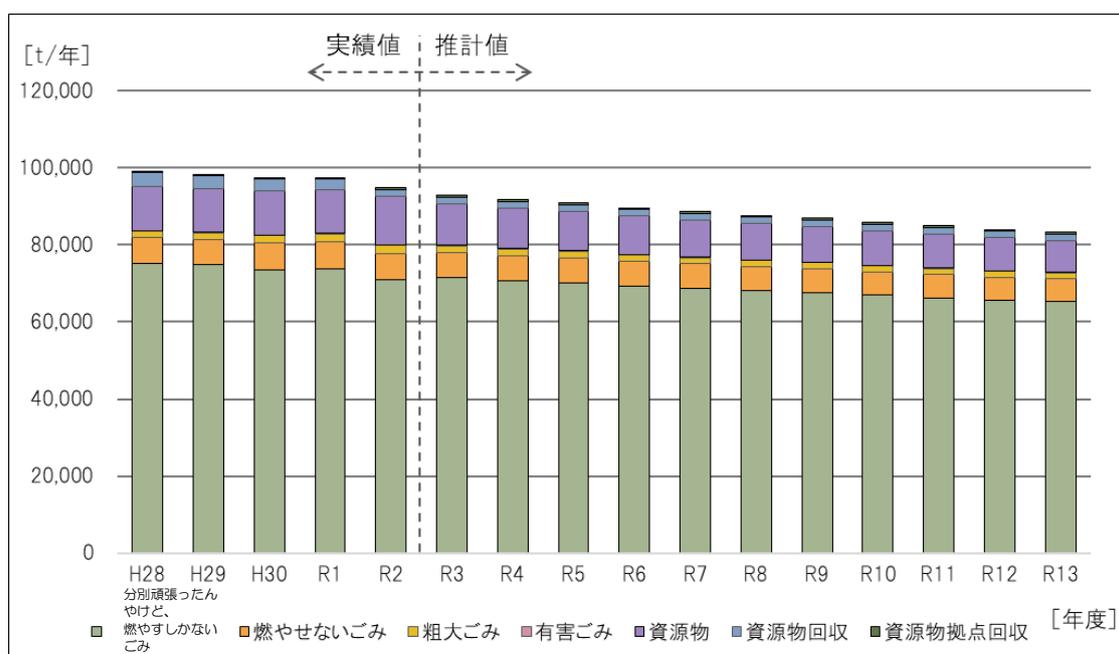


図 3-35 (2) ごみ排出量の将来予測の結果（ごみ種別）

表 3-43 ごみ排出量の将来予測の結果（現状推計の場合）

		令和 2 年度 実績値	令和 8 年度推計値 (中間目標年度)	令和 13 年度推計値 (目標年度)
ごみ総量 [t/年]	分別頑張った んやけど、燃 やすしかない ごみ	70,985	68,134	65,266
	燃やせないごみ	6,730	6,211	5,889
	粗大ごみ	2,342	1,664	1,602
	有害ごみ	46	50	49
	資源物	12,900	9,921	8,864
ごみ総量 [t/年]		93,003	85,980	81,670
資源物回収運動 [t/年]		1,809	1,734	1,673
資源物拠点回収 [t/年]		439	440	440
ごみ排出量 [t/年]		94,812	87,714	83,343
人口 [人]		252,391	242,328	233,396
1 人 1 日あたりの ごみ総量 [g/人・日]		1,009.6	972.1	956.1
1 人 1 日あたりの ごみ排出量 [g/人・日]		1,018.2	991.7	975.7

3 ごみ処理の評価

(1) 国の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」及び「第4次循環型社会形成推進基本計画」において、ごみ排出量等の削減目標が設定されている。それらの数値目標の達成具合を以下に整理した。

ア 国の基本方針

国の基本方針では、以下の3つの指標について数値目標が設定されており、環境省告示第7号（平成28年1月21日）において、下記のとおりとなっている。

指標①：ごみ排出量 ⇒ 令和2年度までに平成24年度比で約12%減

指標②：リサイクル率 ⇒ 令和2年度までに約27%

指標③：最終処分量 ⇒ 令和2年度までに平成24年度比で約14%減

指標①～③の数値目標における本市の達成具合は、表3-44に示すとおりである。

表 3-44 国の基本方針の目標率における本市の達成状況

	基準年度の数値 (平成24年度)	目標年度の数値(令和2年度)
		実績値
【指標①】ごみ排出量	105,321t/年	94,812t/年 (10.0%減)
【指標②その1】 リサイクル率	15.6%	13.3%
【指標③】最終処分量	18,273t/年	16,478t/年 (9.8%減)

【国の基本方針とは】

『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号、平成22年12月20日全部変更、平成28年1月21日変更）』のこと。この基本方針では、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な方向など（以下参照）を定めている。

- ◆廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- ◆廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- ◆廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- ◆廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
- ◆その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

イ 第4次循環型社会形成推進基本計画

第4次循環型社会形成推進基本計画では、以下の3つの指標について数値目標が設定されている。

指標①：1人1日あたりのごみ排出量

⇒ 令和7年度までに平成12年度比で約28%減

(平成12年度 1,185 g/人・日に対し令和7年度約 850g/人・日)

指標②：資源ごみ等を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

⇒ 令和7年度までに平成12年度比で約33%減

(平成12年度 653 g/人・日に対し令和7年度約 440g/人・日)

指標③：事業系ごみ排出量

⇒ 令和7年度までに平成12年度比で約39%減

(平成12年度 17,990千トンに対し令和7年度 11,000千トン)

指標①～③の数値目標における本市の達成見込みは、表3-45に示すとおりである。

表 3-45 第4次循環型社会形成推進基本計画の目標率における本市の達成見込み

指標	基準年度の数値 (平成12年度)	目標年度の数値(令和7年度)	
		目標値	推計値
1人1日あたりのごみ排出量	1,362g/人・日	981g/人・日	996g/人・日
資源ごみ等を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	611g/人・日	409g/人・日	516g/人・日
事業系ごみ排出量	56,008t/年	34,165t/年	30,864t/年

※表の数値は目標指標に示された増減率を本市の数値に当てはめたもの

(2) 徳島県の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る県の目標としては、「第五期徳島県廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月、徳島県）において、ごみ排出量等の削減目標が設定されている。それらの数値目標の達成見込みを以下に整理した。

目標指標①：ごみ排出量

⇒令和 7 年度までに平成 30 年度比で約 19%減
(平成 30 年度 261,417 t に対し令和 7 年度 212,000 t)

目標指標②：1 人 1 日あたりのごみ排出量

⇒令和 7 年度までに平成 30 年度比で約 11%減
(平成 30 年度 954 g/人・日に対し令和 7 年度 845 g/人・日)

目標指標③：家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量

⇒令和 7 年度までに平成 30 年度比で約 15%減
(平成 30 年度 708 g/人・日に対し令和 7 年度 605 g/人・日)

目標指標④：リサイクル率

⇒令和 7 年度までに平成 30 年度比で約 13.4 ポイント増
(平成 30 年度 16.6 %に対し令和 7 年度 30 %)

目標指標⑤：最終処分量

⇒令和 7 年度までに平成 30 年度比で約 32%減
(平成 30 年度 29.3 千 t に対し令和 7 年度 19.9 千 t)

指標①～⑤の数値目標における本市の達成見込みは、表 3-46 に示すとおりである。

表 3-46 徳島県廃棄物処理計画の目標率における本市の達成見込み

指標	基準年度の数値 (平成 30 年度)	目標年度の数値 (令和 7 年度)	
		目標値	推計値
ごみ排出量	97,437t/年	78,924t/年	88,696t/年
1 人 1 日あたりのごみ排出量	1,040g/人・日	926g/人・日	996g/人・日
家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量	636g/人・日	541g/人・日	630g/人・日
リサイクル率	14.4%	27.8%	12.0%
最終処分量	16,877t/年	11,476t/年	15,284t/年

※表の数値は目標指標に示された増減率を本市の数値に当てはめたもの

(3) 本市一般廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月策定）の中間目標値を基準とした評価

本市一般廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月策定）の中間目標値として、1 人 1 日あたりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の削減目標が設定されている。それらの数値目標と実績値について以下に整理した。

目標指標①：1 人 1 日あたりのごみ排出量 ⇒ 令和 3 年度までに 996.5g/人・日

目標指標②：リサイクル率 ⇒ 令和 3 年度までに 15.8%

目標指標③：最終処分量 ⇒ 令和 3 年度までに 15,704t/年

指標①～③の数値目標に対する本市の実績値は、表 3-47 に示すとおりである。

表 3-47 本市一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年 6 月策定）における達成状況

指標	中間目標年度の数値（令和 3 年度）	
	目標値	実績値
1 人 1 日あたりのごみ排出量	996.5 g/人・日	1,006.6 g/人・日
リサイクル率	15.8 %	13.9 %
最終処分量	15,704 t/年	15,814 t/年

(4) 類似自治体の平均を基準とした評価

一般廃棄物処理システムについて、環境省のホームページで公開されている「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価を実施した。

ア 類似自治体の平均を基準とした評価

評価は、表 3-48 に示す指標を用いた。

表 3-48 評価の指標

評価指標		算出式	
循環型社会 形成	廃棄物の発生	人口 1 人 1 日あたりごみ排出量 [g/人・日]	ごみ排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口 × 10 ⁶
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF を除く) (t/t) 【リサイクル率のこと】	資源化量 ÷ ごみ排出量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t) 【最終処分率のこと】	最終処分量 ÷ ごみ排出量
経済性	費用対効果	人口 1 人あたり年間処理経費 (円/人・年)	処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
		最終処分減量に要する費用 (円/t)	(処理及び維持管理費 - 最終処分費) ÷ (ごみ排出量 - 最終処分量)

イ 評価の方法

評価は、評価指標を数値化し、類似自治体（総務省により提示されている類似自治体別市町村財政指数表の類型による類似自治体）の平均値と比較することにより実施した。類似自治体の平均との各指標をレーダーチャートで比較することにより、本市の状態が明らかになる。

なお、「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」における類似自治体は、前述した類似自治体と同様である。

ウ 評価の結果

評価の結果は、図 3-36 及び表 3-49 に示すとおりである。

本市は全ての項目において、類似自治体の平均を下回っている。

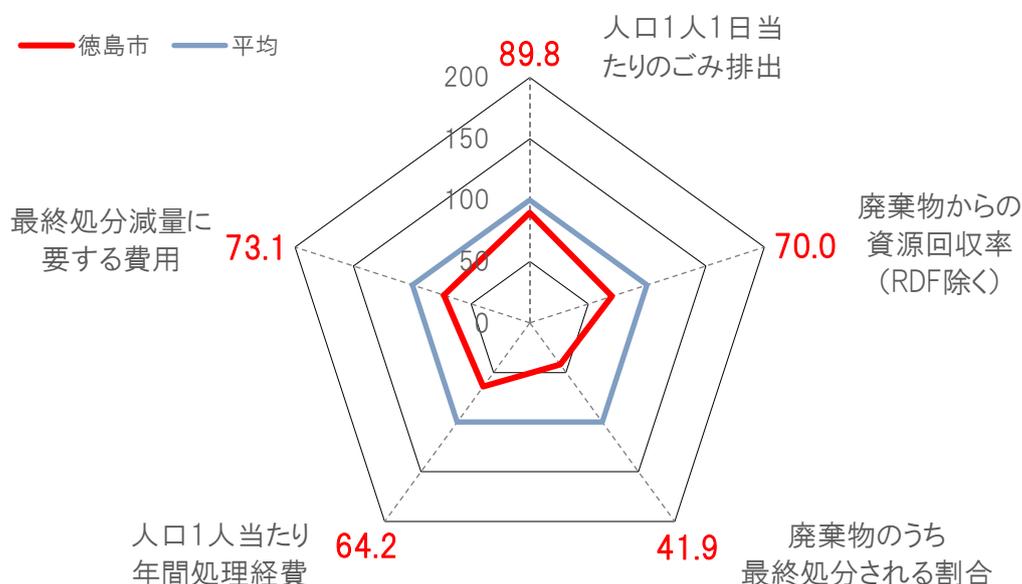


図 3-36 類似自治体の平均を基準とした評価の結果 (令和 2 年度実績)

注) 各評価指標を指数化して評価 (類似自治体平均を 100 (赤線で示す) として評価)

表 3-49 類似自治体の平均を基準とした評価の結果 (令和 2 年度実績)

	人口1人1日あたりごみ排出量 [kg/人・日]	廃棄物からの資源回収率[RDF除く][t/t]	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t] ^{注2)}	人口1人あたり年間処理経費 [円/人・年]	最終処分減量に要する費用 [円/t]
平均	0.914	0.188	0.073	9,987	30,578
最大	1.160	0.357	0.213	15,690	49,593
最小	0.684	0.095	0.000	3,793	10,819
本市	1.018	0.132	0.175	15,558	41,850
指数値 ^{注1)}	89.8	70.0	41.9	64.2	73.1

注 1) 類似自治体の平均値を 100 とした場合の本市の比較値

注 2) 焼却残渣のエコセメント化等を行っている類似自治体も含む (最終処分量が 0t となる類似自治体)。

【評価結果（レーダーチャート）の見方】

<全般>

指標毎に、抽出した類似自治体の平均値が 100 となっており、レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示している。

<人口 1 人 1 日あたりごみ排出量>

人口 1 人 1 日あたりごみ排出量は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、100 以下となっているため、人口 1 人 1 日あたりごみ排出量は類似自治体平均よりも多いといえる。

<廃棄物からの資源回収率>

廃棄物からの資源回収率（RDF 除く）は、高いほど外側に広がる。本市の場合、100 以下となっているため、廃棄物からの資源回収率は類似自治体平均よりも低いといえる。

<廃棄物のうち最終処分される割合>

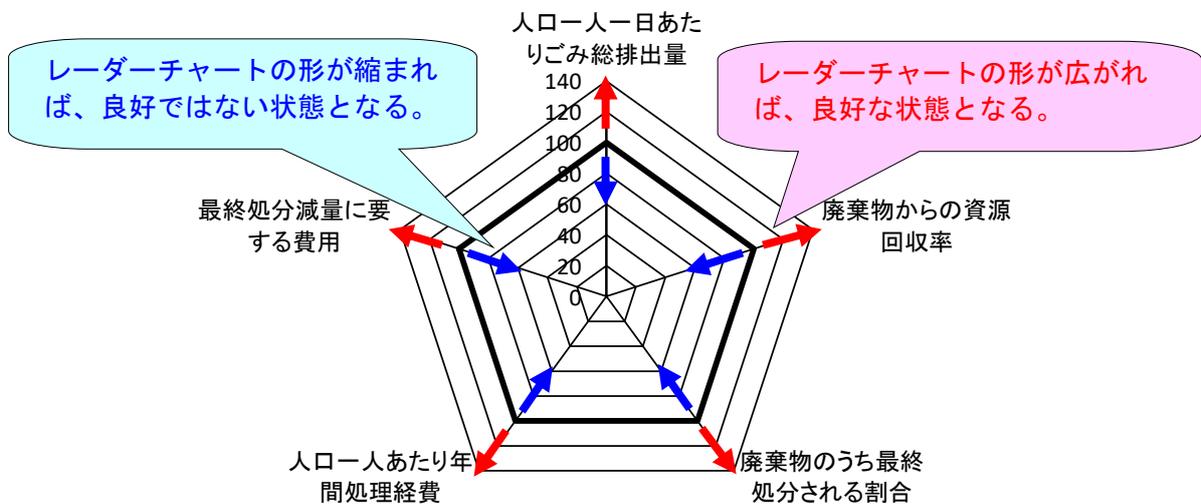
廃棄物のうち最終処分される割合は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、100 以下となっているため、廃棄物のうち最終処分される割合は類似自治体平均よりも高いといえる。

<人口 1 人あたり年間処理経費>

人口 1 人あたり年間処理経費は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、100 以下となっているため、人口 1 人あたり年間処理経費は類似自治体平均よりも高いといえる。

<最終処分減量に要する費用>

最終処分減量に要する費用は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、100 以下となっているため、最終処分減量に要する費用は類似自治体平均よりも高いといえる。



4 ごみ処理に係る課題

(1) 発生・排出抑制

本市の令和 2 年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 1,018.2g/人・日であり、全国平均（900.8g/人・日）、徳島県平均（957.7g/人・日）を上回っている。また、類似自治体と比較した結果において、39 自治体中 8 番目に 1 人 1 日あたりのごみ排出量が多くなっている。

国の第 4 次循環型社会形成推進基本計画に示されている数値目標については、1 人 1 日あたりのごみ排出量、集回収量及び資源ごみ等を除いた 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量は目標を達成せず、事業系ごみ排出量は目標を達成する見込みとなっている。

加えて、本市における令和 2 年度のごみ排出量、リサイクル率及び最終処分量は国の基本方針の目標を達成していない。

また、本市の特徴として事業所が多いことから、事業系ごみの排出量が多く、ごみ排出量に占める事業系ごみの割合が多くなっている。

したがって、現在の施策に加え、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、市民との協働により、家庭系ごみ排出量を削減するとともに、事業系ごみについても排出抑制につながる啓発・指導を強化していく必要がある。

(2) 再資源化

国の基本方針では、令和 2 年度までにリサイクル率を約 27%に引き上げることが目標に掲げられている。しかし、令和 3 年度における本市のリサイクル率は 13.9%であり、国の基本方針の目標値を達成していない。

このため、リサイクル率の向上につながる資源物の排出機会の拡大等の取組を進めていく必要がある。

また、本市の特徴として、類似都市に比べてごみ排出量に占める事業系ごみの割合が多いことから、リサイクル率が低くなっているものと考えられる。

(3) 収集・運搬

本市は、原則ステーション方式による分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ、燃やせないごみ等の収集を行っている。現在行っている缶・びん・ペットボトルの混合収集については、当該収集方法が要因となりリサイクル率が低迷している可能性があることから、リサイクル率の向上を図るためにも分別方法の見直しに係る検討を行っていく必要がある。

また、本市ではふれあい収集を行っており、年々利用者も増加している。今後も利用者の増加が見込まれることから、適切なサービスの維持について検討する必要がある。

(4) 中間処理

現在、本市で搬出される分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみは東部環境事業所及び西部環境事業所において焼却処理を行い、燃やせないごみ、粗大ごみ及び缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装は民間施設において処理委託を行っている。

しかし、焼却施設は、東部環境事業所が昭和 54 年、西部環境事業所が平成 3 年に整備されており、両施設ともに老朽化が進んでいる。

これらの状況をふまえ、東部環境事業所及び西部環境事業所に代わる新たな焼却施設の早急な整備が必要となっている。

(5) 最終処分

最終処分は、一般財団法人徳島県環境整備公社へ埋立委託を行っている。最終処分量全体は、近年ゆるやかな減少傾向となっているものの、類似自治体に比べ不燃残渣の最終処分量が多く国の基本方針の目標値は達成していない状況である。

したがって、ごみの発生・排出抑制及びリサイクルの推進を図ることで最終処分量を削減する必要がある。

(6) その他

環境保全や環境美化の観点から、ごみの不法投棄やポイ捨て防止策を強化する必要がある。また、特別管理一般廃棄物や処理困難物については、事業者責任、排出者責任のもとで、より適正な処理方法を確立する必要がある。さらに、地震及び風水害等の大規模災害時に一時的に発生する多量の廃棄物については、速やかに処理する体制を確保する必要がある。

5 ごみ処理に係る数値目標

(1) 将来目標の設定

ごみ処理に係る指標は、国の基本方針等及び現行計画の指標に基づき以下の3項目とする。

《目標①》1人1日あたりのごみ排出量

《目標②》リサイクル率

《目標③》最終処分量

《目標①》1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量は、目標年度において830g/人・日以下とする。

【目標値の設定の考え方】

国の1人1日あたりのごみ排出量の将来推計結果（図3-37）に基づき、令和13年度時点の国の推計値である830g/人・日を下回る数値を目標値とする。

推計結果は、4つの推計式のうち最も相関係数が高くなる（実績値と推計値の傾向が類似している）指数曲線の値を採用した。

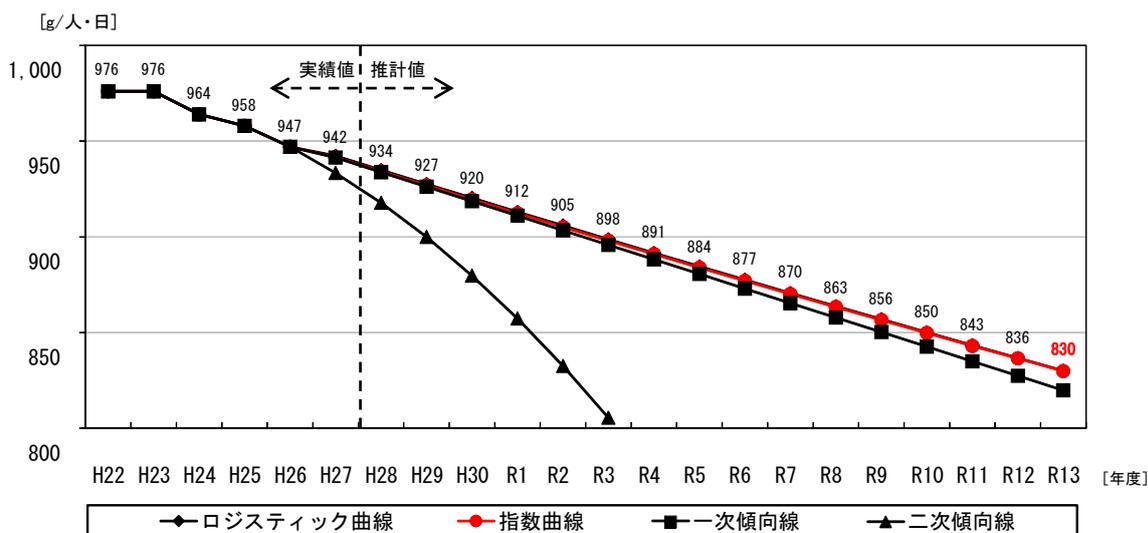


図 3-37 国の1人1日あたりのごみ排出量の将来推計結果

《目標②》リサイクル率

リサイクル率は、目標年度において 30%以上とする。

【目標値の設定の考え方】

本市は、今後、東部及び西部環境事業所に代わる新施設を整備する予定となっており、焼却残渣の資源化を行うことを想定している。

したがって、焼却残渣の資源化を行った場合のリサイクル率を目標値とする。

《目標③》最終処分量

最終処分量は、目標年度において平成 27 年度比の 80%以上の削減を目標とする。

【目標値の設定の考え方】

本市は、上記リサイクル率の目標値の設定の考え方に記載したとおり、今後焼却残渣の資源化を行っていく予定である。また、目標①に記載したとおり、ごみの排出抑制・減量も併せて推進していく予定である。

したがって、最終処分量は、目標①及び目標②を確実に推進していくことによって、平成 27 年度比の 80%以上の削減を目標とする。

ごみ処理に係る数値目標は、表 3-50 に示すとおりである。

表 3-50 ごみ処理に係る数値目標

評価指標	実績値 (令和 2 年度)	中間目標 (令和 8 年度)	目標値 (令和 13 年度)
《目標①》1 人 1 日あたりのごみ排出量 [g/人・日]	1,018.2	919.2	827.7
《目標②》リサイクル率	13.3%	16.1%	30.0%
《目標③》最終処分量 [t/年]	16,478	13,446	3,527

【1 人 1 日あたりごみ排出量の削減目標】

令和 2 年度の徳島市における 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 1,018.2g でした。この数値は全国の平均と比べると約 100g 多くなっています。

本計画では令和 13 年度の目標年度に徳島市の 1 人 1 日あたりのごみ排出量を **830g 以下**にすることを目標としており、約 200g の減量が必要です。

約200g =
おにぎり **2つ分**



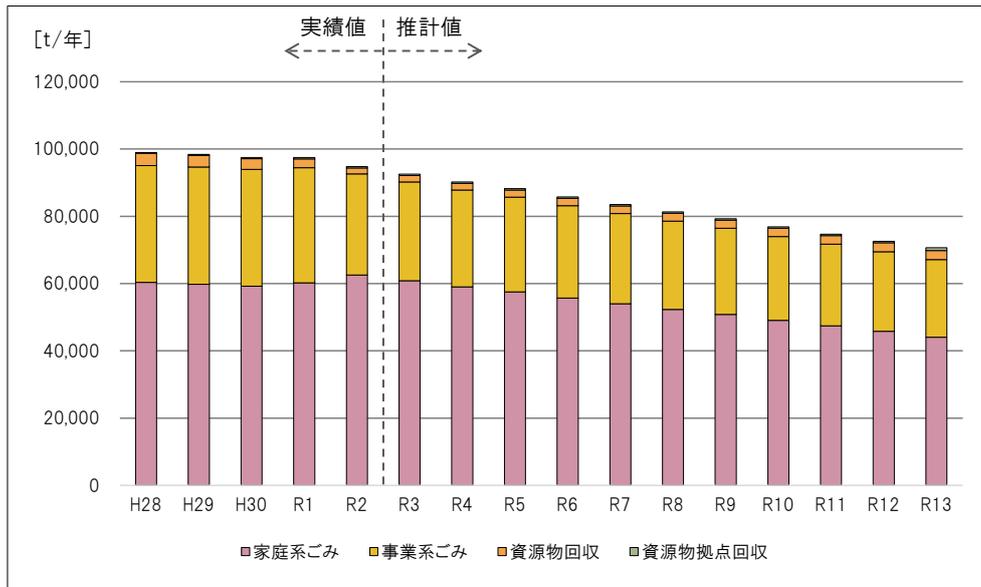


図 3-38 ごみ排出量の推移（目標達成時）

表 3-51 ごみ排出量の推移（目標達成時）

		令和 2 年度 実績値	令和 8 年度 推計値 (中間目標年度)	令和 13 年度 推計値 (目標年度)	
行政区域内人口 [人]		252,391	242,328	233,396	
計画収集人口		252,391	242,328	233,396	
自家処理人口		0	0	0	
ごみ総量 [t/年]	家庭系	分別頑張ったんやけど、燃やすし かないごみ [t/年]	44,132	36,179	29,956
		燃やせないごみ [t/年]	3,551	2,188	1,131
		粗大ごみ [t/年]	2,342	1,773	1,025
		有害ごみ [t/年]	46	48	49
		資源物 [t/年]	12,900	12,598	12,775
		合計 [t/年]	62,971	52,786	44,936
	事業系	可燃系ごみ [t/年]	26,853	23,424	20,617
		不燃系ごみ [t/年]	3,179	2,773	2,441
		合計 [t/年]	30,032	26,197	23,058
	計（家庭系+事業系）		93,003	78,983	67,994
資源物回収運動 [t/年]		1,809	2,317	2,708	
資源物拠点回収 [t/年]		439	440	880	
ごみ排出量 [t/年]		94,812	81,295	70,702	
再資源化量 [t/年]	資源化量 (家庭系+事業系) [t/年]		10,795	10,787	18,504
	直接資源化量 [t/年] ※1		4,975	4,693	4,901
	中間処理後再生利用量 [t/年]		5,820	6,094	5,949
	焼却灰リサイクル [t/年]		0	0	7,304
	製品プラスチックリサイクル [t/年]		0	0	350
資源物回収運動 [t/年]		1,809	2,317	2,708	
リサイクル率 [%] ※2		13.3	16.1	30.0	

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

※1: 古紙類、有害ごみ、資源物拠点回収の合計値

※2: リサイクル率 = (資源化量 + 資源物回収運動) / ごみ排出量

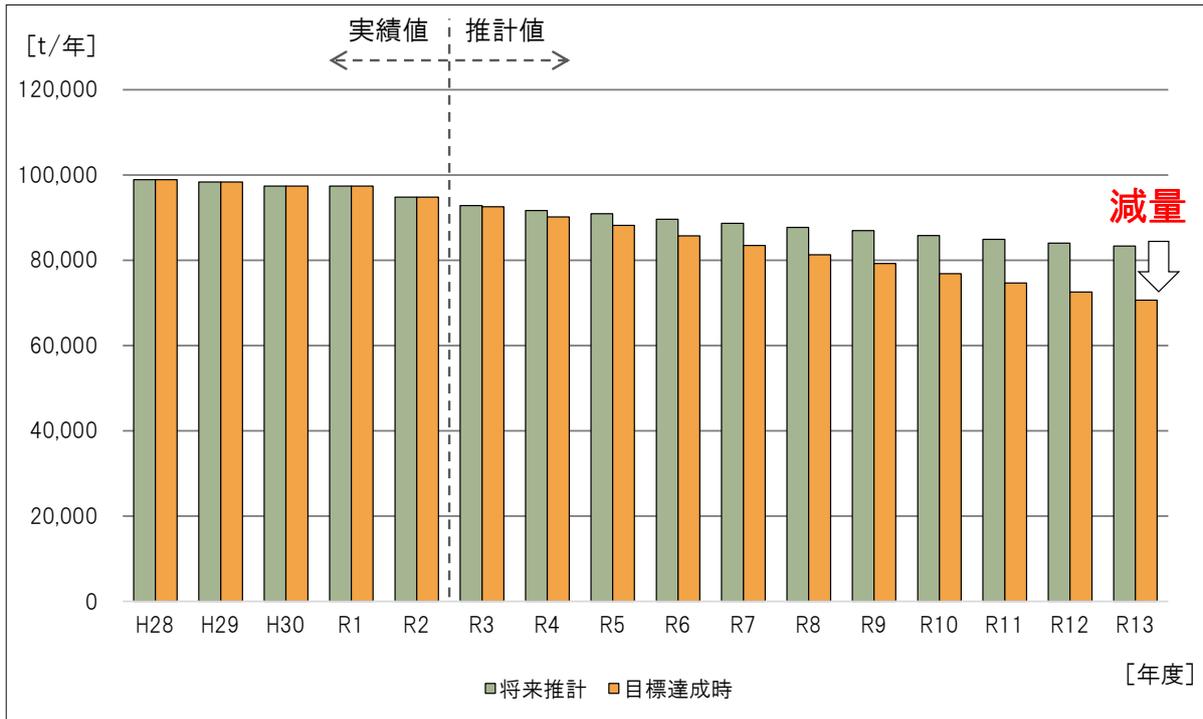


図 3-39 ごみ排出量の推移 (将来推計及び目標達成)

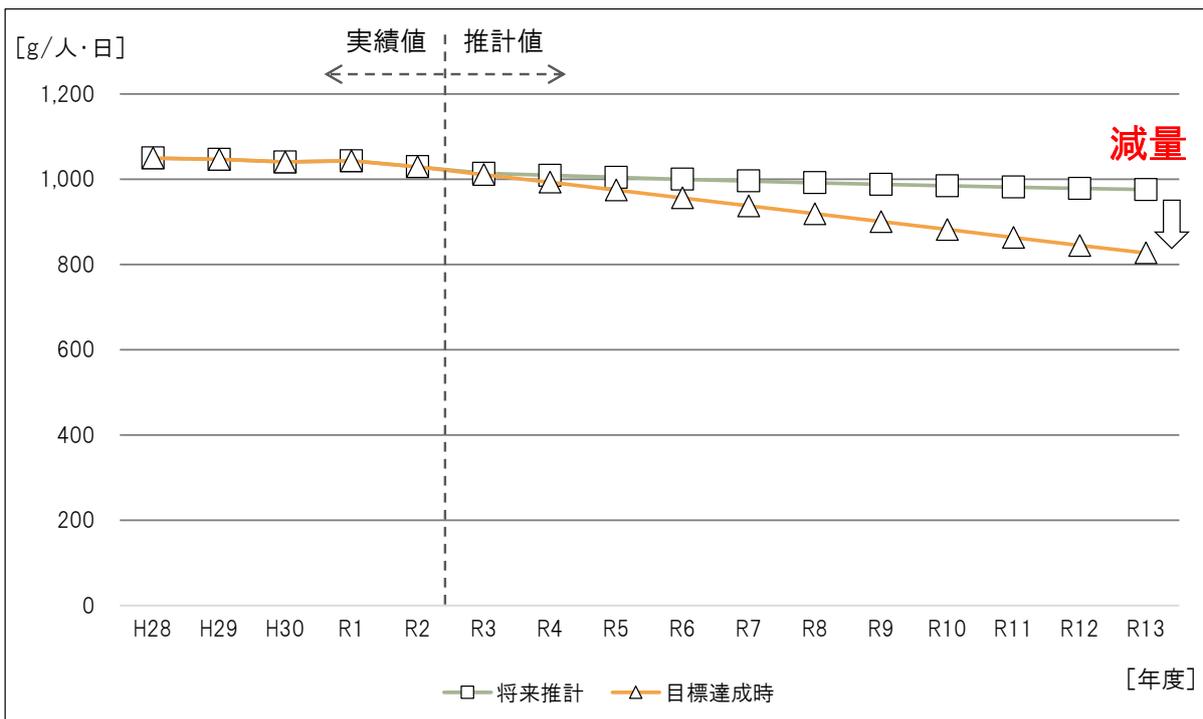


図 3-40 1人1日あたりのごみ排出量の推移 (将来推計及び目標達成)

表 3-52 1人1日あたりのごみ排出量の推移 (将来推計及び目標達成)

	令和2年度 実績値	令和8年度 (中間目標年度)	令和13年度 (目標年度)
将来推計 [g/人・日]	1,018.2	991.7	975.7
目標達成時 [g/人・日]	1,018.2	919.2	827.7

6 基本方針

(1) 発生・排出抑制、再資源化計画

ア 目標

本市において、ごみ排出量は、将来的に減少するものと予測されるが、本計画のごみ減量目標達成のため、市民・事業者・行政は、積極的にそれぞれの立場と相互の連携により、ごみの減量化や再資源化に取り組んでいく必要がある。

これらをふまえ、「発生・排出抑制、再資源化計画」では、以下の目標を掲げる。

【目標 1 ごみの発生・排出抑制の推進】

ごみの減量化を図るには、ごみの発生・排出抑制を推進する必要がある、それには一人ひとりの日常生活における取組や事業活動における工夫が重要である。

また、これらの取組を効果的かつ円滑に推進するには、ごみの減量化を常に意識しつつ、市民・事業者・行政が協働して、様々な施策に取り組むことも必要である。

市民や事業者のごみの減量化に対する意識の向上を図るため、幅広く環境教育や啓発活動を行い、ごみの発生・排出抑制に対する意識を高めていく活動を行う。

【目標 2 再資源化の推進】

循環型社会の形成を推進するには、ごみの再資源化を推進する必要がある、それには容易に再資源化が可能なごみを排出しやすい環境整備が不可欠であるため、収集体制の整備や排出機会の拡大などに取り組む。また、再資源化を推進するには、回収したごみを適正に分別し、リサイクルする環境整備も重要である。

行政の取組に関する周知広報を行うとともに、国や事業者の取組についても紹介するなど、積極的な情報発信を行う。

イ 重点施策

ごみの発生・排出抑制、再資源化を効果的・総合的に推進するために、以下の施策について重点的に取り組む。

(ア) 家庭系ごみ・事業系ごみにおける発生・排出抑制

本市の排出原単位を類似団体（人口が20～30万人）と比較すると、家庭系、事業系ともに発生・排出抑制を行う必要があるものと考えられるため、市民・事業者へ発生・排出抑制に努めるように指導する。

ごみの発生・排出抑制の対策は、以下の2つに大別できる。

1 不要なものを受けとらない。

2 家庭及び事業所での減量化や資源物の分別を徹底することで、ごみとして排出される量を減らす。

従来と同じライフスタイルを続ける限り、ごみの排出状況も変わらないため、ごみの発生・排出抑制を推進するに際しては、一人ひとりのレベルでの意識を変える必要がある。そして、個々の環境に即した取組を実践することが望まれる。

(イ) 家庭系ごみにおける資源物の分別の徹底

家庭系ごみは、分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみへの資源物の混入が見受けられる。

リサイクルすることができる「紙類」や「布類」を分別することにより、分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみの減量効果が期待できることから、分別の徹底を図るため、以下の取組を行う。

- 資源物の分別の徹底についての広報・周知
- 市民の意識向上に向けた啓発活動の強化
- 資源物回収運動に対する支援の継続
- 拠点回収事業の拡充・周知

(ウ) 食品ロスの削減及び「生ごみ」の減量化

家庭系ごみの中では、「生ごみ」が大きな比率を占めていることから、生ごみの発生・排出抑制を行うことは、ごみの減量化に大きな効果がある。

生ごみの徹底した水切りや食べ残し・消費期限切れの商品をできるだけなくすなど、「生ごみ」や食品ロスの削減に取り組むとともに、電気式生ごみ処理機や生ごみ処理容器等の一層の普及を図るため、市民への広報活動の強化や補助制度の見直し等についても検討を行う。

(エ) 事業系ごみにおける「紙類等」の再資源化の推進

事業系ごみについては、許可業者により市の施設に持ち込まれる可燃系ごみ中の「紙類」の比率が高いと考えられる。

多数の事業所から大量の紙類が排出されていると考えるため、これらの「紙類」の再資源化を推進することにより、減量効果が期待できる。また、事業系ごみのうち資源物は、民間による資源化が行われることとなるため、事業系の資源物の分別徹底は、本市のごみ排出量への減量効果があるものと考えられる。

分別徹底による再資源化については、施策の実施に際して新たな設備・システムを導入等する必要がないため、積極的に推進する。

今後は、事業所から排出される紙類を中心とした再資源化を図るため、以下の取組を行う。

- 事業者の意識向上に向けた啓発活動の強化
- 事業所における機密書類の適正処理
- 事業系ごみの分別・搬入基準の明確化
- 事業所に対する資源物の再資源化の推進

(オ) 資源回収ルートの整備・充実

現在、市内のスーパー等では食品トレイ・牛乳パックの店頭回収が行われており、また家電リサイクル法等の完全施行に伴い、対象家電やパソコン等が業者により引き取られている。このように事業者自らが製造・流通・販売の各段階で自主的に資源回収を行うよう、今後も積極的に呼びかけを行っていく。

本市においても、拠点回収事業の充実や町内会・子供会等による資源物回収運動（集団回収）の活性化等について取組を行うとともに、関係者と連携を深め、より多くの市民が日常生活の中で気軽に利用できる資源回収ルートの整備を行う。

また、店頭による資源物の回収を行っている事業所について、市の広報誌やホームページ等において、積極的に紹介等を行っていく。

(カ) 家庭系ごみにおける有料化の検討

現在、本市では家庭系ごみを無料で収集しているが、一般廃棄物の発生・排出抑制、再資源化を進める方策として、一般廃棄物処理の有料化が考えられる。有料化の導入により、ごみの排出量に応じた費用を徴収することになり、公平な費用負担をごみの排出者（市民）に求めることが可能となる。

また、経済的なインセンティブ（動機付け）の活用により、市民に対して意識の変革を促すことも期待されることから、将来における有料化について検討を進める。

(キ) 市民や事業者のごみの減量・再資源化に対する意識の向上

市民は、「不要なものは受けとらない」、「ごみとして出さずにリユース・リサイクルに努める」という意識をもつ必要がある。

事業者は、ごみになりにくい商品及びリサイクルしやすい商品の製造・販売並びに修理体制の整備やアフターケアの充実等により、市民のごみ減量・再資源化の取組を促進するとともに、自らも積極的にごみの減量・再資源化に取り組む必要がある。

また、ごみの減量化や再資源化を推進することが、最終的にはごみ処理コストの低下につながることから、市民や事業者の意識向上を図るため、環境教育や普及啓発を今後も継続して行うとともに、市民や事業者がごみ減量・再資源化に取り組める環境を整備する。

(2) ごみの減量化・再資源化に係る取組

本市では、表 3-53の取組を実施し、ごみの減量化・再資源化を図る。

2R（リデュース・リユース）を推進するためには、商品の購入段階や家庭における減量化が重要になる。また、再資源化に関しては、現行計画において実施している施策に加え新たな施策を行うものとする。

表 3-53 ごみの減量化・資源化に係る取組

基本方針	基本施策	取組番号	主な取組内容
発生・排出抑制の推進	ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信	1	使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進
		2	マイバック持参や簡易包装の推進
		3	生ごみの減量化の推進
		4	事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視
		5	店頭回収設置店の紹介
		6	2Rに向けた取組
	ごみの減量化に向けた意識の向上	7	展開検査の実施
		8	環境教育・環境学習の充実
		9	事業系ごみ処理手数料の検討
		10	多量排出事業者への指導強化
		11	家庭系ごみの有料化の検討
再資源化の推進	再資源化に向けたわかりやすい情報の発信	12	分別の徹底
		13	分別方式の見直しに係る検討
	再資源化に向けた意識の向上	14	新たな情報発信ツールの活用
		15	ごみ減量化・リサイクルの取組への表彰制度などの検討
	再資源化に向けた仕組みづくり	16	紙ごみ減量・再資源化策
		17	資源物回収運動の推進
		18	徳島市エコステーション等の拠点回収事業の拡充
		19	オフィス町内会等を活用した事業系ごみ資源化の推進
20		小型家電リサイクルの推進	
		21	製品プラスチックリサイクルの推進

発生・排出抑制の推進

ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信

● 取組番号1：使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進



市民に対し、使い捨て製品の使用を抑制し詰替え製品を積極的に購入するなど、ごみになるものを受け取らない生活、物を大切にせる生活スタイルを心掛けるよう呼びかける。

主体名	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 使い捨て製品の使用を避け、詰替え製品やリターナブル製品の利用に努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 詰替え製品の販売を推進する。 ● マイ箸やマイカップの持参が定着できる仕組みを導入する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみになるものを受け取らない生活、物を大切にせる生活スタイルを心掛けるよう広報・周知等の活動を行う。

● 取組番号2：マイバッグ持参や簡易包装の推進



本市では、販売店がレジ袋削減や過剰包装の自粛に向けた取組を実施するよう販売店に働きかけていくとともに、市民に対し、レジ袋削減の必要性やマイバッグ（買い物袋）の持参、簡易包装の選択などを呼びかける。

主体名	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売店等にマイバッグ（買い物袋）を必ず持参する。 ● 簡易包装を行っている販売店を優先して利用する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 簡易包装の導入を推進する。 ● マイバッグを使用するよう呼びかける。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売店に対し、過剰包装の自粛を呼びかける。 ● 市民に対し、事業者が行う取組を紹介するとともに、簡易包装の選択を呼びかける。 ● 市民に対し、マイバッグを使用するよう呼びかける。

● **取組番号3：生ごみの減量化の推進**



生ごみの中には、封を切らずに捨てられた「手つかず食品」や、たくさん買いすぎて食べ切れなかった食品が含まれている。また、生ごみは水分が70%~80%とされており、生ごみの水切りを行うことでごみ排出量を大幅に削減することが可能となる。

市民に対し、食材を買う際には必要なものを必要な分だけ購入すること、料理する際には必要な量だけ作ることなど、生ごみの使い切りや食べ切りを呼びかける。食品を提供する事業者に対しては、外食や宴会などで出る食べ残しを減らす取組に協力を促す。

また、水切り袋などを使用して生ごみに含まれる水分を除去するよう呼びかける。

主体名	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 「3きり」(3きり：計画的な買物を心がけ、食材は残さず使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、ごみを出す前に水をきる「水きり」) 実施する。 ● 生ごみ処理容器・処理機の導入を検討する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的な仕入れを心がけ、食材を残さず使い切る「使い切り」及び生ごみの「水切り」(水切りかごの活用、乾燥、手でしぼる等)を行う。 ● 事業系大型生ごみ処理機の導入を検討する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティ単位での生ごみ処理を検討する。 ● 「3きり」(3きり：計画的な買物を心がけ、食材は残さず使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、ごみを出す前に水をきる「水きり」) 運動を強化する。 ● 生ごみ処理機等の補助制度を強化し、普及促進を図る。 ● 生ごみ堆肥化・リサイクルを行う民間事業者・団体を育成するような取組を中長期的に検討する。 ● 市の施設のうち、多量の生ごみを排出する施設について、生ごみ処理機の設置や生ごみリサイクル業者の活用を検討する。 ● 生ごみの水切りの方法などの情報を提供する。 ● 3010 運動(宴会や会食時に最初の 30 分間と最後の 10 分間は席を立たずに料理を楽しむことで、食べ残しを減らす運動)の啓発を行う。

● **取組番号5：店頭回収設置店の紹介**



本市では、スーパー等の事業者が紙パック等の資源物を店頭回収する取組が行われている。店頭回収の利用は、市の資源化ルートとは異なる民間事業者の資源化ルートである。

行政は、市民に対して店頭回収の利用を促進するよう働きかけを行っていく。

主体名	取組内容
市民	● 店頭回収設置店を積極的に利用する。
事業者	● 店頭回収設置店を積極的に整備し、資源物の回収を促進する。
行政	● 事業者が設置した店頭回収設置店の情報を市のホームページなどで広く紹介し、市民の資源回収を促進する。

● **取組番号6：2Rに向けた取組**



循環型社会を目指すためには3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））が不可欠であり、特に2R（リデュース・リユース）を一層進めることが求められている。

行政は、市民・事業者に対して2Rの推進を周知・啓発するとともに、市民・事業者は2Rを実践していくことが重要となる。また、2022年4月から施行された「プラスチック資源循環法」に基づき、プラスチック製品に関しても2Rを進める。

主体名	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● リデュースを促進するため「エコクッキング」、「エコメニュー」に取り組む。 ● フリマアプリを活用する。 ● 不要なものを購入しないよう努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所内で発生する事業系ごみについて、再使用の可能性について検討する。 ● 製品プラスチックに対して、再使用が容易な製品を使用する等リサイクルしやすい製品の販売や開発に努める。 ● 適正な在庫管理を行い、事業系ごみの排出量削減に努める。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントにおけるバザーの開催・支援を行う。 ● 2Rをより押し出した方針・取組を打ち出す。 ● フリマアプリ運営会社等と連携しリユースを推進することにより、ごみの排出抑制を図る。

● **取組番号7：展開検査の実施**



個々の事業者による理解と意識を高めるためにも、適切な分別排出を行うための指導を強化することが重要になる。

事業所から排出されるごみを対象にごみの中身を検査（展開検査）し、分別が不十分であったり、産業廃棄物などの持ち込めないごみがあった場合は、持ち帰り等の措置などを行い、適切な分別排出の徹底を推進する。

主体名	取組内容
市 民	(本取組は事業者向けの取組)
事業者	● 事業系ごみの適正分別に協力する。
行 政	● 定期的に事業系ごみの展開検査を実施し、適正な分別排出の徹底を推進する

● **取組番号8：環境教育・環境学習の充実**



ごみの排出抑制・減量化を推進するためには、ごみ問題に対する意識を高めるとともに、行動に移すために必要な幅広い知識を習得することが重要となる。

市民・事業者・行政が連携し、環境関係施設の見学会等を始めとしたごみ問題に関する教育を行い、その担い手を育てていくとともに、意識向上、行動に移すための知識の習得を継続的に推進する。

主体名	取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習講座や見学会に積極的に参加する。 ● ごみ問題に対し、関心を持ち理解を深める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民に向けた環境学習講座や見学会に積極的に参加する。 ● 環境学習や社会見学などを積極的に実施し、ごみの減量や分別について理解を深める。 ● 自社の環境への取り組みについて、情報発信を実施する。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習講座や見学会を実施する。 ● 広報誌、ホームページ等を活用した情報発信を実施する。

<施設見学会の実施状況>



<出前ごみスクールの実施状況>



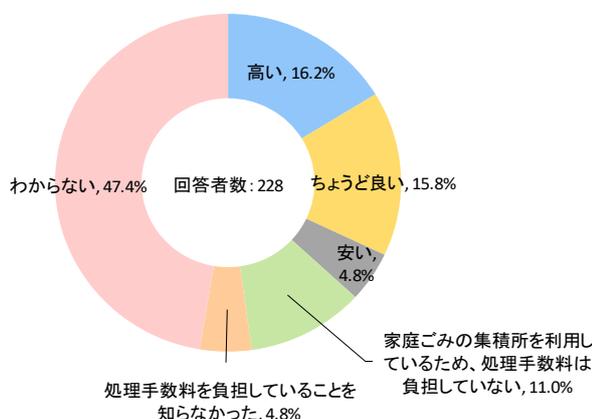
● **取組番号9：事業系ごみ処理手数料の検討**



本市は、事業系ごみの処理に対して手数料を課している。今後、周辺自治体の動向や事業系ごみの排出状況等を考慮しながら、当該手数料の金額について検討を行っていく。

主体名	取組内容
市民	(本取組は事業者向けの取組)
事業者	● 処理手数料に対して理解し、ごみ減量化や適正分別に協力する。
行政	● 処理手数料の適正化について調査し、周辺自治体の動向を把握しながら、処理手数料の検討を行う。 ● ごみ処理に要しているコストなどを公表する。

＜事業系ごみ処理手数料に対する事業者の意識＞



※本計画策定に係る事業所向けアンケート調査結果より

● **取組番号10：多量排出事業者への指導強化**



事業系ごみは、今後も大きな減少が望まれないことから、事業者はごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいく必要がある。特に多量の一般廃棄物を排出する事業者や一定規模以上の事業所は、廃棄物の減量化・資源化を計画的に推進することが重要となる。

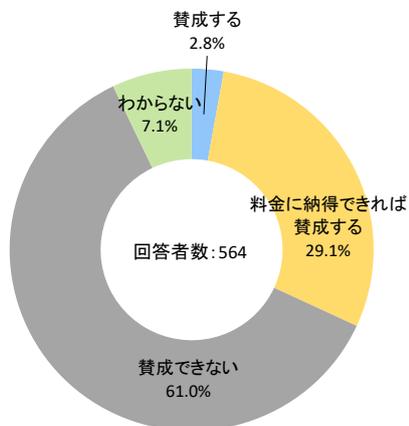
主体名	取組内容
市民	(本取組は事業者向けの取組)
事業者	● 多量排出事業者や一定規模以上の事業所は減量計画書を作成し、ごみの減量化を推進する。
行政	● 市内の事業系ごみの排出傾向を把握し、ごみ減量化に向けた効果的な施策の検討を行う。

● 取組番号 11：家庭系ごみの有料化の検討

本市では、家庭系ごみの有料化を導入していない。しかしながら、さらなる家庭系ごみの減量化には有効な施策であるため、今後、有料化導入の検討を行っていく。

主体名	取組内容
市 民	● 有料化を実施した場合、その必要性に関して十分に理解し、ごみの排出抑制に努める。
事業者	(本取組は市民向けの取組)
行 政	● 有料化が必要な場合、その必要性に関して周知に努める。

<家庭系ごみの有料化の導入に対する市民の意見>



※本計画策定に係る市民向けアンケート調査結果より

再資源化の推進

再資源化に向けたわかりやすい情報の発信

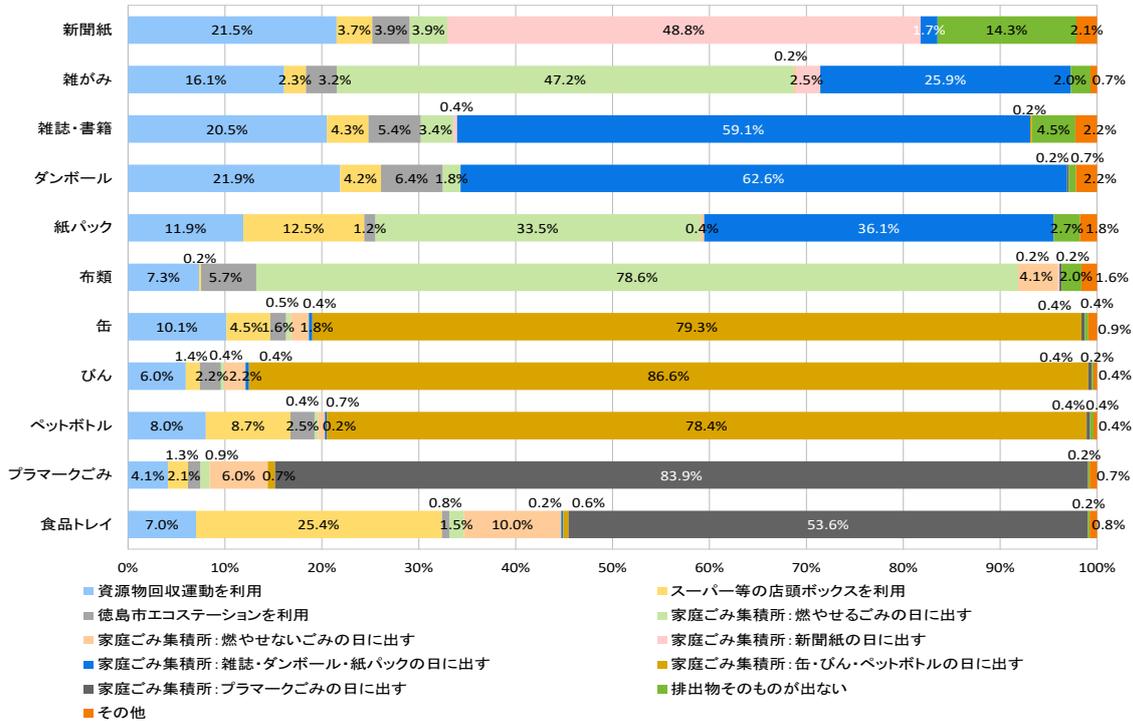
● **取組番号12：分別の徹底**



家庭系及び事業系の分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみには、紙類や容器包装プラスチック等の本来資源化可能なごみが混在している。行政は、これら混在する資源物の分別徹底を市民・事業者に対して周知・啓発するとともに、市民・事業者は資源物の分別徹底に取り組む。

主体名	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源物の分別徹底に取り組む。 ● 分別しやすい商品を購入する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源物の分別徹底に取り組む。 ● 分別しやすい商品の販売や開発に取り組む。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別の内容や収集日時等の基本的な情報について掲載した『ごみ収集カレンダー』を配布するとともに、市のホームページ、広報紙等によって、ごみの出し方等の周知・啓発を行う。 ● イベントで、ごみの出し方等の周知・啓発を行う。

＜市民における一般廃棄物の排出状況＞



※本計画策定に係る市民向けアンケート調査結果より

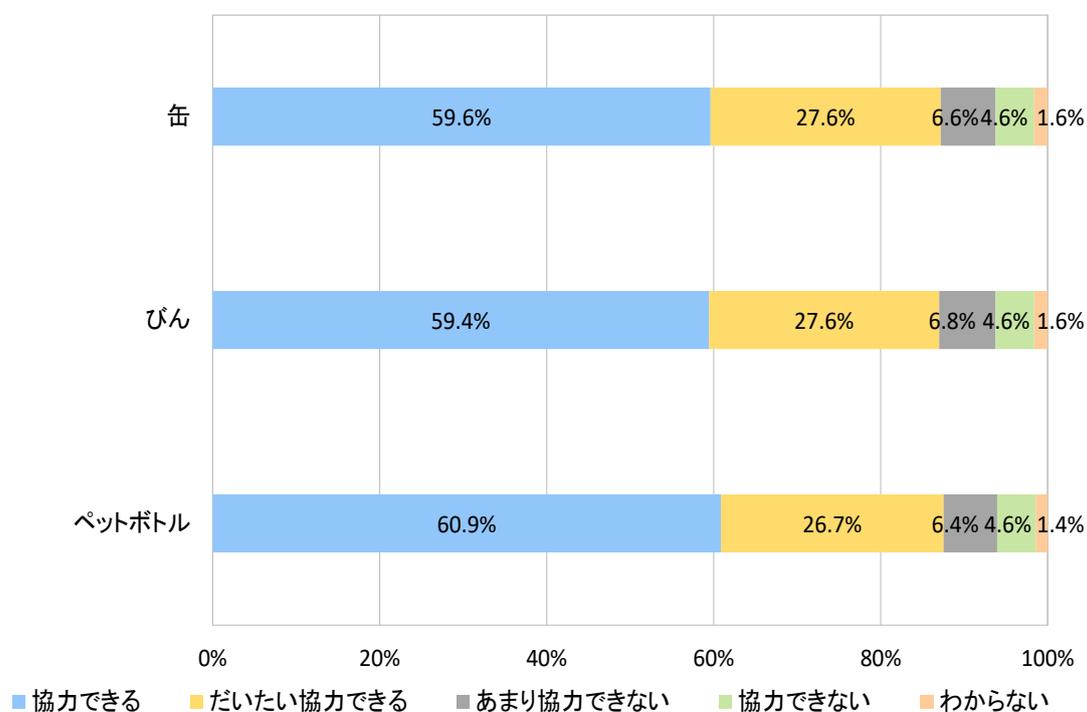
● 取組番号13：分別方式の見直しに係る検討



ごみの再資源化をさらに推進するため、今後、効果的な分別方式の検討を行っていく。缶・びん・ペットボトルや製品プラスチックなど再資源化可能なごみの分別方式を見直し、より効率的な再資源化を図る。

主体名	取組内容
市民	● 分別の見直しが必要な場合は、理解に努め、協力する。
事業者	(本取組は市民向けの取組)
行政	● 分別見直しの必要性等を十分検討する。 ● 見直しを行う場合は市民に対して事前に十分な説明を行う。

＜缶・びん・ペットボトルの個別収集を今後検討する場合の協力度合＞



※本計画策定に係る市民向けアンケート調査結果より

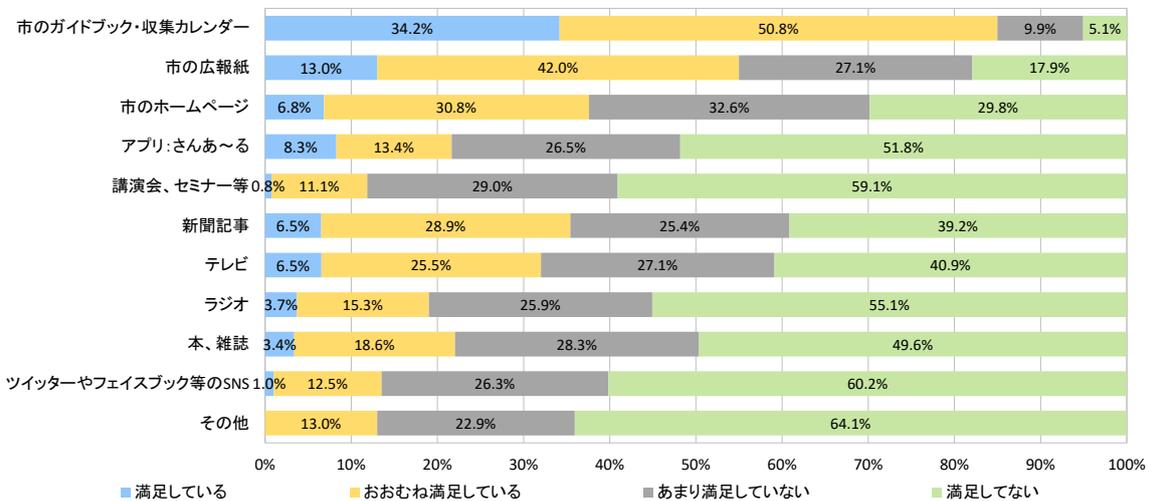
● **取組番号 14：新たな情報発信ツールの活用**



行政は、スマートフォン等で活用可能な情報発信ツールについて、検討を行っていく。

主体名	取組内容
市民	● 情報発信ツールを活用する。
事業者	● 情報発信ツールを活用する。
行政	● 情報発信ツールの周知、活用のメリット等について啓発を行っていく。

＜情報発信ツールに対する市民の満足度＞



※本計画策定に係る市民向けアンケート調査結果より

● **取組番号 15：ごみ減量化・リサイクルの取組への表彰制度などの検討**



行政は、市内でごみ減量化・リサイクルの取組を積極的に行っている事業者を表彰し、市ホームページ等でPRを行っていく。

主体名	取組内容
市民	● 表彰店舗を積極的に活用する。
事業者	● 積極的にごみ減量化・リサイクルに係る取組を行っていく。
行政	● 市内でごみ減量化・リサイクルの取組を積極的に行っている事業者を表彰し、市ホームページ等でPRを行っていく。

● **取組番号16：紙ごみ減量・再資源化策**

12 つくる責任
つかう責任



本市では、新聞紙、ダンボール等の紙ごみの排出量が多くなっている。今後、これまで以上に紙ごみの減量・再資源化を行っていく。

主体名	取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ● ダンボール、雑がみ等の紙ごみについて、適正に分別・排出を行う。 ● 事業者が設置する拠点回収場所を積極的に利用する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● ダンボール、雑がみ等の紙ごみについて、適正に分別・排出を行う。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ● 雑がみの回収を促進する取組として、雑がみを資源物に排出しやすいような環境をつくる。 ● 拠点回収事業の充実や雑誌・ダンボール・紙パックの回収体制の充実を図る。 ● 民間と連携し、資源物を回収する場所の拡充に努める。

＜雑紙回収袋の導入＞



＜ごみ分別説明会の実施状況＞



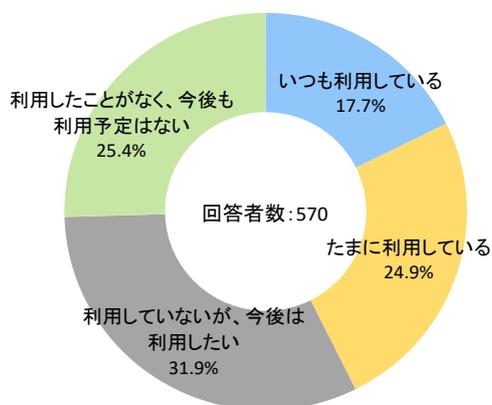
● **取組番号17：資源物回収運動の推進**



本市では、町内会、自治会単位等で資源物回収運動が行われており、行政は今後同活動の推進を図るための支援、市民は同活動に積極的に参加し、資源物の回収を推進していく。

主体名	取組内容
市民	● 資源物回収運動へ積極的に参加する。
事業者	(本取組は市民向けの取組)
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の奨励金額の単価等の見直しを検討する。 ● 現行の奨励金額の見直しだけでなく、熱心に取り組んでいる団体に相対的にメリットが大きくなるような新たなインセンティブについて検討する。 ● 組織率の低い地域に対し、コミュニティ協議会や衛生組合等の組織を通じた広報・啓発（プロモーション）を実施し、掘り起こしを行う。

＜資源物回収運動の実施状況＞



※本計画策定に係る市民向けアンケート調査結果より

● **取組番号 18：徳島市エコステーション等の拠点回収事業の拡充**



現在実施している拠点回収事業について拡大・充実を図り、市民の利便性を高めながら資源物の回収率を向上させることを目指す。

主体名	取組内容
市民	● 積極的に徳島市エコステーション等の拠点回収事業を活用する。
事業者	(本取組は市民向けの取組)
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 常設の拠点回収施設の増加・拡充を検討する。 ● 事業者との協働による拠点回収を検討する。 ● 地域コミュニティとの協働による拠点回収を検討する。 ● 移動式拠点回収事業を検討する。 ● 新たな拠点回収品目の追加を検討する。 ● 拠点回収施設について、市民に周知し、積極的な利用を呼びかける。
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><徳島市エコステーションの利用状況></p> <p>回答者数: 556</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><徳島市エコステーション></p> <p><廃蛍光管回収箱></p> </div> </div> <p>※本計画策定に係る市民向けアンケート調査結果より</p>	

● **取組番号 19：オフィス町内会等を活用した事業系ごみ資源化の推進**



市内で行われているオフィス町内会について、行政はその仕組みの周知、活用に対する支援を行うとともに、事業者は自らの事業所で発生する紙類等の排出について、オフィス町内会を活用する。

主体名	取組内容
市民	(本取組は事業者向けの取組)
事業者	● 「オフィス町内会」の積極的な活用を図る。
行政	● 「オフィス町内会」の組織を支援する取組を検討する。

● 取組番号 20 : 小型家電リサイクルの推進



本市の実施した組成調査結果によると、燃やせないごみの中には5～12%程度の家電製品が含まれていることが確認されている。小型家電には資源の枯渇が危惧されている有用な金属が多く含まれていることから、今後、小型家電リサイクルの検討を行っていく。

主体名	取組内容
市民	● 小型家電の分別排出に積極的に協力する。
事業者	● 行政と連携し、経済的かつ効率的な回収を推進する。
行政	● 小型家電の排出特性の把握を行う。 ● 経済的かつ効率的な回収方法を検討し、小型家電の資源化を推進する。

＜本市の燃やせないごみの性状＞

調査年月日	令和2年7月29日	令和2年8月26日	令和3年1月27日	令和3年2月17日	平均重量(kg)	比率(%)
収集地区	南沖洲	蔵本	住吉	上八万		
金属類 缶(アルミ)	0.00	1.75	0.00	0.00	0.44	0.0%
金属類 缶(スチール)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%
金属類 その他の缶	0.94	2.67	16.22	2.82	5.66	0.4%
その他の金属類	189.13	210.79	261.84	256.46	229.56	16.9%
家電製品	140.19	78.39	108.19	143.56	117.58	8.7%
硝子類 瓶(透明)	14.15	12.83	21.18	21.01	17.29	1.3%
硝子類 瓶(茶色)	6.56	3.07	0.00	3.93	3.39	0.3%
硝子類 瓶(その他の色)	0.00	0.00	0.00	2.91	0.73	0.1%
その他の硝子類	75.92	25.00	32.48	46.72	45.03	3.3%
ペットボトル	0.97	0.00	0.00	0.00	0.24	0.0%
プラスチック	410.80	439.05	411.38	352.32	403.39	29.8%
その他のプラスチック類	0.88	0.00	0.00	0.00	0.22	0.0%
ビニール袋	51.48	45.06	78.34	67.07	60.49	4.5%
回収できない発砲スチロール	17.19	8.04	8.21	26.69	15.03	1.1%
発砲スチロール(食品用白色トレイ)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%
発砲スチロール(食品用その他トレイ)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%
陶器類	119.87	186.20	131.75	122.24	140.02	10.3%
ゴム・皮革	164.32	81.39	193.93	151.34	147.75	10.9%
生ゴミ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%
紙類	40.97	20.68	47.48	45.69	38.71	2.9%
木切れ	25.72	15.20	90.20	79.14	52.57	3.9%
布類	117.92	48.93	59.85	52.80	69.88	5.2%
有害ごみ(乾電池含む)	17.99	0.95	3.95	5.30	7.05	0.5%
その他(土砂、灰、厨芥、硝子小破片等)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%
総計	1395	1180	1465	1380	1355.00	100%

● **取組番号 21 : 製品プラスチックリサイクルの推進**



2022年4月1日に施行された 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(通称：プラスチック資源循環法)では、プラスチック製品の設計から製造・使用後の再利用まで全てのプロセスで資源循環への取組を促進するための措置が盛り込まれている。

これまでの3Rに「Renewable」が加えられ、再生素材や再生可能資源(紙・バイオマスプラスチック等)に切り替える取組が進められている。

主体名	取組内容
市 民	● プラスチックの分別排出に積極的に協力する。
事業者	● 「プラスチック資源循環法」に基づいた製品開発に努める。
行 政	● 「プラスチック資源循環法」に基づき、製品プラスチックの効率的な再資源化方法を検討する。

7 収集・運搬計画

(1) 計画収集区域

計画収集区域は、市内全域とする。

(2) 実施主体

収集・運搬の実施主体は、徳島市とする。

(3) 収集形態

家庭ごみは、徳島市の直営又は委託により収集する。

事業系ごみは、民間業者（許可業者）に委託又は事業者自ら行うものとする。

(4) 収集方式

収集方式は、表 3-54 に示すとおり現状方式を基本とするが、適宜見直しを検討していくものとする。

表 3-54 収集方式

ごみの区分		収集頻度	収集方式	収集形態	
家庭系ごみ	分別頑張ったんやけど、燃やすし かないごみ	2回/週	各戸又は ステーション方式	直営・委託	
	燃やせないごみ	1回/4週 (概ね月1回)			
	資源物	プラスチック製容器包装			隔週 (概ね月2回)
		缶・びん・ペットボトル			隔週 (概ね月2回)
		新聞紙			1回/4週 (概ね月1回)
		雑誌・ダンボール・ 紙パック			1回/4週 (概ね月1回)
	粗大ごみ	1回/2ヶ月	各戸収集（申込制）	委託	
	有害ごみ	・粗大ごみ排出時に収集 ・市役所、支所、小中学校、郵便局等に回収 箱を設置し収集		直営・委託	
犬、猫の死体、布団及び毛布（死亡者の用に供していたもの）を臨時的に収集				直営	
事業系ごみ	許可業者に収集運搬を委託				
	自ら市の処理施設に搬入（分別頑張ったんやけど、燃やすし かないごみ、缶・びん・ペットボトル、粗大ごみ（木製に限る））				
	資源物（古紙類）については、分別してリサイクル業者へ引き渡す				

(5) その他

高齢化社会の進展に伴い、ごみステーションまでごみを出すことが困難な高齢者世帯が増加すると見込まれる。

現在は、以下の条件でふれあい収集を実施しており、令和3年度には124件の応募があった。今後も利用者の増加が見込まれることから、適切なサービスの維持について検討していく。

■令和3年度時点で実施しているふれあい収集の内容

利用できる世帯	次のいずれかに該当し、親族や近隣の方にごみ出しの協力が得られていない方。 1. 65歳以上で要支援2以上の認定を受けている方 2. 身体障害者手帳の1級もしくは2級の交付を受けている方 3. 療育手帳のA1もしくはA2の交付を受けている方
収集するごみ	分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ、燃やせないごみ、プラマークごみ、缶・びん・ペットボトル、新聞紙、雑誌・ダンボール・紙パック
収集場所	利用者宅の玄関先や門扉先
その他	収集日に玄関先にごみが出ていない場合は、希望者のみ安否確認のための声掛けをする。

8 中間処理計画

(1) 中間処理施設の現状及び将来目標

中間処理については、その方法が環境に配慮されたものであり、かつ将来にわたり、安定的に継続されることが重要である。

本市の分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみは、現在東部環境事業所及び西部環境事業所において処理しているが、両施設とも供用開始から数十年が経過しており、設備の維持修繕に努めているものの、老朽化が著しく、継続して安定的なごみ処理を行うことが困難な状況になっている。

今後も長期にわたって安定的に分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ等の処理を行うため、新たなごみ処理施設の整備を推進する。

(2) 施設の整備計画等

施設の整備計画の策定においては、市民の意見を聞きながら進めていくとともに、事業方式についても民間活力の導入を含めた検討を加え、施設整備から運営管理まで効率的なものとなるよう努める。

ア 新たなごみ焼却施設の整備

新たなごみ焼却施設の整備にあたり、排ガス処理において最新の高度処理技術を採用するほか、熱回収施設の導入などを推進し、ごみの焼却に伴う余熱利用を行うことにより、環境に配慮した施設の整備を目指す。

イ リサイクルセンターの整備

新たなごみ焼却施設の整備とあわせ、資源物の分別・回収処理を行うとともに、市民に対して、リサイクルに関する啓発活動を行い、理解を深めるための新たな拠点となるリサイクルセンターの設置を進める。

ウ スケジュール

新たなごみ焼却施設の整備については、環境影響評価、施設の設計、施工を進め、令和 12 年度の完成を目指す。

9 最終処分計画

(1) 最終処分の現状及び将来目標

現在、本市においては、最終処分場を保有しておらず、東部環境事業所及び西部環境事業所で発生する焼却主灰や飛灰等の焼却残渣は、一般財団法人徳島県環境整備公社に埋立処分を委託しており、引き続き処分を委託する。

また、焼却残渣の資源化を推進し、最終処分量を可能な範囲で減らすよう努める。

10 清潔で美しいまちづくりの推進計画

(1) 目標

不法投棄については、廃棄物処理法の改正による規制強化や未然防止・拡大防止などの様々な施策により減少傾向にあるが、いまだ不法投棄事案の撲滅には至っていない。

ごみの不法投棄や不適正排出等は、交通妨害や景観を損ねることにもなるので、不法投棄をしないよう様々な啓発活動等を展開する必要がある。

また、美化運動の推進など、現行の施策を継続するとともに、その取組の強化や効率化について検討する。

(2) 清潔で美しいまちづくりの推進に係る取組

ア 美化運動の推進

ボランティア清掃などに対して、協力や支援を行っているが、今後も引き続き地域住民や事業所が実施する清掃活動に対する協力等を行うとともに機会の拡大についても推進していく。また、ボランティア団体等との連携により、美化活動を推進する。

「徳島市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例」の趣旨の十分な周知広報の実施や防止看板の配付を行う。

イ 不法投棄防止対策の強化

市民、事業者、行政が連携して、清掃活動や監視、啓発活動等を実施するなど、不法投棄をさせないという環境づくりを行う。

不法投棄パトロール等の監視強化に加え、啓発活動を実施することにより、不法投棄の未然防止を図るとともに、不法投棄件数の減少に努める。

また、不法投棄が確認された場合は、土地の所有者や管理者に対して、早急に適正な対応を行うよう指導するなど、再発防止策を講じる。

ウ 啓発活動の推進

不法投棄禁止の看板やポイ捨て禁止の看板を個人に無料配布することにより啓発に努める。

阿波おどり等のイベントにおいて、ボランティア団体が行っているごみの分別事業や清掃活動を今後も積極的に支援する。

11 その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 特別管理一般廃棄物の適正処理

ア ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCBを使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジがあげられる。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法に従い、適正処理の徹底を行う。

イ ばいじん

焼却施設で発生するばいじんは、適正処理を行った後、最終処分場に埋立処分する。

ウ 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進する。

なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、その他の在宅医療廃棄物の処理方法についても市民への啓発を行う。

(2) 処理困難物の適正処理

本市で取り扱いができないもの（処理困難物）は、最終処分場や中間処理施設への搬入はできない。これらの処理困難物は、販売店や専門業者に相談して適正に処理を行うことを市民や事業者へ指導する。

(3) 不適正回収事業者対策

違法な不用品回収業者等に対し、県等関係団体と連携しながら指導を行う。

(4) 災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時に本市から発生する廃棄物は、「徳島市災害廃棄物処理計画」（平成28年6月）をふまえて適正に処理を行う。

第 4 章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水処理の現状

ア 生活排水の処理体系

令和 3 年度現在の生活排水の処理体系は、図 4-1 に示すとおりである。

本市で発生する生活雑排水は、公共下水道または合併処理浄化槽で処理したのち河川等の公共用水域へ放流されている。一部の生活雑排水は、未処理のまま公共用水域へ放流されている。

また、し尿については、公共下水道、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽によって処理され、処理過程で発生する浄化槽汚泥については、し尿及び浄化槽汚泥処理施設で処理を行っている。

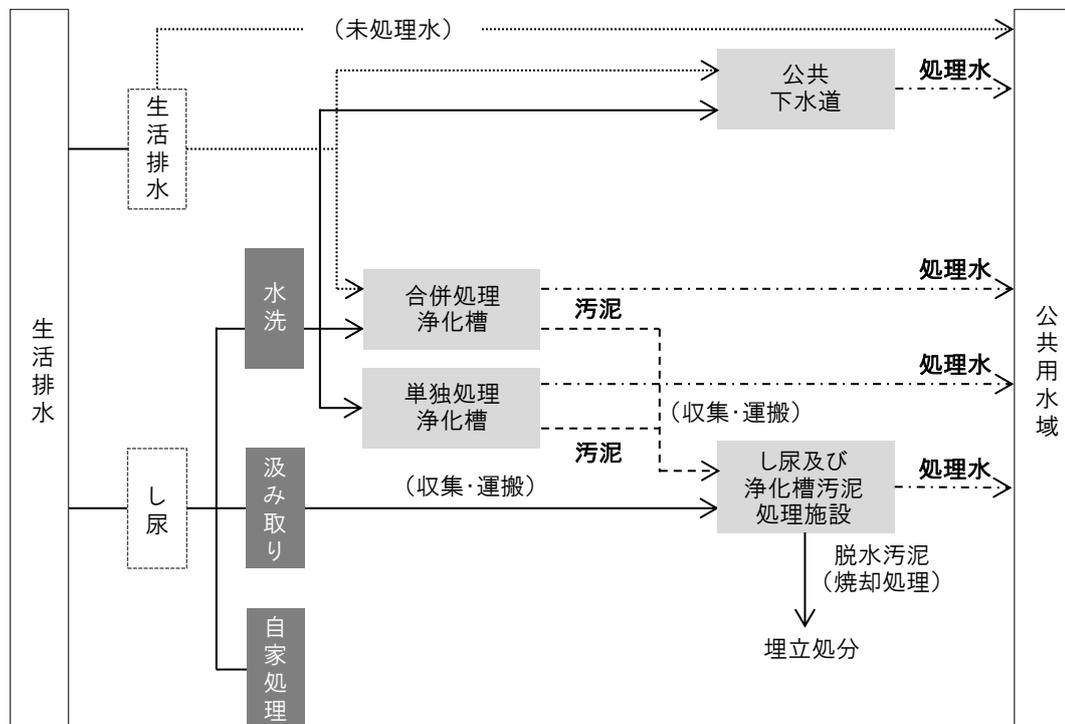
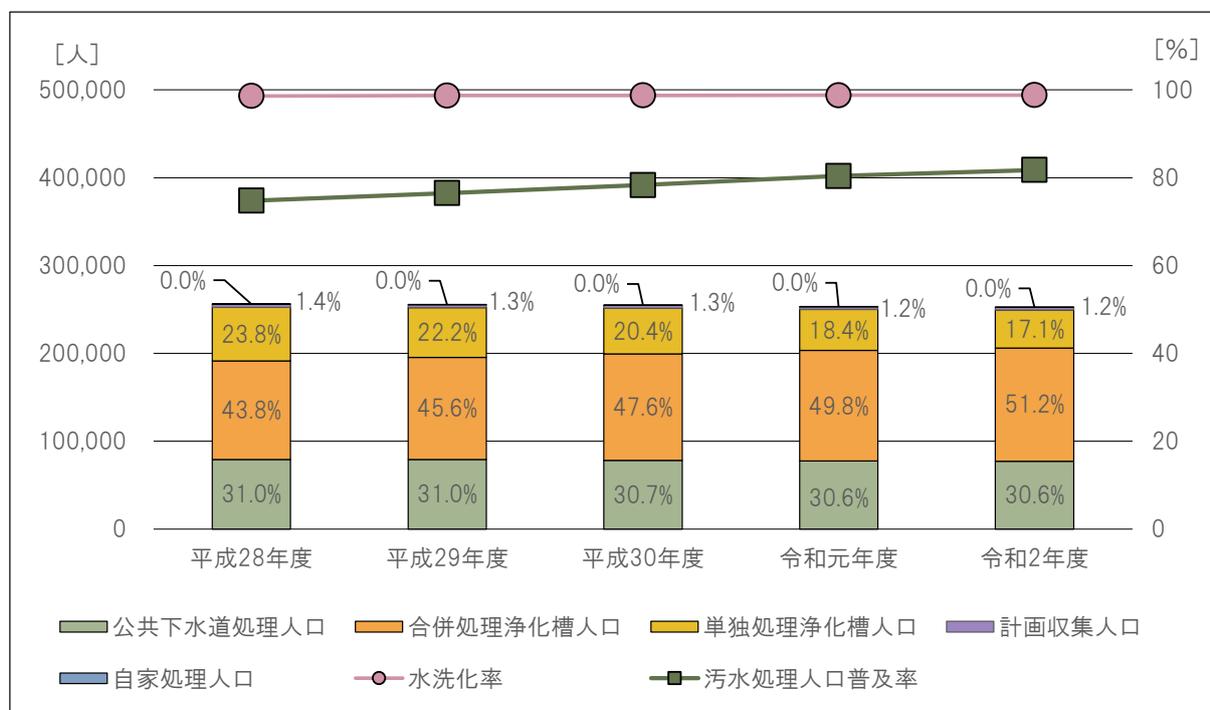


図 4-1 生活排水の処理体系（令和 3 年度現在）

イ 生活排水の処理形態別人口

処理形態別人口の推移は、図 4-2 及び表 4-1 に示すとおりである。

処理形態別人口は約 30%が公共下水道処理人口となっている。汚水処理人口普及率は近年増加傾向となっており、令和 2 年度において 81.7%となっている。



注) 四捨五入の関係で、人口別割合の合計が 100%とならない場合がある。

図 4-2 処理形態別人口の推移

表 4-1 生活排水処理人口

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
公共下水道処理人口[人]	79,273	79,054	78,247	77,459	77,138
合併処理浄化槽人口[人]	112,116	116,326	121,072	125,935	129,056
単独処理浄化槽人口[人]	61,026	56,695	51,982	46,501	43,054
水洗化人口[人]	252,415	252,075	251,301	249,895	249,248
計画収集人口[人]	3,586	3,300	3,209	3,084	2,982
自家処理人口[人]	5	5	5	5	5
非水洗化人口[人]	3,591	3,305	3,214	3,089	2,987
総人口[人] [水洗化人口+非水洗化人口]	256,006	255,380	254,515	252,984	252,235
水洗化率[%] ^{注1)}	98.6	98.7	98.7	98.8	98.8
汚水処理人口普及率[%] ^{注2)}	74.8	76.5	78.3	80.4	81.7

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

注 1) 水洗化率[%]=水洗化人口÷総人口×100

※水洗化人口=公共下水道処理人口[人]+合併浄化槽人口[人]+単独浄化槽人口[人]

注 2) 汚水処理人口普及率[%]=(公共下水道処理人口+合併処理浄化槽人口)÷総人口×100

ウ し尿等の排出量

し尿等の排出量の推移は、図 4-3 及び表 4-2 に示すとおりである。

し尿は減少傾向である。一方、浄化槽汚泥は増加傾向である。自家処理量は横ばいで推移している。

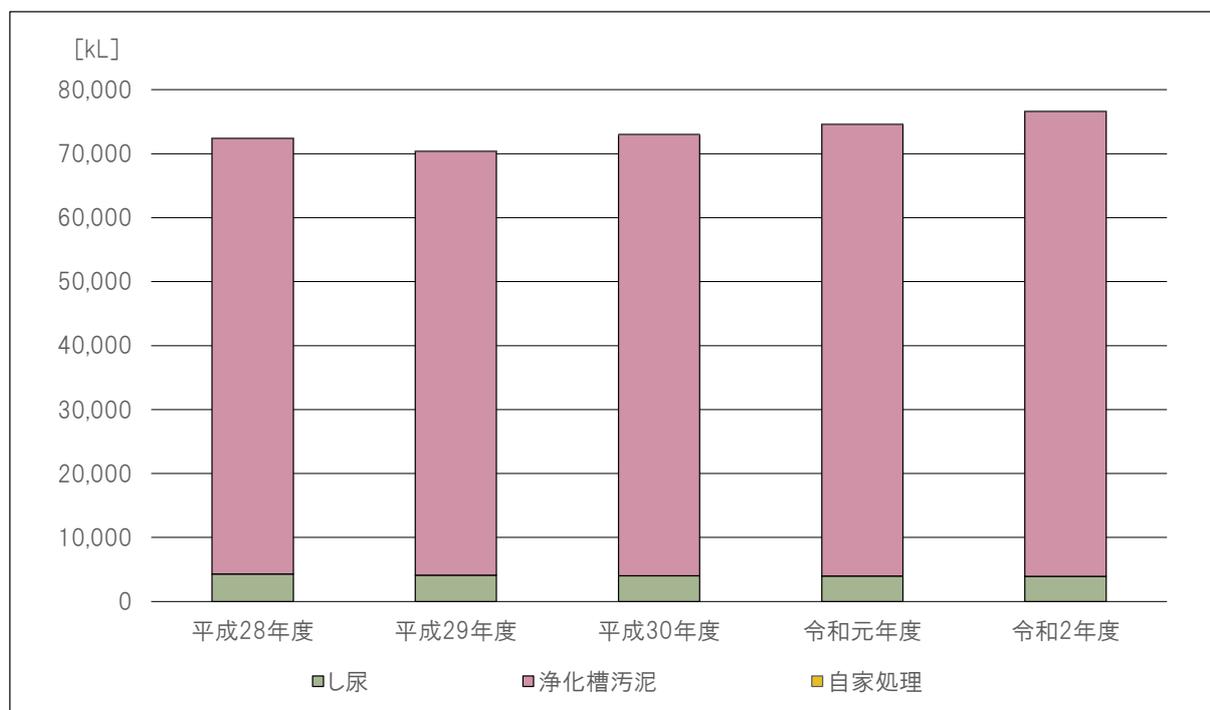


図 4-3 し尿等の排出量

表 4-2 し尿等の排出量

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
し尿[kL/年]	4,277	4,087	4,010	3,964	3,948
浄化槽汚泥[kL/年]	68,120	66,332	68,952	70,674	72,662
自家処理[kL/年]	5	6	6	6	6
合計[kL/年]	72,402	70,425	72,968	74,644	76,616

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

エ 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者により行っている。

オ 処理主体

処理施設毎の処理主体は、表 4-3 に示すとおりである。

表 4-3 生活排水等の処理主体（令和 3 年度現在）

排水等の種類	処理施設の種類	処理主体
生活雑排水（し尿含む）	公共下水道	徳島市
	合併処理浄化槽	各世帯、各事業所等
	単独処理浄化槽	各世帯、各事業所等
し尿及び浄化槽汚泥	し尿及び浄化槽汚泥処理施設	徳島市

カ 処理施設の状況

（ア） 公共下水道

公共下水道事業の計画概要は、表 4-4 に示すとおりである。

本市の公共下水道のうち、単独公共下水道については、昭和 23 年に事業に着手し、昭和 37 年に処理を開始している。全体計画での計画処理区域面積は、2,796ha、計画処理人口は、154,000 人である。

また、平成 24 年度より、丈六団地・しらさぎ台団地・竜王団地の 3 つの団地の汚水処理施設について、特定環境保全公共下水道の認可を取得し、公共下水道に含めている。

なお、令和 3 年度末現在において、処理区域内人口は 76,782 人であり、人口普及率は 30.7%となっている。

表 4-4 公共下水道事業の計画概要（令和 2 年 10 月 20 日現在）

項目	単位	公共下水道									
		単独公共下水道						特定環境保全公共下水道			
		中央処理区		北部処理区		丈六処理区	しらさぎ台処理区	竜王処理区			
		全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画・事業計画			
計画処理区域面積	ha	2,883.4	1,594.9	993.3	669.8	1,803.0	838.0	19.0	55.7	12.4	
計画処理区域内人口	人	160,000	103,000	60,000	50,000	94,000	47,000	1,800	3,000	1,200	
処理施設	排除方式	-	-	-	合流式 (一部分流式)	合流式	分流式 (一部分流式)	分流式 (一部分流式)	分流式	分流式	分流式
	処理能力	m ³ /日	130,668	104,168	63,300	63,300	64,700	38,200	588	1,066	1,014
	処理方式	-	-	-	回転生物接触 法	回転生物接触 法	ステップ流入 式2段階硝化脱 窒法	標準活性汚泥 法+ステップ 流入式2段階硝 化脱窒法	長時間エア レーション法	長時間エア レーション法	長時間エア レーション法

注) 公共下水道事業の概要に関する資料、徳島市

注) 特定環境保全公共下水道については、下水道整備が既に完了しているため、全体計画と認可計画が同一となっている。

注) 竜王処理区については、石井町分(7.4ha、600 人)を除いた数値となっている。

注) 令和 4 年 9 月に行われた汚水適正処理構想の見直しを受け、徳島市公共下水道全体計画及び事業計画について現在見直しを行っている。

表 4-5 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む）の整備状況

項目	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
行政区域面積	ha	19,139	19,139	19,139	19,139	19,139	19,152
認可計画区域面積	ha	1,595	1,595	1,595	1,595	1,595	1,595
処理区域面積	ha	1,348	1,365	1,376	1,390	1,403	1,419
行政区域内人口（A）	人	255,295	254,583	253,250	252,304	251,403	249,962
認可計画区域内人口	人	107,000	107,000	107,000	107,000	103,000	103,000
処理区域内人口（B）	人	79,273	79,054	78,247	77,459	77,138	76,782
下水道処理人口普及率（B/A）	%	31.1	31.1	30.9	30.7	30.7	30.7
下水道接続人口（C）	人	70,416	70,262	70,435	69,611	69,136	68,663
下水道接続率（C/B）	%	88.8	88.9	90.0	89.9	89.6	89.4

（イ） し尿及び浄化槽汚泥処理施設

し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要は、表 4-6 に示すとおりである。

本市内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量をし尿及び浄化槽汚泥処理施設で処理している。

表 4-6 し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要

項目	浄水苑第一工場	浄水苑第二工場
計画処理能力	120kL/日	150kL/日
処理方式	好気性消化（希釈曝気処理）・ 活性汚泥法処理方式	標準脱窒素処理方式
	処理水は高度処理施設で再処理後、河川（勝浦川）放流。希釈には地下水使用（地下水は徳島市西新浜町の取水場で採取し、管により圧送）	
	汚泥は乾燥・焼却処理して最終処分場に搬出	
稼働開始年	昭和 53 年	昭和 59 年
	高度処理施設は昭和 56 年に稼働開始	

2 生活排水処理の課題

汚水処理人口普及率は平成 28 年度以降増加傾向となっており、令和 2 年度は 81.7%となっている。浄化槽人口のうち単独処理浄化槽人口の割合は平成 28 年度以降減少傾向となっており、令和 2 年度は 25.0%となっている。

したがって、今後、単独処理浄化槽を使用している市民・事業所に対する啓発を実施し、公共下水道処理または合併処理浄化槽への切り替えを推進していく必要がある。

また、し尿及び浄化槽汚泥処理施設は、稼働開始後 40 年前後が経過しており、施設の老朽化に伴う今後の処理体制について対応を検討する必要がある。

3 生活排水処理計画

(1) 基本理念

生活排水による水質汚濁を防止するために、次のとおり生活排水処理に係る基本理念を定めるものとする。

- ① 公共下水道事業計画区域においては、効率的な管渠の整備・維持管理などを行うとともに、事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置・転換を促進する。
- ② 生活排水浄化実践推進員との協働などにより、市民と連携を図りながら水質汚濁防止の啓発に努める。

(2) 基本方針

本市の生活排水処理の現状をふまえ、基本方針を次のように定める。

基本方針1 公共下水道の効率的な整備

生活排水を適切に処理する公共下水道の管渠や各施設の整備を進めていくほか、既存の施設は、耐災性や被災時の早期復旧を考慮しながら、改築を進める。

基本方針2 合併処理浄化槽の普及促進

下水道処理区域外では合併処理浄化槽の普及を進めるほか、浄化槽の能力維持のため適正な使用や維持管理を促進する。

基本方針3 生活排水対策の普及啓発と活動への支援

市民が家庭において自主的に生活排水対策に取り組むよう普及啓発を通じて誘導していくほか、徳島市生活排水浄化実践推進員[※]などとの連携強化を図っていく。

※徳島市生活排水浄化実践推進員

市が進める生活排水対策事業に協力し、地域等において生活排水浄化対策の実践に取り組むとともに、推進する市民を生活排水浄化実践推進員として登録する制度を設けている。

基本方針4 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供

市民一人ひとりが水環境について正しく理解し行動できるよう調査や情報収集をするとともに、多様な手段による情報発信や環境学習の機会の提供などにより、市民が学ぶことができる環境を充実していく。

(3) 処理形態別人口の見込み

ア 将来予測の手順

処理形態別人口の将来予測の手順は、図 4-4に示すとおりである。

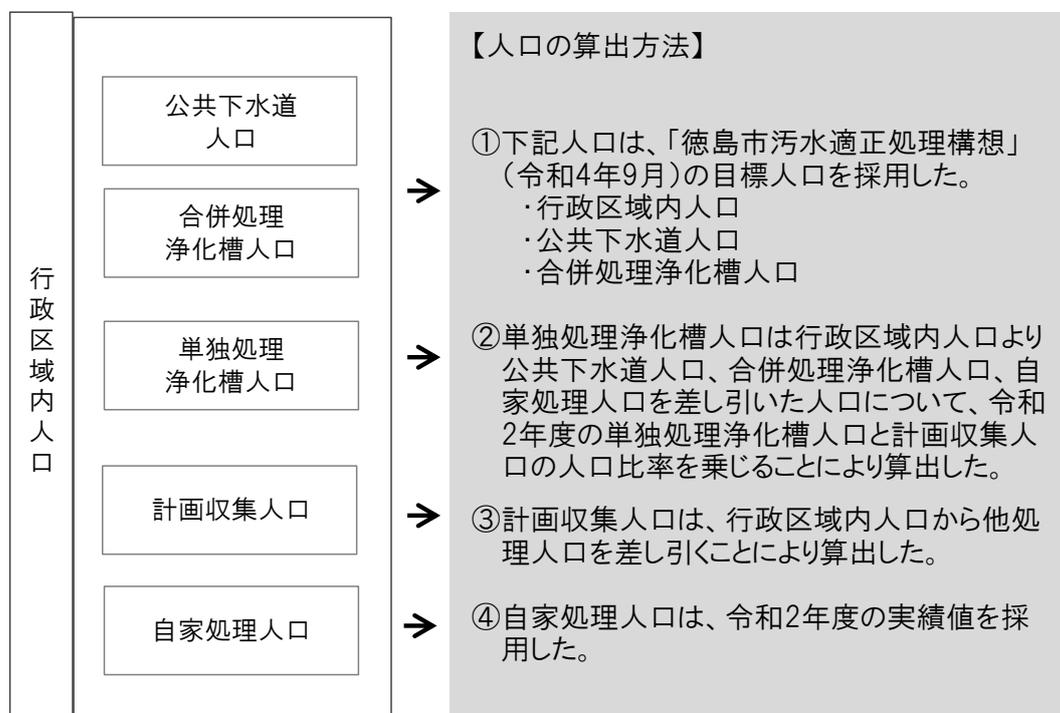


図 4-4 処理形態別人口の将来予測の手順

イ 将来予測の結果

処理形態別人口の推移は、図 4-5及び表 4-7に示すとおりである。

合併処理浄化槽人口は増加傾向、公共下水道処理人口、単独浄化槽人口及び計画収集人口は減少傾向、自家処理人口は横ばいで推移すると見込まれる。

また、汚水処理人口普及率については、中間目標年度（令和8年度）が86.6%、目標年度（令和13年度）が91.3%となる見込みである。

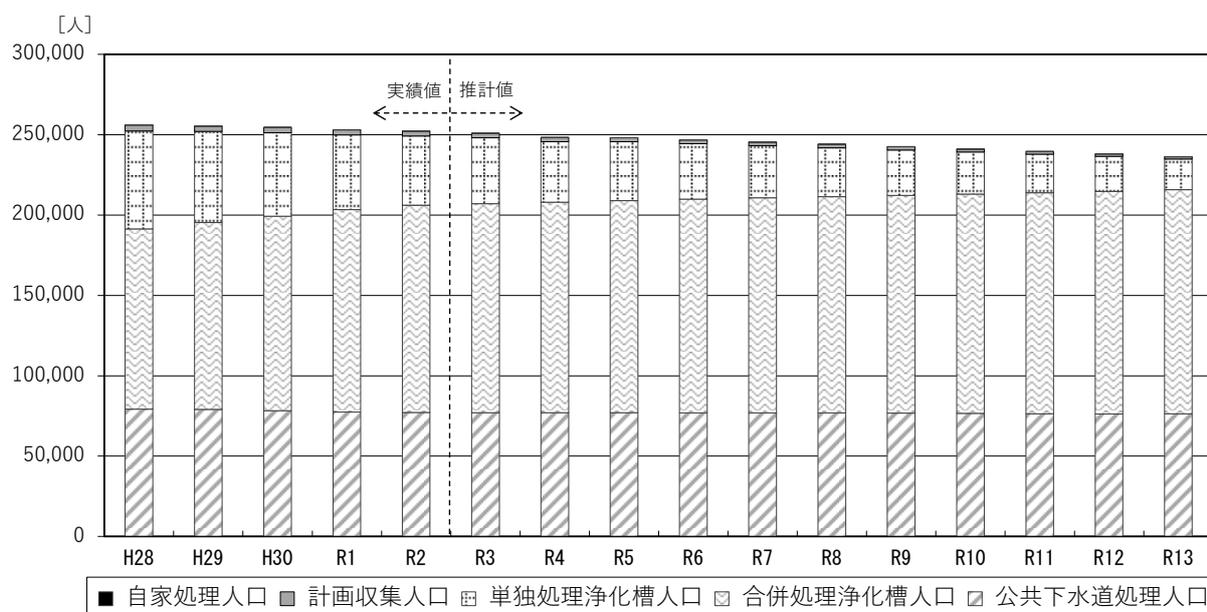


図 4-5 処理形態別人口の将来予測の結果

表 4-7 処理形態別人口の将来予測の結果

	令和 2 年度 実績値	令和 8 年度 [中間目標年度]	令和 13 年度 [目標年度]
公共下水道処理人口 [人]	77,138	76,888	76,325
合併処理浄化槽人口 [人]	129,056	134,523	139,428
単独処理浄化槽人口 [人]	43,054	30,509	19,206
計画収集人口 [人]	2,982	2,113	1,330
自家処理人口 [人]	5	5	5
合計 [人]	252,235	244,038	236,295
汚水処理人口普及率[%]	81.7	86.6	91.3

(4) 処理主体

処理施設毎の処理主体は、表 4-8 のとおりである。

表 4-8 処理主体

排水等の種類	処理等施設の種類	処理主体
生活雑排水(し尿含む)	公共下水道	徳島市
	合併処理浄化槽	各世帯、各事業所等
	単独浄化槽	各世帯、各事業所等
し尿及び浄化槽汚泥	し尿及び汚泥処理施設	徳島市

4 収集・運搬計画

(1) 基本方針

市民サービスが低下することのないよう対応することを基本方針とする。

(2) 計画収集区域

計画収集区域は、市内全域とする。

(3) 実施主体

実施主体は、徳島市及び許可業者とする。

(4) 収集形態

し尿等の収集形態は、現状と同様に許可業者の収集とする。

5 中間処理計画

(1) 実施主体

実施主体は、徳島市とする。

(2) 中間処理計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、し尿及び浄化槽汚泥処理施設で処理を実施している。

今後も引き続き当該施設において、中間処理を行っていく予定であるが、施設の老朽化状況等を考慮し、今後の中間処理のあり方等について検討を行っていく。

(3) 目標年度における収集量

目標年度（令和 13 年度）の収集量の見込みは、表 4-9 に示すとおりである。

目標年度（令和 13 年度）のし尿等の排出量は 71,054kL/年が見込まれる。

表 4-9 収集量の見込み

	令和 2 年度 実績値	令和 8 年度 [中間目標年度]	令和 13 年度 [目標年度]
し尿[kL/年]	3,948	2,661	1,675
浄化槽汚泥[kL/年]	72,662	71,065	69,374
自家処理量[kL/年]	5	5	5
合計[kL/年]	76,615	73,731	71,054

【し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測の結果】

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測の結果は、図 4-6 に示すとおりである。

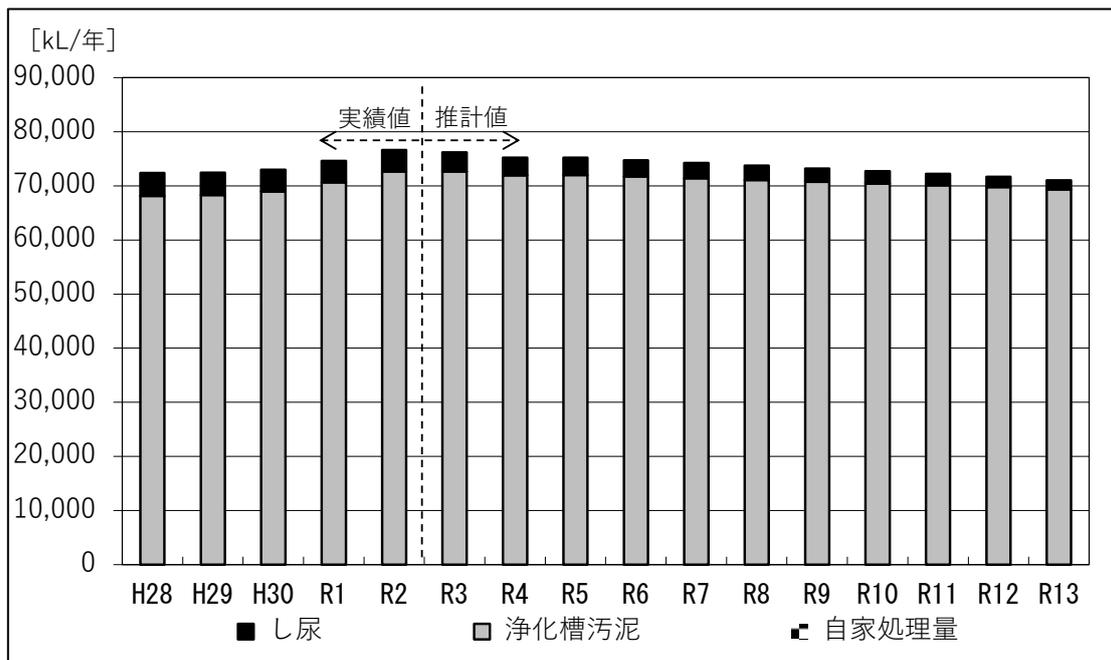


図 4-6 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測の結果

6 最終処分計画

(1) 実施主体

実施主体は、徳島市とする。

(2) 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥処理施設から発生する処理後の汚泥については、焼却処理を行い、焼却残渣は埋立処分を行っている。

今後も処理後の汚泥については、焼却処理を行い減量化・安定化を図るものとする。

7 災害時のし尿処理に係る計画

災害時のし尿処理は、「徳島市災害廃棄物処理計画」（平成 28 年 6 月、徳島市）に基づき適正に行っていくものとする。

8 その他し尿等の処理に関し必要な事項

市民に生活排水処理に関して、次のように広報・啓発活動を行う。

- ・浄化槽の能力維持のため、関係機関と連携をとり適切な使用や維持管理（保守点検、清掃、法定検査）を促進する。
- ・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進するため、補助制度や汚水処理について積極的に情報提供を図る。
- ・広報やホームページ、会員制交流サイト（SNS）、パンフレットの配布などを通じて、家庭でできる生活排水対策への協力を呼びかけ、市民が自主的に行動できるよう誘導していく。
- ・研修会や講演会、出前環境教室などの開催を通じて、水環境や生活排水に関する知識の習得、スキルアップなど人材育成を図る。
- ・市に登録した生活排水浄化実践推進員と協働して、水環境や生活排水をテーマにした講座の開催、生活排水浄化用品（水切りろ紙袋、ゴムへらなど）の配布など、生活排水の汚れを減らすための実践活動を展開する。

第 5 章 計画の進捗管理

計画の進行管理は、**Plan**（計画の策定）、**Do**（実行）、**Check**（評価）、**Act**（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を実施する。

策定の趣旨や目的、目標について住民や事業者の説明を実施し、理解と協力を得るように努める。また、広報への掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、廃棄物処理業者、排出事業者、市民等に広く周知していく。

一般廃棄物処理基本計画に従い、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し、処分を実施する。

一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の指標としてごみ処理に係る数値目標及び基本方針を用い、毎年、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を市民に対し公表する。

一般廃棄物処理基本計画について、評価をふまえて概ね5年毎、または計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを実施する。

また、一般廃棄物処理実施計画において年度ごとの改善策その他の施策を定める。

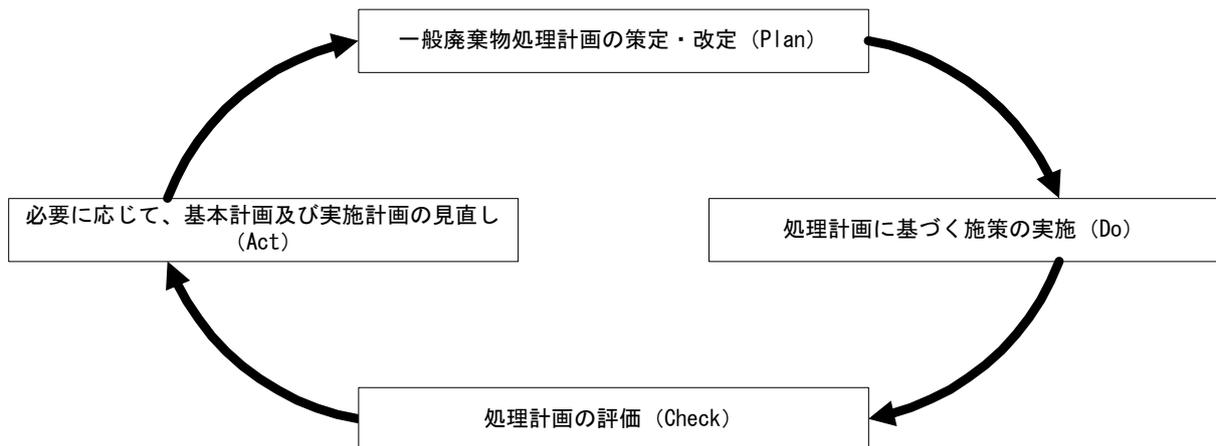


図 5-1 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル

用語集

— あ行 —

RDF

可燃ごみや廃プラスチック類等から作られる固形燃料のことをいう。

一般廃棄物

事業活動に伴って生じる産業廃棄物以外の廃棄物の総称。一般廃棄物は、さらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に生ずる「家庭系ごみ」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴い生ずる「事業系ごみ」に分類される。

エコショップ

レジ袋の削減や簡易包装の実施など、ごみの減量やリサイクルに配慮した店舗。

エコステーション

徳島市では、多様な資源物の回収ルートを確保するとともに、市民の利便性向上を図るため、常設の資源物回収施設として「徳島市エコステーション」を開設し、21品目の資源物を受け入れている。

オフィス町内会

オフィスから出るOA用紙等の古紙類を資源化するために、複数のオフィスが共同で資源を回収する仕組みをいう。

— か行 —

合併処理浄化槽

し尿とあわせて生活雑排水の処理が可能な浄化槽。

家電リサイクル法

正式名「特定家庭用機器再商品化法」。

平成10年法律第97号。エアコン、テレビ、洗濯機及び衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引き渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

環境基本法

平成 5 年法律第 91 号。環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

計画収集人口

徳島市内でごみ又はし尿の収集を行っている人口をいう。

下水道処理人口普及率

下水道人口の行政区内人口に対する割合をいう。

[下水道処理人口普及率＝処理区域内人口÷行政区内人口]

建設リサイクル法

正式名「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」。

平成 12 年法律第 104 号。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、受注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けている。

原単位

市民 1 人 1 日当たりのごみやし尿・浄化槽汚泥の排出量のこと。

人口の増減や都市の人口規模に関わらず、ごみやし尿・浄化槽汚泥の排出量を比較することができるため、ごみやし尿・浄化槽汚泥の排出量の予測時や他都市との比較時などに使用される。

小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称。デジタルカメラやゲーム機等に利用されている金属その他の有用なものの相当分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、再資源化を促進するために定められた法律をいう。

ごみ総量

徳島市一般廃棄物処理基本計画では、「家庭系ごみ（収集ごみ）＋事業系ごみ（持込ごみ）＋資源物拠点回収」の量を「ごみ総量」とした。

ごみ排出量

廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」においては、一般廃棄物の排出量を「計画収集量＋直接搬入量＋資源ごみの集団回収量」と定義している。これに従うと、徳島市の場合は「家庭系ごみ（収集ごみ）＋事業系ごみ（持込ごみ）＋資源物回収運動＋資源物拠点回収」の量となる。

— さ行 —

再資源化量

再資源化量は、①家庭系ごみのうち最終的に再資源化される量、②事業系ごみのうち徳島市の中間処理施設及び徳島市が委託する中間処理施設（現在は不燃物減量・再資源化施設）で再資源化される量、及び③資源物回収運動による回収量の合計である。①と②を合わせた量を資源化量とする。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。

三成分

水分・可燃分・灰分をいい、それぞれごみ中に含まれる水分・可燃分・缶、ビン、土砂等の不燃物をいう。

3R

リデュース（Reduce：廃棄物等の発生・排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの頭文字をとったもの。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されていないものは、一般廃棄物に含まれ、事業系一般廃棄物と呼ばれている。

資源有効利用促進法

正式名「資源の有効な利用の促進に関する法律」

平成 3 年法律第 48 号。平成 3 年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成 12 年に制定されたもの。①事業者による製品の回収・リサイクル対策の強化、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目的とする。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律である。

し尿

人体から排出される大便と小便の混合物のこと。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環型社会形成推進基本法

平成 12 年法律第 110 号。循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等（無価値である廃棄物及び使用済製品や副産物等で有価のもの）の発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義した。

焼却残渣

可燃ごみを焼却した後に発生する残渣をいう。

食品リサイクル法

正式名「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。

平成 12 年法律第 116 号。食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的とする。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品。

食べきれずに捨てる「食べ残し」、料理の際に余分に皮をむくなど、食べられる部分を捨てる「過剰除去」、賞味期限切れ等の理由で手付かずのまま捨てる「直接廃棄」がある。

生活排水

一般家庭からの生活排水は、①し尿と②生活雑排水（台所や風呂場等からの排水）の 2 つからなり、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設で処理されている。

製品プラスチック

容器包装プラスチック以外の、バケツやおもちゃ等のプラスチック素材のみでできた製品をいう。

— た行 —

単独処理浄化槽

し尿の処理のみを対象とする浄化槽。この場合、生活雑排水は管きよ等により未処理のまま周辺に放流されるため、環境へ負荷を与える度合いが合併処理浄化槽と比較して大きくなる。このため、浄化槽法が改正され、平成 13 年度からは新設時における合併処理浄化槽の設置が義務付けられ、また、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換も推進されることとなった。

中間処理後再生利用量

収集及び持込後、中間処理施設に持ち込まれて再資源化されるものの量。

燃やせないごみ、粗大ごみ、不燃系ごみ、缶・びん・ペットボトルは不燃物減量・再資源化施設（丈六町、飯谷町）に持ち込まれて選別された後で有価物として回収される。これが「有価物回収量」である。

また、プラスチック製容器包装は、プラスチック製容器包装中間処理施設に持ち込まれて選別され再商品化事業者に取り取られて再資源化される。これが「再商品化量」である。

中間処理施設

収集したごみの焼却、破碎などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場で埋立した後も環境に悪影響を及ぼさないように処理することを中間処理という。また、中間処理の一環として、金属やガラスなど資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。収集または搬入されたごみに対して焼却、破碎、選別等の中間処理を行う施設が中間処理施設である。

直接資源化量

中間処理施設を経由せずに、収集後直接民間の業者に委託されて再資源化されるものの量。

低位発熱量

ごみの発熱量から、ごみに含まれる水分が気化する際に失われる熱量を除いた熱量をいう。ごみ焼却施設の設計や運転管理に重要な指標となる。

適正処理困難物

一般廃棄物の処理は原則として市町村が行うことになっているが、市町村が持つ技術や設備では適正に処理を行うことが困難な一般廃棄物のこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律はこうした廃棄物を環境大臣が「適正処理困難物」に指定できると定めている。

特定環境保全公共下水道

市街化区域以外に設置される下水道であり、自然保護を目的とした自然保護下水道、生活環境の改善を図る必要がある地域に整備される農村漁村下水道、処理人口が少数であるが水質保全上、特に必要な地域に整備される簡易な公共下水道を総じた名称。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物。

— な行 —

2R

リデュース（Reduce：廃棄物等の発生・排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）の2つの頭文字をとったもの。

— は行 —

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

昭和45年法律第137号。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とする。

ばいじん

物が燃えた際に発生、飛散する微細な物質のことである。

PCB

PCBは、ポリ塩化ビフェニルの総称である。化学的に性状が安定で、燃えにくく、絶縁性が高いという特徴から、電気機器用の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙等に広く利用されてきた。しかし、発がん性などの恐れから昭和47年にPCBの製造が禁止されている。

PDCAサイクル

Plan、Do、Check、Actの頭文字を取ったもので、組織が環境方針及び環境負荷を削減する目的・目標を定め、その実現のための計画（Plan）を立て、それを具体的に実施（Do）する。その結果を点検（Check）し、さらに次のステップを目指して見直し（Act）を行うこと。

不法投棄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」という条文に反して廃棄物を投棄する行為のことをいう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条に罰則規定（5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれの併科）が設けられている。

プラスチック資源循環法

令和 4 年 4 月に施行された、正式名「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」のことを指す。

「3R+Renewable」を基本原則とし、プラスチックごみの設計から使用後の処理まで、全ての過程において資源循環等の取組を促進することを目的とした法律である。

— や行 —

容器包装リサイクル法

正式名「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。

平成 7 年法律第 112 号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみで大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

— ら行 —

リサイクル

廃棄物等を原材料として再利用すること。

原材料として、再利用する「マテリアルリサイクル」と、焼却して熱エネルギーを回収する「サーマルリサイクル」に大別される。

リサイクル率

ごみ排出量に対する再資源化量の割合。

[リサイクル率＝再資源化量÷ごみ排出量]

リターナブル製品

中身を消費した後に返却・回収し、洗浄して繰り返し使用することができる容器。

リターナブル容器はワンウェイ容器のようにごみにならないため、ごみの減量化の手段として有効である。

リデュース

廃棄物の発生・排出を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。

リデュースのためには、事業者には原材料の効率的な使用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階で取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要である。

リユース

一度使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

具体的には、①あるユーザーから回収された使用済みの機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。